

中央環境審議会

環境に配慮した事業活動の促進方策について（意見具申）

関係資料集

平成 16 年 3 月

環 境 省



## － 目 次 －

平成 16 年 2 月 5 日付け中央環境審議会意見具申 「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」(ポイント)……………	1
環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について(意見具申)……………	3
中央環境審議会総合政策部会 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会委員名簿……………	21
中央環境審議会総合政策部会検討経緯……………	22
参考資料……………	23



平成 16 年 2 月 5 日付け中央環境審議会意見具申  
「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」  
(ポイント)

- 環境報告書は、いわば事業者が社会や市場に対して開いた窓であり、事業者と様々な利害関係者との間の重要なコミュニケーション手段。各主体のパートナーシップによってこそ、環境に配慮した事業活動がいっそう報われるものとなるものと期待される。そのためには、環境報告書の取組の裾野を拡大するための制度的枠組みが必要。
- 制度的枠組みの構築に当たっては、民間の事業者については、環境報告書の作成等を義務付けるのではなく、むしろ事業者の任意に委ね、国の関与は最小限とすることにより事業者の自主性が最大限活かされるようにすることが適当。
- 特に公的性格を有し、環境への配慮に不足があってはならない独立行政法人等については、環境報告書の作成等を義務化することが適当。
- また、事業者の環境配慮の取組の裾野を広げていくためには、社会や市場の側においても、環境配慮への積極的な取組への高い評価を具体的な行動へと反映させていくことが重要。このため、金融・資本市場、消費者市場及びサプライチェーン市場のグリーン化を推進することが必要。
- 施策の展開に当たっては、中小企業に対して過度の負担を課すものとならないよう配慮することが重要であり、簡易で実効性のある環境配慮のツールの整備とその普及促進が必要。
- また、欧州等の取組に単に追随するのではなく、国際的な検討の場に積極的に参加し、我が国の先進的な環境配慮の取組が国際的にも正当に評価されるようにするとともに、世界に冠たる環境立国づくりを進めることが重要。

環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について  
(意見具申)

平成16年2月5日

中央環境審議会



## 1. 検討の背景

今日の環境問題は、地球温暖化、廃棄物・リサイクル問題、有害化学物質問題等に見られるように、世界経済の発展や人口の増大により、様々な形で環境の負荷受容能力が失われていく一方で、私たち一人一人の日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷があまりにも大きくなっていることに原因があって、生じている。このままでは環境負荷がさらに増加し、現在の経済社会システムが、さらに厳しい環境上の制約に突き当たるおそれが高くなっている。

こうした環境問題の解決のためには、環境への負荷の少ない持続可能な経済社会システムを構築すること、すなわち、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境が良くなっていくような関係（環境と経済の好循環）を構築し、その中で根治的な取組を進めていくことを基本理念とすべきである。この点に関しては、小泉総理大臣から環境大臣に対し、「環境保護と経済成長を両立させるという基本方針に沿って積極的に取り組むように」との指示がなされている。

環境と経済の好循環を実現する上では、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が極めて重要である。

経済活動の枢要な部分を占める事業活動に起因する環境負荷は大きく、グローバル化によって事業者の活動領域が広がる中、事業活動が環境に与える影響も地球規模で拡大している。一方、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製造の段階はもとより、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減にも寄与しうる立場である。

こうした中で、環境報告書、環境ラベリング、環境パフォーマンス評価、環境会計、ライフサイクル・アセスメント、環境マネジメントシステム、環境適合設計等に取り組む事業者が着実に増加しつつある。これらはいずれも、事業活動における環境への負荷を把握・評価し、場合によっては、事業組織の外にあるステークホルダーの理解と協力も得つつ、その削減のための対策を推進・管理することにより環境配慮の取組を進めようとする有効な手法である。

このような手法の重要性については、平成 12 年 12 月に策定された環境基本計画にも、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で、「情報的手法」及び「手続的手法」として位置づけられ、その開発と普及が盛り込まれている。また、政府の「規制改革推進 3 か年計画(再改定)」(平成 15 年 3 月閣議決定)においても、環境報告書等の情報的手法を活用した自主的取組の推進が位置づけられている。

環境に配慮した事業活動については、これまでもガイドラインの策定等によりその推進が図られてきたところであるが、環境配慮への取組を一層促進するための方策について検討を行うため、平成 15 年 9 月 24 日に中央環境審議会総合政策部会に「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」が設置された。以下は、当小委員会における、環境に配慮した事業活動の促進方策についての検討結果をとりまとめたものである。

中央環境審議会総合政策部会では、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」からの報告を受けて検討を行った結果、所要の修正の上、これを適切なものとして、了承した。

## 2. 環境に配慮した事業活動の現状

### (1) 事業者の取組の進展

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、全ての主体による自主的積極的な取組が重要である。事業者については、単に環境規制を遵守するための対策を講じるだけではなく、自らの創意工夫により、環境負荷の削減に取り組む重要性が増大している。例えば、本年6月にとりまとめられた「環境と経済活動に関する懇談会」報告書においても、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組の重要性が謳われている。

我が国事業者の環境配慮の取組状況をみると、ISO14001 認証事業所の増加など環境マネジメントシステムの導入の進展、環境会計の取組の進展、環境報告書の作成・公表事業者の増大、環境パフォーマンスの把握・評価の取組の進展、環境ラベルによる製品情報提供の進展、製品に係るライフサイクル・アセスメントの実施、環境適合設計の実施などを通じて、自主的積極的に環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつある。

例えば、日本の ISO14001 の審査登録件数は、2003 年 11 月末現在で 13,416 件（世界全体の約 2 割）にのぼっており、我が国の登録件数が世界の国々の中で最も多くなっている。ただし、現在のところ、ISO14001 は、事業者内部の環境マネジメントシステムに関する規格であるため、環境パフォーマンス評価は直接の目的ではなく、また、事業者外部の利害関係者に対する情報開示を要件とするものではない。

このため、ISO14001 の取組と平行して、事業者が自らの環境配慮の取組方針や取組状況等についてとりまとめて公表する環境報告書の作成に取り組む事業者数も拡大しており、平成 14 年度で約 650 社に達している。さらに、環境報告書の信頼性・比較可能性の向上の観点から、第三者審査を受けている事業者の数は約 130 社にのぼる。このように、環境報告書は、市場、消費者、投資家と事業者とを結ぶ重要なツールとなっている。

また、環境面だけでなく、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）という、より幅広い取組の一環として環境配慮の取組を自主的積極的に進めている事業者も増加しつつある。

## （２）事業者の環境情報に対する社会や市場からの要請の高まり

事業者においても、環境への取組については、事業を制約する条件としてこれを受けとめる認識から、業績を左右する重要な要素、さらには今後の事業者の発展の鍵となる課題と捉えるようになってきている。環境省が実施した「環境にやさしい企業行動調査」においても、事業者の環境に関する考え方が、「企業の業績を左右する重要な要素」、「企業の最も重要な戦略の一つ」へと変わりつつあることが示されている。

こうした中で事業者の環境情報に対する社会や市場からの要請も高まってきている。

金融・資本市場においては、近年の環境問題に対する消費者や投資家の関心の高まりと事業者の自主的積極的な環境配慮への取組の進展を受けて、積極的に環境配慮に取り組んでいる事業者を投資対象とするエコファンドなどの社会的責任投資（SRI: Socially Responsible Investment）の取組が進展している。わが国においても 1999 年から証券会社等がエコファンドの販売を開始し、その後ファンド数も増加しつつあり、2003 年 12 月末時点での純資産額は約 850 億円となっているなど、その取組が拡大しつつある。

消費者市場においては、行政機関や事業者によるグリーン購入が進展している。一般の消費者について見ても、商品・サービスの購入と事業者の環境上の評価との間の相関関係が高まりつつあるといった結果が得られている。このように、消費者が商品・サービスを選択する際の要素として商品自体の環境性能のみならず、事業者自身の環境配慮の取組状況も重要なものとなってきている。

事業者が他の事業者から原材料、部品等を調達する企業間市場（以下「サプライチェーン市場」という。）においては、各事業者がグリーン調達基準を策定する動きや業界でグリーン調達を実施するために行う事前調査を共通化する動きなどが広がっている。実際に、過半数以上の事業者が、取引先の選定に当たって、ISO14001の認証取得、環境報告書の作成等の当該取引先の環境配慮の取組を考慮するようになってきているなど、取引先に対する環境配慮の要求が進展してきている。

さらに、CSRの考え方の広まりに見られるように、事業者を評価する視点は、「経済性」のみならず、「環境」や「社会性」も含めた総合的な取組を求める方向へと確実に変化しつつある。この考え方は、事業活動においては利潤を追求するのみではなく、マイノリティや弱者、あるいは環境といった他者への思いやりなしには、社会の持続的な発展はありえないとの認識に立つものと理解することができよう。

このような社会や市場における環境配慮の要求に対応する形で、欧米では環境面を含めたCSRの観点から事業者を評価する動きが拡大しており、民間の評価機関も数多く存在している。日本でも事業者の情報提供の動きやアンケート調査などを基にしたランキングが登場するなど、環境面からの外部評価の動きが徐々に拡大しつつある。

### （3）国際的な動向

このような事業活動における環境配慮に向けた取組は国際的な潮流となりつつあり、2002年に開催されたWSSD（ヨハネスブルグサミット）においても「持続可能でない生産消費形態の変更」という事項が論点の一つに取り上げられたところである。

欧州など諸外国においても、環境マネジメントシステムの構築や環境報告書の作成・公表を通じた環境配慮の取組が進展しており、さらに、こうした取組を進めるため、様々な制度的枠組みの整備（EUのEMAS制度、環境報告書の策定・公表の義務づけ等）も進展している。また、国際標準化機構（ISO）やグローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）等の国際的な民間団体等により、環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書などの普及促進に向けた様々な議論や取組が進行している。同様に、CSRについても、EUにおいてCSRに関する基本方針が策定されるなどの取組が進んでいるほか、ISO等においても議論が行われている。

### 3. 今後の課題

#### (1) 自主的積極的な環境配慮の取組の一層の推進と裾野の拡大

我が国では、これまでも、各種のガイドラインの作成等を通じて、環境配慮の基礎となる環境マネジメントシステム、環境会計や環境報告書等に取り組む事業者の支援に努めてきたところである。

これまでにみてきたように、事業者における環境配慮の取組は近年大きく進展しているが、事業者全体としてみれば、いまだ一部の意識の高い事業者の取組にとどまっている憾みがある。今後、さらに幅広い事業者を対象として、環境に配慮した事業活動の取組を一層広げていくためには、これまでの施策の延長線上の取組では不十分といえる。

今後、事業者の環境配慮の取組の裾野を広げていくためには、事業者の自主的積極的な取組が社会や市場の中で明らかにされるとともに、そうした取組が様々な利害関係者により積極的に考慮され、具体的な行動に反映されていくことが重要である。しかしながら、現状においては、自主的積極的な環境配慮の取組を重要なものとして受け止める意識は共通のものとなりつつあるものの、市場や社会における具体的な場面において、そうした環境配慮の取組に対する考慮が様々な利害関係者の実際の行動には必ずしも反映されていない状況にある。

すなわち、取引先、投資家、消費者、NPO等の様々な利害関係者が、事業者の環境配慮の取組を評価し、その評価に応じた行動をとることにより、事業活動を環境配慮の方向に向かわせる役割が重要であるが、事業者の環境配慮の取組についての情報が不足しているため、様々な利害関係者の側において事業者の環境配慮の取組状況を十分に考慮することが難しい状況となっている。そして、このことが、事業者による環境配慮の取組が十分には報われないことの原因となっている。

こうした悪循環を断ち切るためには、市場、社会とのコミュニケーションツールである環境報告書の果たす役割が極めて重要であり、その普及促進と信頼性の向上を図っていくことが強く望まれる。

このため、政府としては、これまでもガイドラインの作成や表彰制度によって、環境報告書の普及促進を図ってきたところである。しかし、環境報告書の位置づけや役割が不明確であることや、その作成の意義や第三者審査のメリットが必ずしも明確でないなどのため、環境報告書を策定・公表する事業者はいまだ一部にとどまっており、今後さらなる裾野の拡大を図るためには、なお一層の努力が必要である。

また、様々な利害関係者が、事業者の環境配慮への取組を積極的に考慮しようとしても、事業者の環境情報については、例えば財務情報のような場合と異なり、比較が容易で信頼できる環境情報が必ずしも十分に市場や社会に提供されていない。このため、事業者の環境配慮の取組状況を十分に考慮することが困難な状況にある。例えば、環境面を重視する投資家等の利害関係者からは、事業者の環境配慮の取組内容を把握するため、様々な調査票や質問票を相手先事業者に送付されており、特にグローバル企業においては、これらの質問票への対応のため膨大な事務作業に追われている事例が生じているなど、こうした状況は環境面を重視した経済活動を阻害しかねない要因ともなっている。

これらの市場における事業者の環境配慮の評価において、特に重要な機能を果たすのが金融面、すなわち事業者に対するファイナンスの局面である。しかしながら、我が国においては欧米諸国と比べると製品市場のグリーン化は進んでいるが、特に金融・資本市場のグリーン化が遅れている傾向にある。例えば、国内では証券アナリストによる企業評価は多くの場合、財務情報のみに基づいて行われており、事業者の環境面での取組に関するマスコミ等の報道が、株価に大きく影響を及ぼす状況にはない。さらにSRIについても、我が国の純資産残高は欧州の80分の1、北米の1250分の1とまだ小さく、融資に当たり相手先事業者の環境面の状況について適切な考慮を行っている金融機関もごく一部にすぎない。こうしたこととなる理由としては、財務情報についての有価証券報告書のように、事業者の環境情報について比較容易で信頼性の高い情報が社会や市場に対して必ずしも十分には提供されていないことなどがあげられる。

一方、消費者も、企業の社会的評価につながる重要な立場にあり、消費者が事業者の環境への取組を適切に評価し、信頼関係を築いていくことは、環境と経済の好循環を実現するための要素の一つである。このためには、事業者の環境への配慮に関する消費者への情報の提供を一層充実させる一方で、消費者への啓発を進める必要がある。

また、中小企業にとっては、ISO14001等の環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書など専門分化した個別の環境配慮ツールの活用は、人的、費用面等で負担が大きく、その取組は必ずしも容易ではない。さらに、そうした取組が報われるような社会や市場における評価に結びつく仕組みがない。

なお、環境に配慮した事業活動を促進していくためには、既存の制度がむしろ制約要因とならないように配慮することも重要である。

## (2) 国際的な動きへの対応について

諸外国の取組に目を向けた場合、ここ数年の環境に配慮した事業活動への取組の潮流において、特にEUにおける取組は、各種の方針の策定や加盟各国に対する勧告等を通じて実践的、戦略的、体系的に整理された形で進展している。一方、我が国においても環境意識の高い事業者は率先して環境問題に取り組んできたが、EUのRoHS規制への対応に見られるように、国としての対応は比較的受け身の場合が多く、イニシアティブも不足していたために、我が国の事業者が個別に対応を求められている状況にある。今後はこうした不利益を避けるためにも、国際社会に対する日本の対応の在り方を考えていくことが必要である。

その際には、海外での取組を十分に吟味しながら、我が国の対応がグローバル企業にとって屋上屋を架すものとならないように配慮する一方、日本において発展してきた様々な取組が世界市場においても正当に評価されるように働きかけることが必要である。例えば、環境報告書について見ると、GRIガイドラインは環境配慮についての要求事項が少ないが、日本の環境報告書ガイドラインは環境面の記載が充実しており、こうした我が国の先進的取組は積極的に打ち出していくことが可能であり、また世界にとっても有益であろう。

## 4. 今後の対応の方向

### (1) 環境配慮の取組促進に向けた基本的な考え方

地球温暖化、廃棄物・リサイクル問題、有害化学物質の問題等の今日の環境問題に的確に対処し、環境への負荷の少ない持続可能な社会経済システムを構築していくためには、経済活動の大きな部分を占める事業者の役割が極めて重要である。

このような環境問題への対応に当たっては、自らの活動の態様を最もよく知り得る立場にある事業者自身が、自主的積極的に最も効率的効果的な方法で環境負荷の削減を進めていくことにより、単に環境規制を遵守するだけの取組にとどまらず、より一層高い成果を挙げていくことが基本であるとの考え方に立つべきである。

このような取組の推進は、まさに事業者自らの意識の向上と自主的な努力によって行われるべきものであり、これまでも、積極的に環境問題への対応を行ってきた事業者は、そこで培った技術や経験を活かすことにより、事業の発展を自らのものとしてきた。行政の役割は、こうした観点に立って民間の活力を積極的に活かし、事業者の創意工夫による自主的積極的な取組を最大限促進するような枠組みを整備することにある。また、その際には、各府省毎の個別の取組が相互に競合する無駄を排し、関係府省一体となって取組が進んでいくような枠組みとすることにより、効果的な施策展開が図られるように配慮することが重要である。

今までの環境行政は、事業者に一律・一括の義務を課すなど、いわゆる規制的手法による対応が中心であり、こうした自主的積極的な取組を促進するという枠組みの検討は十分になされてこなかった。しかしながら、今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会全体の意識を高揚させる新たな施策の展開を進めることが必要である。このような分野における環境行政の発想については、制度により義務を課す方向へ進むのではなく、高い意欲で自主的取組を発展させることで、高い環境目標を達成していくことを目指すという、歴史を画するような新たな知恵が求められているとも言える。

## (2) 自主的積極的な環境配慮の取組を広げていくための条件整備

事業者の自主的積極的な環境配慮の取組を一部の意識の高い事業者以外に広げていくためには、環境配慮の取組が、金融・資本市場、消費者市場、サプライチェーン市場、労働市場の中で適切に評価されるような条件整備を図ることが重要である。こうした観点からは、環境配慮の取組状況を市場に広く開示する有力な手法である環境報告書について、その信頼性・比較容易性の向上を図るとともに、環境報告書の取組の裾野の拡大を推進するための制度的枠組みが必要である。この点については、前述の「規制改革推進3か年計画（再改定）」においても指摘されているところであり、速やかに対応することが適当である。

こうした制度的枠組みの構築に当たっては、環境配慮の取組が形式的なものとならないようにすることが重要であり、環境報告書の作成や審査（自己審査又は第三者審査）を法律で民間事業者に義務付けるのではなく、むしろ事業者の任意に委ね、国の関与は最小限とすることにより事業者の自主性が最大限活かされるようにすることが適当である。

具体的には、様々な利害関係者の意見を聴いて、環境報告書が最低限満たすべき基本的枠組みについて、一般に公正妥当と認められる項目あるいは基準を位置づけること、そして、環境報告書の信頼性を確保するための自己審査又は第三者審査の仕組みを明確化し、併せて環境報告書の収集・整理・公表の仕組みを整えることが適当である。こうした制度的枠組みを整えることにより、環境報告書を通じて、投資や融資、商品の購入、原材料等の調達の様々な場面で、事業者の環境情報が積極的に考慮され、環境配慮の取組が高く評価される機会が増えるとともに、事業者の競争力の強化にもつながることとなり、環境に配慮した事業活動が市場や社会全体より支援され、その普及促進に拍車がかかるものと期待される。

また、事業者のうち、特に公的性格を有し、環境への配慮に不足することがあってはならない独立行政法人等については、環境報告書を公表すべきこととすることが考えられる。

近年、環境面のみならず社会的側面も含めた「持続可能性報告書」や「CSR報告書」等を作成する事業者が増えている。このため制度的枠組みの構築に当たっては、こうした先進的な取組に対する意識を損なわず、むしろ両立する仕組みとすることが必要である。

しかし、我が国においてはその置かれた状況から、このような報告書においても、環境面での取組が主要な柱となっており、我が国事業者の環境面の取組は国際的にみても進んだものとなっている。今後は、こうした持続可能性報告書等の普及状況及び我が国の環境面の取組状況を踏まえて、CSRの促進方策についても併せて検討を進めていくべきである。

この他、環境報告書による事業者の環境情報と同様に重要なものに、製品の環境情報があり、消費者や取引先がグリーン購入・調達を実践する上で欠かせないものとなっている。

製品の環境情報に関するコミュニケーション手法としては、各種の環境ラベル等が重要な役割を果たすものとなっており、その普及と信頼性の確保のための方策についても、併せて取組を進めていくべきである。

一方で、社会や市場の側においては、環境配慮への積極的な取組への高い評価を具体的な行動へと反映させていくことが重要である。取引先、投資家、消費者、NPO等の利害関係者が、事業者の環境配慮の取組を評価し、その評価に応じた行動をすることにより、事業活動を環境配慮の方向に向かわせる役割は大きいと言える。今後は、事業者の環境配慮の取組の裾野を広げていくため、取引先、投資家、消費者等の利害関係者が、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組を高く評価し、その評価に応じた行動をとることが重要である。こうした観点から、国としても、資本市場、消費者市場及びサプライチェーン市場のそれぞれのグリーン化を推し進め、市場メカニズムを活用しながら、環境に配慮した事業活動を促進するための施策を行っていくことが必要である。

具体的には、金融・資本市場のグリーン化に関しては、各金融機関が環境配慮のポリシーを表明するなど、国連環境計画ファイナンス・イニシアティブなどで提唱されている環境に配慮した金融の考え方が多くの金融機関に浸透するような働きかけが重要である。国としても、金融界との積極的な政策対話を進めるとともに、各種のガイドラインの策定等を通じて、投資、融資等の場面で、相手先事業者の環境情報が積極的に考慮されることを促進することが必要である。この点で、事業者の環境配慮状況をスクリーニング評価して融資条件を決定するという新たな融資制度を、日本政策投資銀行が設けることとしたことは意義深いものと考えられる。

一方、証券業界においては、企業の評価にあたり財務情報に加えて、環境情報の積極的な活用が期待される場所であり、企業評価に当たる証券アナリスト等の環境への関心を高めるための普及啓発等を進めることが必要である。

消費者市場のグリーン化に関しては、実際に環境報告書を見たことがない消費者が多く存在することを踏まえ、環境コミュニケーションツールとしての環境報告書の重要性が広く消費者に認知され、活用されるよう、環境報告書の収集・整理・公表を幅広く進めるとともに、環境報告書の内容を的確かつ公正に評価し消費者等に分かり易く伝える「インタープリター」の役割が重要である。また、消費者団体やNPO等が、事業者の優れた取組に対して、評価、支持する旨を表明するようなことも有効であろう。

また、サプライチェーン市場のグリーン化については、個別の事業者ごとの取組に加えて、業界団体による共通のグリーン調達基準の策定などを通じて、取引先事業者の環境配慮の取組状況を積極的に考慮する動きが広がりを見せつつあることを踏まえ、今後、こうした取組が一層進むよう、国としても技術的助言や支援を進めることが求められる。

さらに、国や地方公共団体においても、物品等のグリーン購入や、融資、補助等といった様々な場面において、対象事業者の環境配慮の取組状況を積極的に考慮することが望ましい。

なお、今日の環境問題の解決のためには、大企業のみならず、事業者数の大多数を占める中小企業についても自主的積極的な環境配慮の取組の裾野を広げていくことが重要である。一方、中小企業に対し、現在大企業が行っているのと同様の環境報告書の作成等を求めることには無理があることから、中小企業に即した簡易で実効が上がる環境配慮のツールの整備とその普及促進が必要である。

例えば、中小企業においても容易に取り組むことができるように、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した「環境活動評価プログラム」（エコアクション21）の普及促進や、地方公共団体や民間団体による中小企業向けの独自の取組との連携強化が必要である。

また、環境に配慮した事業活動の促進の妨げとなっている既存の各種制度がないかどうかについても、環境政策の各分野において関係者の意見を幅広く聴いて洗い出しを行い、その継続的な見直しと改善を行っていくべきである。

### （3）環境配慮の国際的な取組の推進

我が国として世界に冠たる環境立国を構築していくためには、単なる欧米追随ではなく、他国に先んじて総合的、戦略的に取組を進め、各国の取組を先導していくことが重要である。

例えば、環境に配慮した事業活動の促進という地球規模の課題に対しては、各国・各地域が個別に対応するのではなく、国際的な整合性の確保に留意することが重要である。現在、環境会計、環境報告書などの様々な分野で取組の世界的な標準化の試みが行われているが、我が国としては、こうしたグローバルな仕組みを構築していくために積極的な役割を果たしていくべきである。

また、我が国では、ISO14001、環境会計、環境報告書などの環境配慮ツールについて、様々な先進的な取組が進展している。したがって、グローバル・スタンダードの構築に当たっては、欧州等の取組に単に追随するのではなく、国際的な検討の場に積極的に参加し、協力していくことにより、このような我が国での先進的な環境配慮への取組を進め、国際的にも正当に評価されるようにするとともに、我が国の取組と欧州等の取組との調和が図られるようにしていくことが適当である。

(参考資料)

中央環境審議会総合政策部会  
環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会委員名簿

青 山 裕 史	油藤商事株式会社専務取締役
天 野 明 弘	財団法人地球環境戦略研究機関関西研究センター所長
大 塚 直	早稲田大学法学部教授
○河 野 正 男	中央大学経済学部教授
崎 田 裕 子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐 野 角 夫	ソニー株式会社顧問
瀬 田 重 敏	日本経済団体連合会環境安全委員会委員 旭化成株式会社特別顧問
永 利 新 一	日本商工会議所環境・エネルギー委員会委員長代理
福 川 伸 次	株式会社電通顧問
益 田 清	トヨタ自動車株式会社環境部長
三 橋 規 宏	千葉商科大学政策情報学部教授
安 井 至	国際連合大学副学長 東京大学生産技術研究所客員教授
安 原 正	財団法人環境情報普及センター顧問
山 口 公 生	日本政策投資銀行副総裁
◎山 本 良 一	東京大学国際・産学共同研究センター教授

(敬称略、50音順、◎は委員長、○は委員長代理)

## 5. おわりに

環境へのこれからの対応としては、経済活動の主要な部分を占める事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が大きな役割を果たすものとなっている。

こうした中で、近年、環境に配慮した事業活動が広がりを見せるとともに、社会や市場の側においても、財務面のみならず環境面で事業活動を積極的に評価する動きが拡大しつつある。本報告書においては、こうした取組を一層加速化させ、報われるものとするにより、環境と経済の好循環の実現を図ることとし、そのための方策として、事業者の環境情報を様々な利害関係者に提供する有力なツールである環境報告書の普及促進と信頼性の向上のための方策と、様々な利害関係者が事業者の環境配慮の取組を積極的に評価し具体的な行動につなげていく市場のグリーン化を促進するための方策について提言することとした。

これらの方策を実施するに当たっては、事業者の自主性を最大限尊重するとともに、事業者の自主的な取組の実施状況をフォローし、その成果を積極的に公表することが重要である。さらに、ISO、OECD等における議論にも積極的に参加できるような体制を整え、国際的な整合性にも留意しつつ、施策を展開していくことが求められる。

今後、この報告書の内容について関係者への周知徹底を図るとともに、本報告書に盛り込まれた基本的な方向性に沿って、関係府省や様々な利害関係者が一体となった取組が早急に実施に移されることが強く望まれる。このことにより、積極的に環境に配慮した事業活動が様々な利害関係者から高く評価され発展していくという「環境と経済の好循環」の実現が図られ、世界に冠たる環境立国創りが進むことを期待したい。

## 中央環境審議会総合政策部会検討経緯

平成 15 年	
9 月 24 日	<p>第 14 回 中央環境審議会総合政策部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」の設置について</li> <li>・ その他</li> </ul>
11 月 17 日	<p>第 1 回 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会の運営について</li> <li>・ 環境に配慮した事業活動の現状と課題について</li> <li>・ 小委員会の今後の検討スケジュール等について</li> <li>・ その他</li> </ul>
12 月 2 日	<p>第 2 回 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者からのヒアリング</li> <li>・ 環境報告書ガイドライン改訂検討会等における検討状況について（報告）</li> <li>・ 環境に配慮した事業活動の促進に関する議論のポイントについて</li> <li>・ その他</li> </ul>
12 月 24 日	<p>第 3 回 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した事業活動の促進方策について</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成 16 年	
1 月 16 日	<p>第 4 回 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した事業活動の促進方策について</li> <li>・ その他</li> </ul>
2 月 5 日	<p>第 17 回 中央環境審議会総合政策部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会検討結果について</li> <li>・ その他</li> </ul>

## 参考資料

環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会（第 1 回）配付資料を  
もとに作成



## － 参考資料目次 －

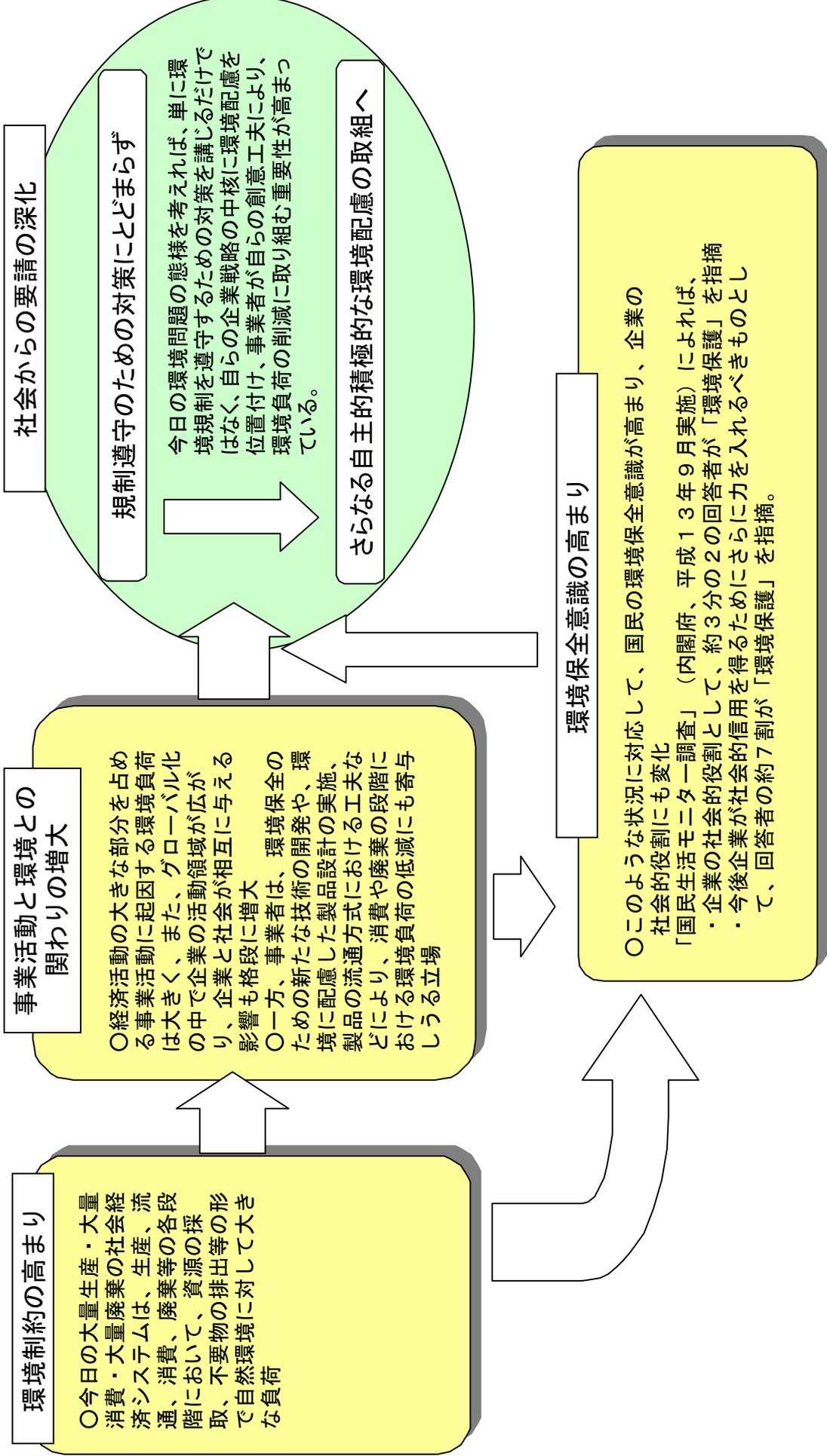
第1章 社会や市場からの要請の高まり	27
1.社会からの要請の深化	27
(1)規制遵守にとどまらないさらなる自主的取組へ	27
① 環境制約の高まり	28
② 事業活動と環境の関わりが増大	30
③ 環境保全意識の高まり	31
(2)環境面も含めた総合的な取組へ	32
① 企業の社会的責任(CSR)に関する考え方の展開	33
② 企業の社会的責任の推進に関する仕組みの展開	36
2.市場からの要請の深化	42
(1)資本市場のグリーン化:環境面を含めた社会的責任投資の拡大	42
① 諸外国におけるSRIの動向	43
② 世界のSRI市場の概要	45
(2)消費者市場のグリーン化:環境配慮型市場の台頭	54
① 行政機関によるグリーン購入・調達の取組の進展	55
② グリーン・コンシューマーの環の広がり	60
③ グリーン購入・調達の進展の状況	63
④ 環境面から企業評価を踏まえた消費行動	65
(3)サプライチェーン市場のグリーン化:取引先に対する環境配慮の要求の進展	67
① サプライチェーンマネジメントの背景	68
② サプライチェーンにおける環境対応を求める動き	70
③ サプライチェーン全体での環境配慮の取組事例	71
3.環境配慮の取組に対する外部評価の進展	78
第2章 事業活動における環境配慮の取組の進展	82
1.企業における環境配慮の考え方の深化	82
2.企業の自主的な環境マネジメントシステムの展開	84
① ISO 14001の特徴	85
② ISO 14001の取得状況(我が国における状況及び国際的状況)	88
③ ISO 14001の取得の目的と効果	91
④ 欧州独自の環境マネジメントシステムの取組	93
3.自己評価手法の活用の進展	95
(1)環境会計の導入の進展	96
① 環境会計の概要・特徴	96
② 環境会計を巡る国際的な議論の動向	98
③ 我が国におけるこれまでの取組	99
④ 環境会計への取組状況	100
⑤ 環境会計の効果	101
(2)環境パフォーマンス指標の発展	102
(3)ライフサイクル・アセスメント手法の発展	104
4.環境報告書	108
(1)環境報告書の作成・公表の意義	108
① 環境報告書とは何か	109
② 環境報告書を通じた環境と経済の好循環政策に関連する内外の取組	110

(2) 環境報告書の策定・公表の世界的な進展	112
① 環境報告書の我が国の現状	113
② 環境報告書の進展のための我が国の取組	118
③ 環境報告書の第三者レビューの取組	121
④ 諸外国における取組の進展	126
5. 環境ラベルによる製品情報提供の進展	134
(1) タイプ別環境ラベルの概要	135
(2) 代表的な環境ラベルの状況	137
(3) 環境ラベルを巡る国際的な議論の動向	142
6. 中小企業の取組の進展	145
(1) 我が国におけるこれまでの取組	146
(2) エコアクション21に関する状況	148
(3) 地方公共団体における取組状況	150

第1章 社会や市場からの要請の高まり

1.社会からの要請の深化

(1) 規制遵守にとどまらないさらなる自主的取組へ

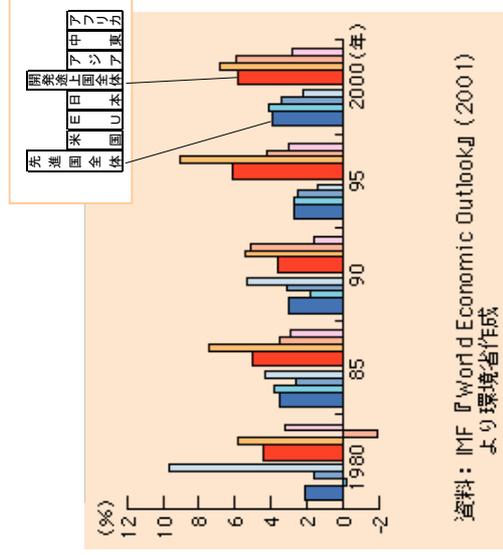


## ① 環境制約の高まり

### 環境制約 I 資源の有限性

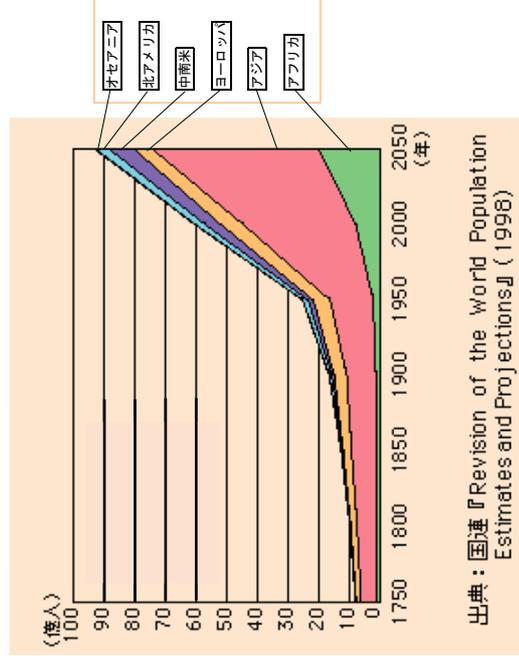
主要な鉱物資源の残余年数は30~40年程度。エネルギー資源についても石油が40年、天然ガスが60年程度で枯渇すると考えられている。資源の確認埋蔵量は、技術進歩や新たな鉱山や油田の発見によって増大する可能性もあるが、他方、今後の消費ペースを考えれば、地球上の資源の絶対量が確実に減少していくことが危惧される。

世界の実質GDP成長率の推移



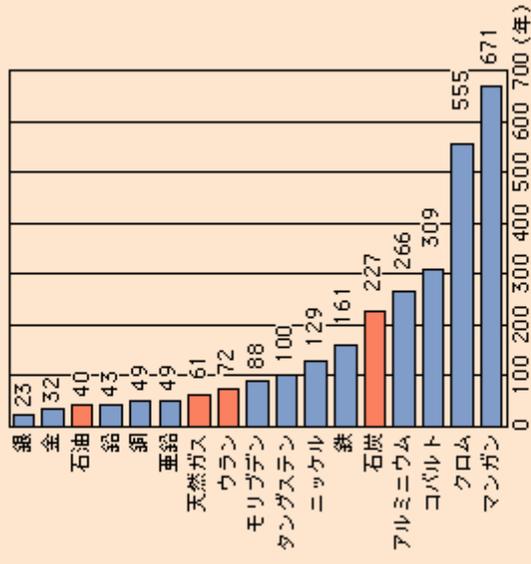
資料：IMF『World Economic Outlook』(2001)  
より環境省作成

世界人口の推移



出典：国連『Revision of the World Population Estimates and Projections』(1998)

主要なエネルギー・資源・鉱物  
資源の残余年数



平成12年現在(ただし、ウランは平成9年、アルミニウムは平成11年)

残余年数=埋蔵量/生産量

資料：BP Amoco『Statistical Review of World Energy 2001』、OECD/NEA-IEA、Mineral Commodity Summaries 2001(一部2000)、World Metal Statistics 2001より環境省作成

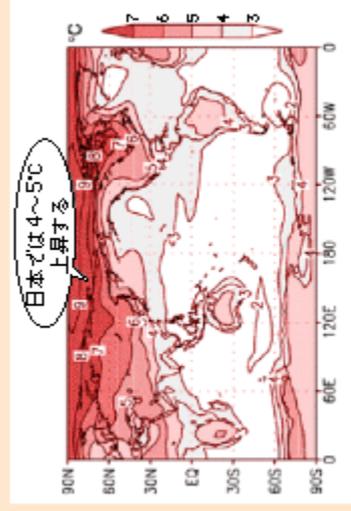
環境制約Ⅱ 高まる環境負荷

○地球温暖化による影響

IPCC が 2001 年（平成 13 年）に発表した第 3 次評価報告書によれば、1990 年から 2100 年までの間に地球全体の平均気温は 1.4～5.8 度上昇するとともに、海面水位が 9～88cm 上昇すると予測している。

こうした気候変動により、水不足や洪水の発生、穀物生産の不安定化、多岐にわたる健康影響等、人々の生活や生産基盤に深刻な影響を与える可能性が危惧される。

将来の気候変化予測

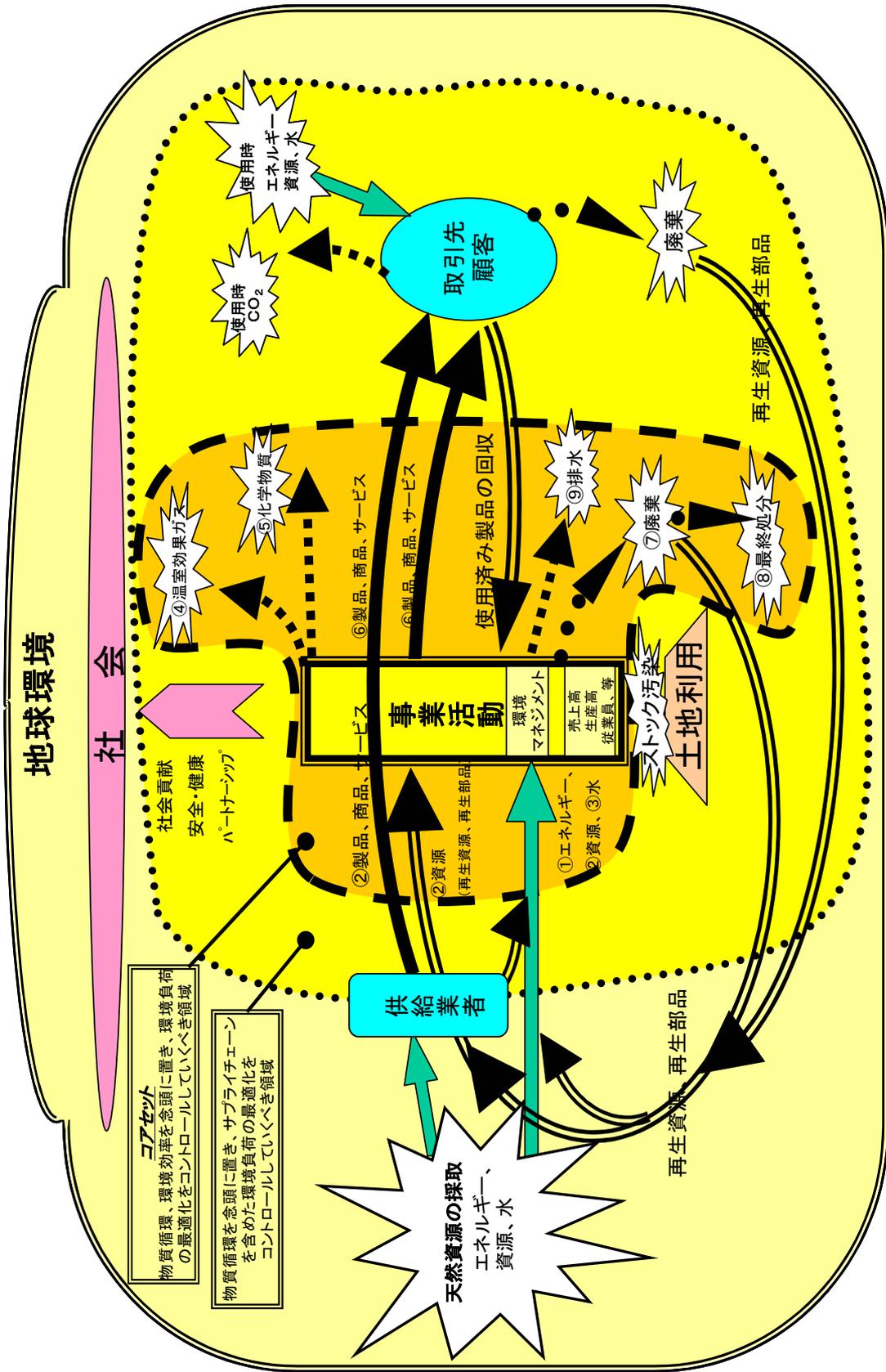


注：世界の各機関の 11 の気候モデルで計算された二酸化炭素 1%/年（複利）増加（又はシナリオ IPCC1992a）による 100 年当たりの年平均地上気温変化量（°C/100 年）の平均値

出典：環境省『地域温暖化の日本への影響2001』（平成13年）

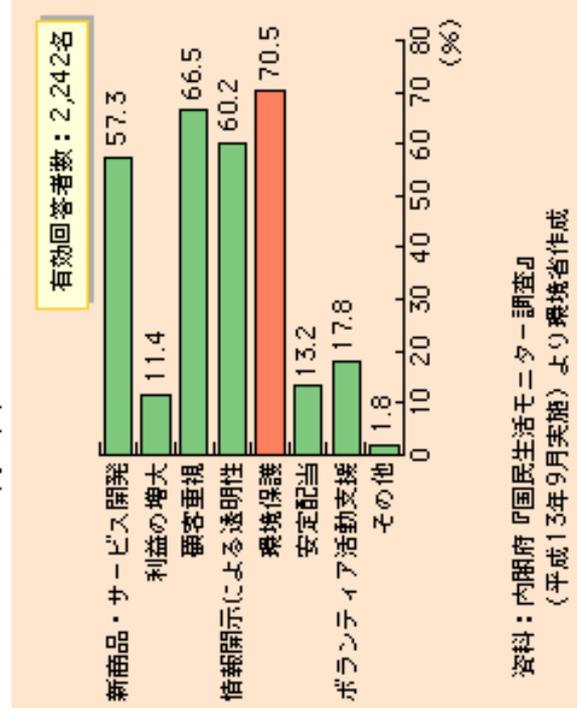
## ② 事業活動と環境との関わり(概念モデル)

事業活動と物質循環との関わり (概念モデル)

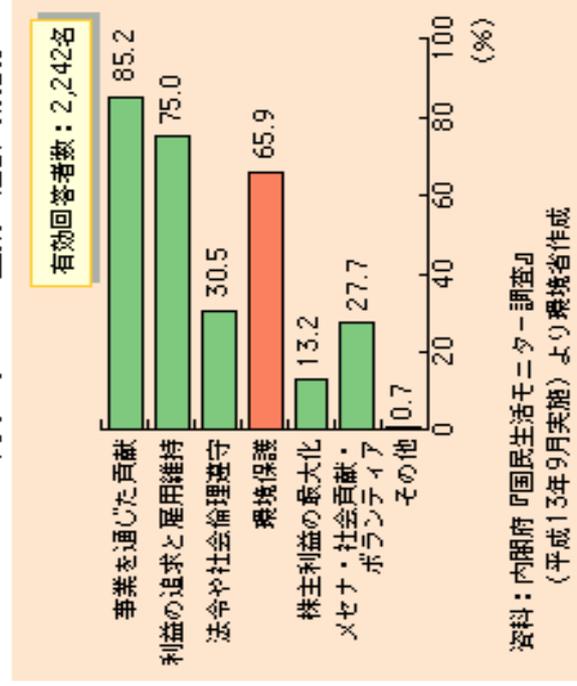


### ③ 環境保全意識の高まり

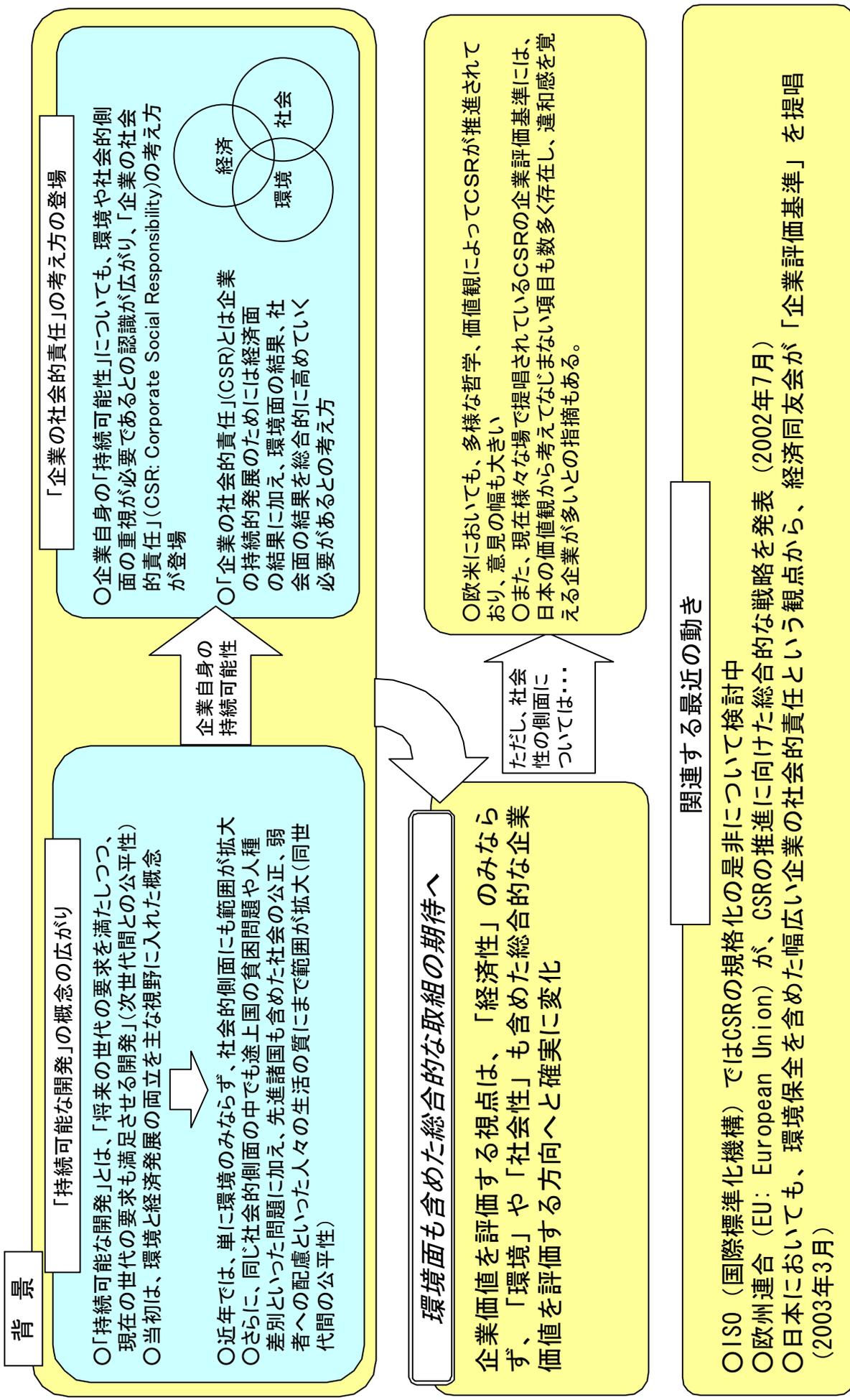
今後企業が社会的信用を得るために  
力を入れるべきこと



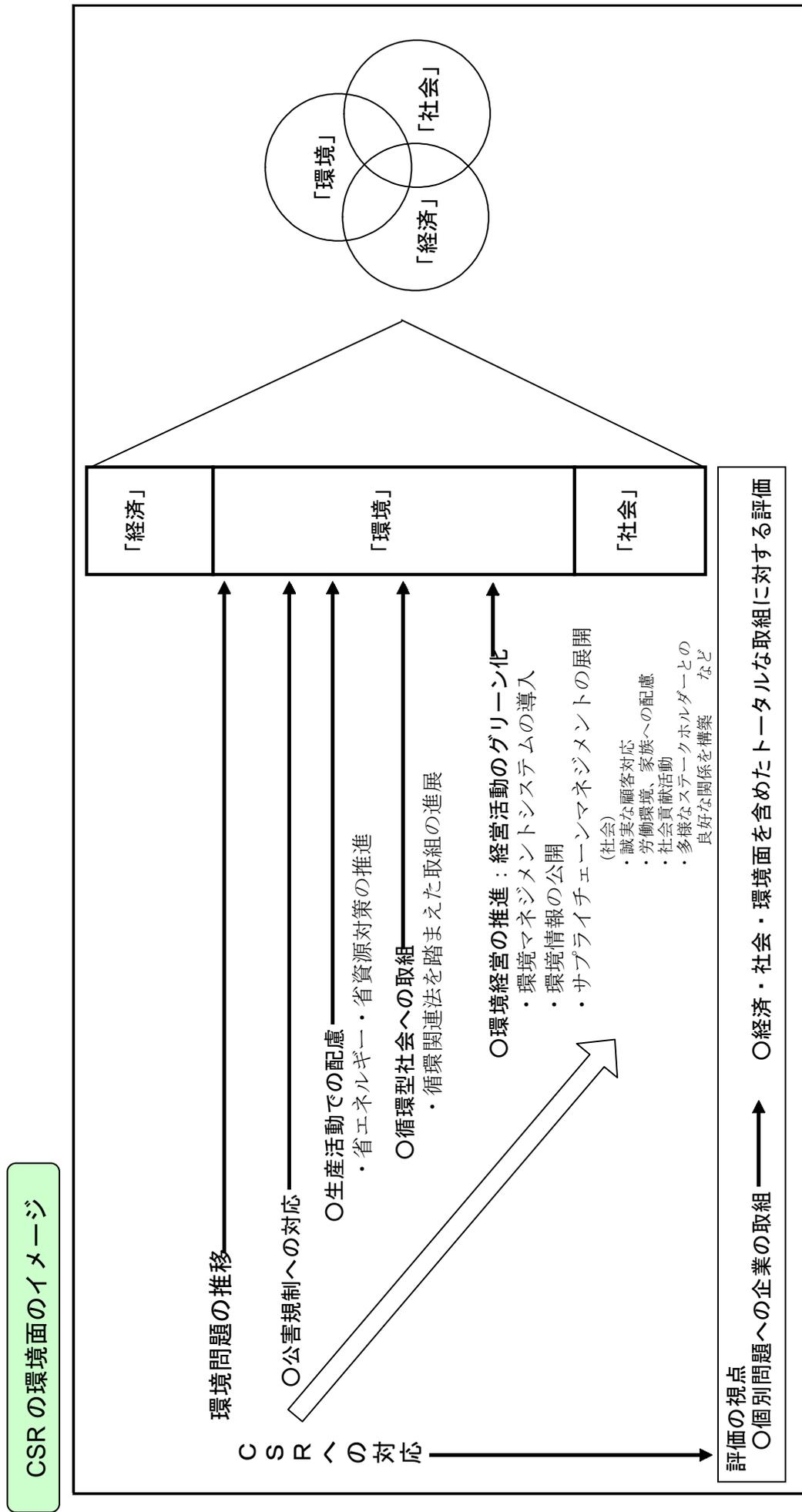
市民が求める「企業の社会的役割」

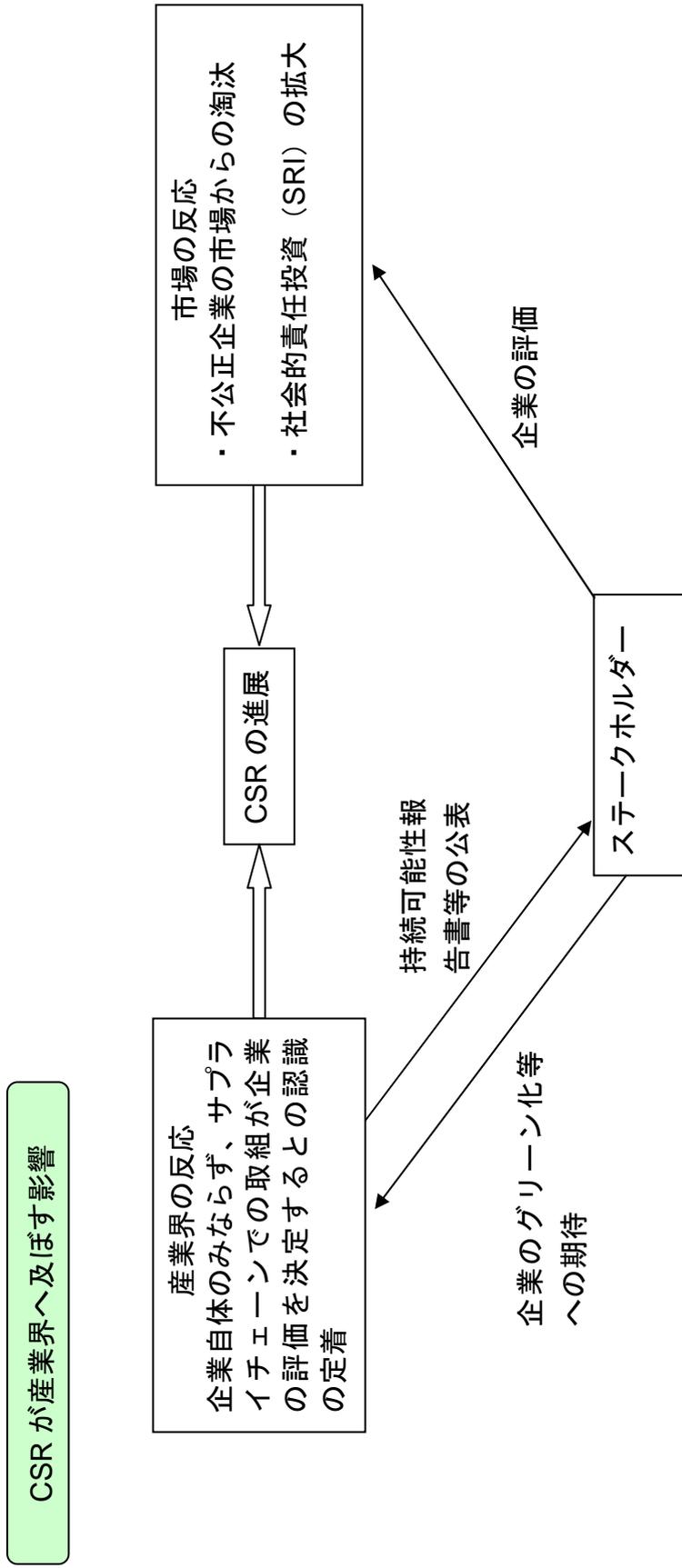


## (2) 環境面も含めた総合的な取組へ

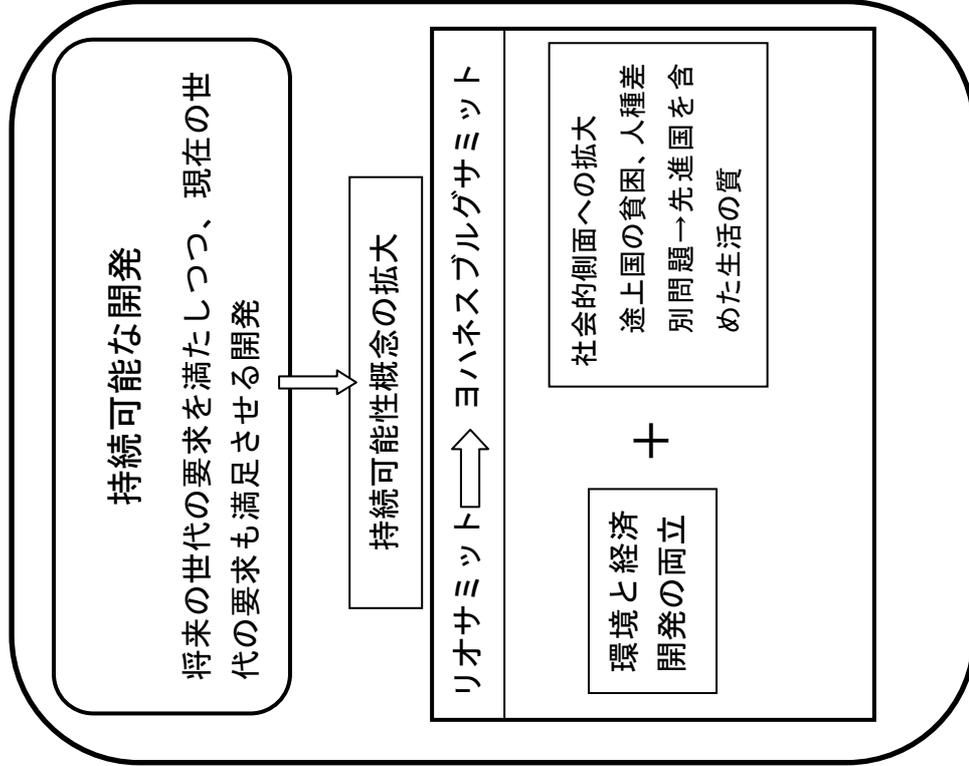


① 企業の社会的責任 (CSR) に関する考え方の展開

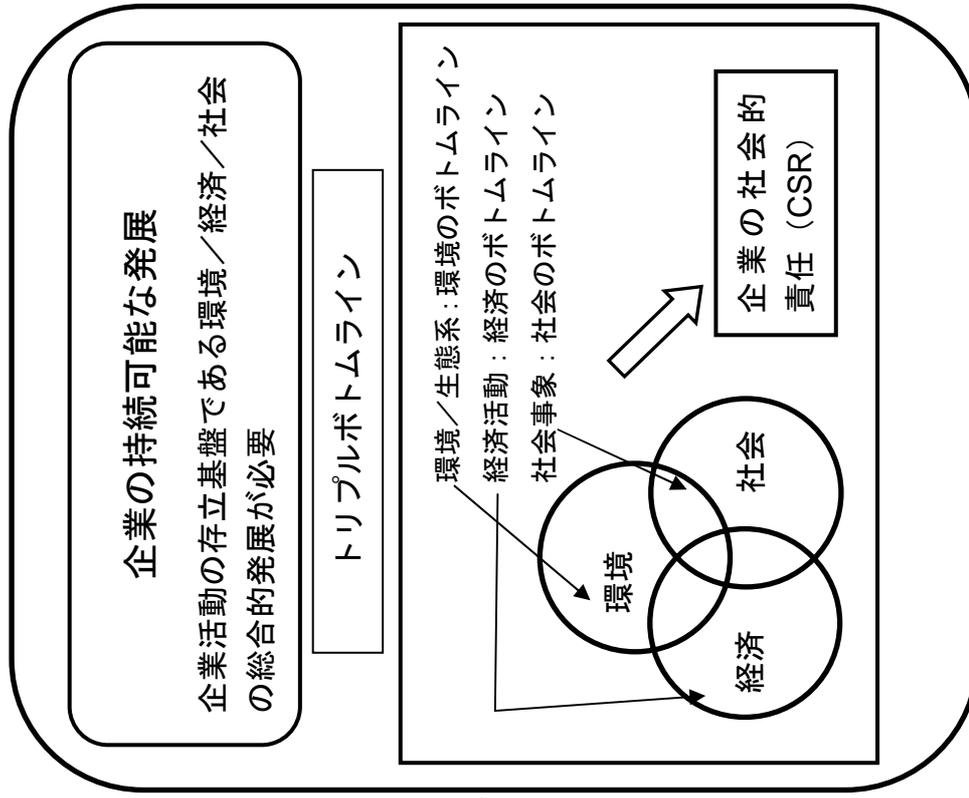




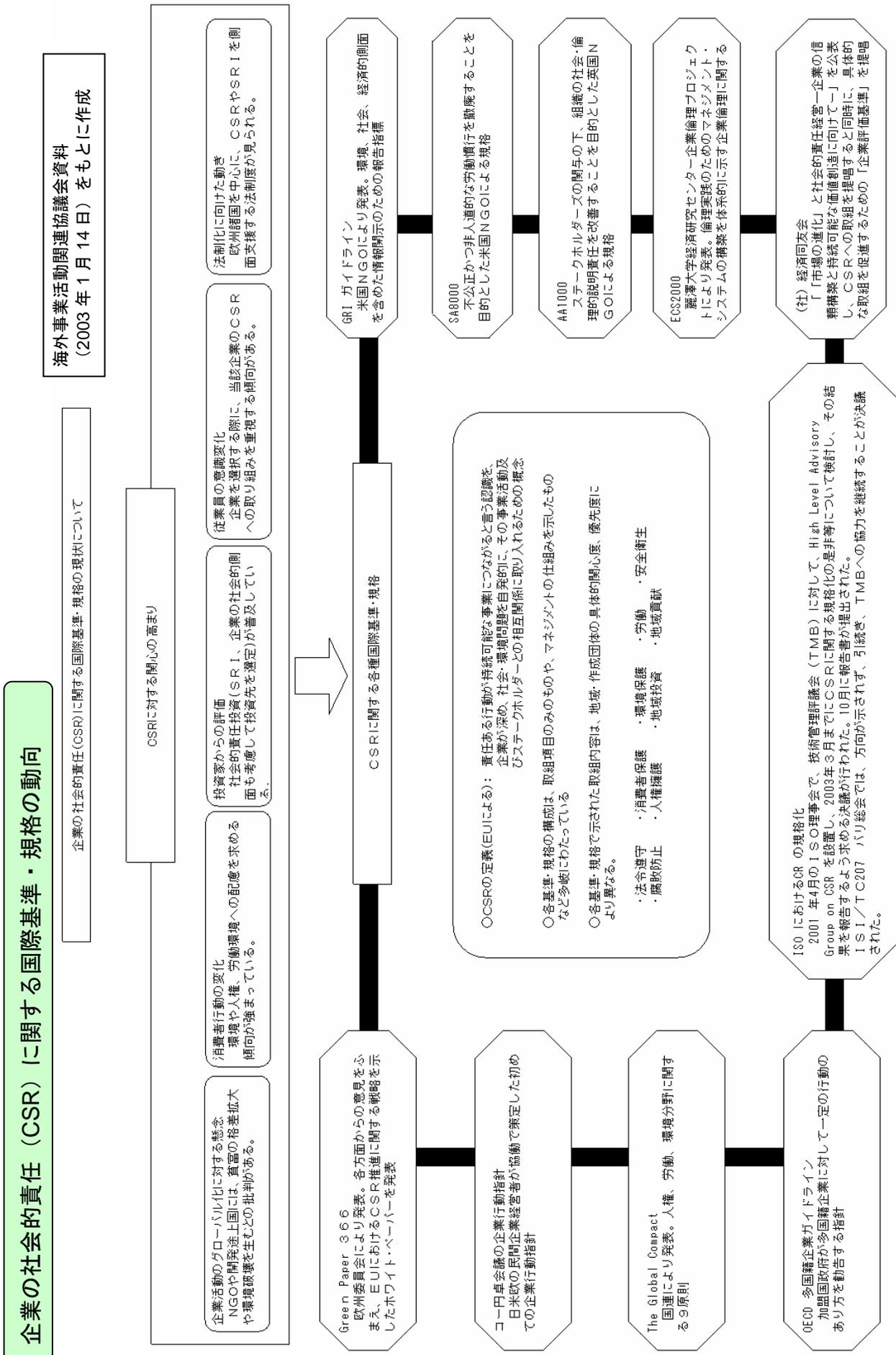
持続可能性とトリプルボトムラインのイメージ



↑  
 企業活動  
 への展開



## ② 企業の社会的責任の推進に関する仕組みの展開



国際的な動き：ISO における取組

ISO では、企業の社会的責任（CSR）に関する規格化について ISO での検討の是非を含めて、検討を進めている。

ISO/COPOLCO 消費者政策委員会 (2001 年 4 月)	ISO 理事会からの要請(ISO 理事会決議 18/2001)を受け、企業の社会的責任、説明責任、管理実施策に基づいて国際規格の実行可能性と必要性を調査・検討することとなった COPOLCO メンバーと非メンバーの意見交換をするため、「企業の社会的責任規格ソリューションフォーラム」が COPOLCO 優先課題グループのひとつである消費者保護 WG に任された
消費者保護 WG (2002 年 5 月)	検討の結果、「企業の社会的責任に関する ISO 規格のデザイナビリティ及びバイナビリティ報告書」を作成し、COPOLCO へ提出した。
COPOLCO (2002 年 5 月)	(COPOLCO 決議 20/2002) ・(消費者保護 WG の報告書の提出により、)ISO 理事会に対し CSR 規格の新規作業を提案
理事会 (2002 年 9 月)	(ISO 理事会決議 29/2002) ・TMB(技術管理評議会)のもとにハイレベル・アドバイザー・グループ(以下 HLAG)を設置すること ・COPOLCO の CSR 報告書を参考に規格化について検討すること ・その結果を 2003 年 3 月に理事会へ報告すること
HLAG (2003 年 3 月)	以下のような内容の勧告を作成 ・ISO は、技術報告書(Technical Report)を 2003 年までに開発する ・HLAG は、が技術報告書が開発された後に、マネジメントシステムに関するガイドラインを第三者認証ではなく自己適合宣言を対象とするかどうか検討するための資料を作成する ・TMB は、その正当化作業を行う ・ISO は、ISO 規格類が多くに受け入れられるように、当該プロセスをレビューしなければならない ※勧告が出た後も検討を継続して行っているが、CSR が多くの分野を含むため、2003 年までの TR の作成は出来なかった。
ISO/TC207 (2003 年 6 月)	企業の社会的責任(CSR)に関するタスクフォース(TF) ISO/TC 207 は、CSRTF ISO/TC207 N624 R1 から報告書を受け取り、CSR TF は、CSR に関する ISO/TMB(技術管理評議会) Strategic Advisory Group(SAG:戦略諮問グループ)からの指令に、引き続き全面的に協力することとした。加えて、書記長に対して、SAG への連絡と CAG (Chairman Advisory Group) および CSR TF へ、折り返し報告することを依頼した。
TMB (2003 年 9 月)	(TMB 決議 59/2003) ・アドバイザーグループ(HLAG と同意、以下 AG)は、次の 2 種類の発行物を迅速に作成する ①グループによる作業報告書 ②世界的な CSR 規格の要請に耐えうるような項目のリストと分析 ・2004 年 1 月の TMB 会議の前に最初の報告書を提出する。また、最終的な報告書は 2004 年 4 月までに提出する ・2004 年 6 月の会合の前に CSR に関する国際会議を ISO 中央事務局と TMB と AG 議長の主催により開催する
TMB (2004 年 1 月)	(TMB 決議 2/2004) ・2004 年 6 月 21 日～22 日に CSR(決議では SR)会議をストックホルムで開催する ・会議の 1ヶ月前以上に AG の報告書をウェブサイトに掲載する ・TMB は SR 会議後のフォローアップ会議で、将来のアクションに関する決定を下す

欧州連合 (EU) の取組

「グリーンペーパー (公開素案) \* : 企業の社会的責任における欧州枠組みの促進」(2001年7月)の検討状況

\* : Promoting a European framework for corporate social responsibility Green Paper COM(2001)366 final

●EUのCSRに関する定義

責任ある行動が持続可能な事業につながるという言葉認識を、企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動及びステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念

●グリーンペーパーの主な方針

・ステークホルダーへの対応

企業の自主性の協調、労働組合・市民団体のミニムスタンダードの設定、投資家へのSRIに関する評価方法、年金運用の情報公開、消費者に対する倫理・社会・環境情報の提供、CSRフォーラムの創設と持続可能性報告の奨励

・CSRの原則

自主性、信頼性と透明性、経済的・社会的・環境的問題および消費者利益のバランスあるCSRの模索、中小企業の取組の必要性、国際合意との強調

・推進戦略

途上国におけるCSRとビジネスの重要性、CSRの経験の企業間での共有、CSRマネジメントスキルの向上、中小企業のCSR意識の育成、CSR推進手段の向上、CSRのEU政策への組み込み

ホワイトペーパー（戦略文書）\*\*の公表（2002年7月）

（ホワイトペーパー：グリーンペーパー（公開素案）に対して寄せられた産業界、労働界、NPO等の意見をもとに作成した戦略文書）

\*\*：COMMUNICATION FROM THE COMMISSION concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development COM(2002)347 final

●ホワイトペーパーに示された取組方針

OEUとしては、CSRは企業の自主的努力にゆだねる。

OEUとしては、CSRの法制化は行わないかわりに、企業の事業活動のあらゆる局面においてCSRを組み込むための、次の推進活動を支援する。

- ・CSRについての理解や情報交換の促進
- ・CSRの実践方法や、ツールの開発
- ・「EUマルチ・ステークホルダーズ・フォーラム」の設立による関係者の協議やガイドラインの作成
- ・EUの各政策におけるCSR関連部分の調整

我が国の取組

(社) 経済同友会の CSR への取組

(社) 経済同友会は 2003 年 3 月に「「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続可能な価値創造に向けて—」を公表し、CSR への取組を提唱すると同時に、具体的な取組を促進するための「企業評価基準」を提唱している。

● 具体的実践に向けた「企業評価基準」の提唱

具体的実践に一刻も早く踏み出すべきであるとの認識の下、促進のための手法として提唱したものであり、2003年度はこの「企業評価基準」に基づいた評価の実施を会員所属企業に呼びかけることとしている。

● 「企業評価基準」の特徴、構成

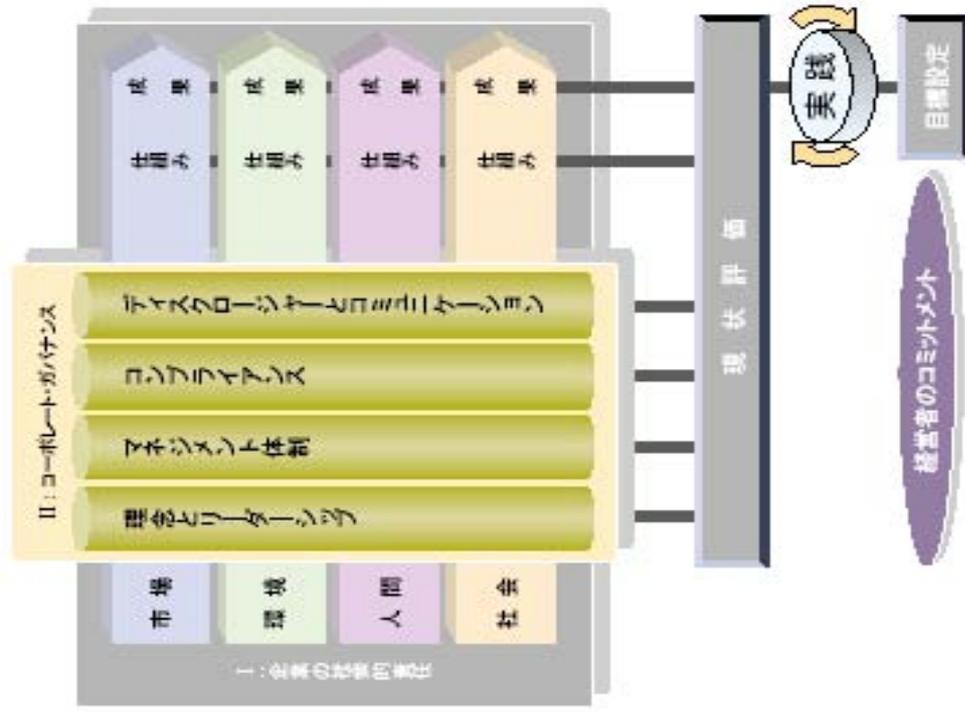
[特徴]

- ・ 経営者が社会の価値観の変化に「気づく」ことによって、より優れた経営を目指していくことのできる基準
- ・ 一定の価値観に基づく画一的な評価ではなく、多様な取組みの中から先進的事例を発掘・評価するもの
- ・ 現状の評価だけでなく、概ね3年後を目安に実現を目指す目標を設定し、経営者がそれをコミット（約束）し、実践を促進するもの

[構成]

- ① この評価基準は、大きく5分野（市場、環境、人間、社会、およびコーポレート・ガバナンス）にわたる110項目から構成されている。
- ② 「企業の社会的責任」（市場、環境、人間、社会の各分野）は83項目となっている。

経済同友会が提唱する新しい「企業評価基準」の体系 (図)

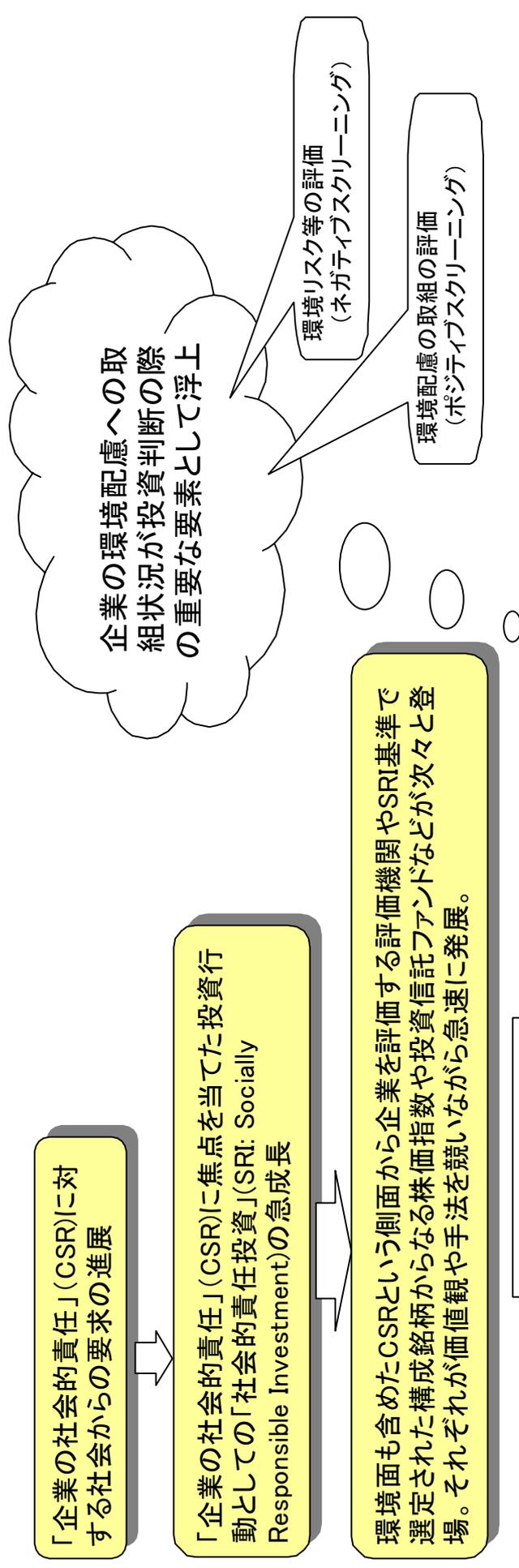


- 評価軸 I: 企業の社会的責任 (CSR)**
- 市場 (主なステークホルダー: 顧客、株主、取引先、競争相手)**
    - 持続的な価値創造と新市場創造への取り組み
    - 顧客に対する価値の提供
    - 株主に対する価値の提供
    - 自由・公正・透明な取引・競争
  - 環境 (主なステークホルダー: 今日の世代、将来の世代)**
    - 環境経営を推進するマネジメント体制の確立
    - 環境負荷軽減の取り組み
    - デイスクロージャーとパートナーシップ
  - 人間 (主なステークホルダー: 従業員、人材としての経営者)**
    - 優れた人材の登用と活用
    - 従業員の能力 (エンプロイアビリティ) の向上
    - ファミリー・フレンドリーな職場環境の実現
    - 働きやすい職場環境の実現
  - 社会 (主なステークホルダー: 地域社会、市民社会、国際社会)**
    - 社会貢献活動の推進
    - デイスクロージャーとパートナーシップ
    - 政治・行政との適切な関係の確立
    - 国際社会との格調

出典: 社団法人 経済同友会 第15回企業白書

## 2.市場からの要請の深化

### (1) 資本市場のグリーン化：環境面を含めた社会的責任投資の拡大



具体的には

#### 欧米諸国の取組（環境・社会面の両方を重視）

- 米国では総運用資産に占めるSRI運用資産は11%を突破（2003年現在）。
- 英国、ドイツ、オーストラリア等各国で投資における環境面や社会面の考慮を促す法制度の整備が進展。
- 例えば、英国では、企業年金法規則を改正し、年金基金の運用に当たって環境面や社会面を考慮しているかどうかにつき情報開示を義務付け。この結果、年金基金の運用残高の約8割がSRI手法を既に導入。

#### 我が国の取組（主として環境面を重視）

- 近年の環境問題に対する消費者や投資家の関心の高まりと企業の自主的な環境対策の進展から、積極的な環境配慮に取組んでいる企業を投資対象とするエコファンド（投資信託）の市場が発展
- 1999年8月から各証券会社がエコファンドの販売を開始し、2003年12月末時点での純資産額は800億円を超える状況

## ① 諸外国におけるSRIの動向

欧米では、100年の社会的責任投資(SRI)の歴史があり、その中で企業評価が成長してきた。この中で、企業の財務に関する評価にあわせて、社会、倫理、環境的側面からの企業評価が行われてきた。  
近年、公表されているSRIインデックスには、日本企業も数多く含まれるようになってきている。

### 社会的責任投資(SRI)の動向

- 1900年初頭 社会的責任投資が欧米で始まる
  - 始まりは宗教団体等が主体
  - たばこ、アルコール、ギャンブルへの関連企業を投資先から排除

倫理的側面から特定活動を行う企業を除外

- 1960～80年代 社会的な価値観を強く反映
  - ベトナム戦争をきっかけに武器製造企業を除外
  - 反アパルトヘイト 南アでの操業企業を除外
- 株主権行使の原型が形成
  - キャンペーン GM 等

企業活動を広くプラス面、マイナス面からの評価

- 1980年代後半～ 環境、消費者保護へと関心が広がる
  - 株主がバルディーズ（現 CERES）原則への署名を要求
- 1990年代後半 経済、環境、社会の3つの側面からの企業評価が進展

経済、社会、環境の3つの側面からの評価

代表的な SRI インデックス

- ・ダウ・ジョーンズによるサステナビリティ・インデックス (DJSI : 米)  
 ダウ・ジョーンズ社の「グローバルインデックス」を構成する全世界 2,500 社を持続可能性の観点から審査した結果をもとに選定した 317 社を組み入れた株価指数
- ・ FTSE 社による FTSE4 Good Global Index (英)  
 フィナンシャルタイムズとロンドン証券会議所の共同出資会社 FTSE が発表しているさまざまな株価指数のうちの社会的責任投資株価指数

投資市場での評価

- ・ エコファンド
- ・ SRI ファンド  
 評価機関等の評価結果 (SRI インデックス) を反映して組み入れ銘柄が決定される。

【評価機関例】

- ・ SAM 社 (スイス)
- ・ EIRIS 社 (英)  
 (日本の場合)
  - ・ 株式会社グッドバンカー
  - ・ 株式会社 UFJ 総合研究所
  - ・ 損保ジャパングループ
  - ・ 株式会社日本総合研究所

ダウ・ジョーンズ サステナビリティ・インデックス(2003年) 組み入れ銘柄 上位企業

DJSI World - Components (by Size)		
Name	Country	Market Sector
1 Pfizer Inc.	United States	Healthcare
2 Citigroup Inc.	United States	Financial Services
3 Intel Corp.	United States	Technology
4 BP PLC	United Kingdom	Energy
5 Johnson & Johnson	United States	Healthcare
6 HSBC Holdings PLC (UK Reg)	United Kingdom	Banks
7 Vodafone Group PLC	United Kingdom	Telecommunications
8 GlaxoSmithKline PLC	United Kingdom	Healthcare
9 Procter & Gamble Co.	United States	Non-cyclical Goods
10 Novartis AG	Switzerland	Healthcare
11 Royal Dutch Petroleum Co.	Netherlands	Energy
12 Toyota Motor Corp.	Japan	Automobiles
13 Nestle S.A.		
14 Nokia Corp.		
15 Amgen Inc.		

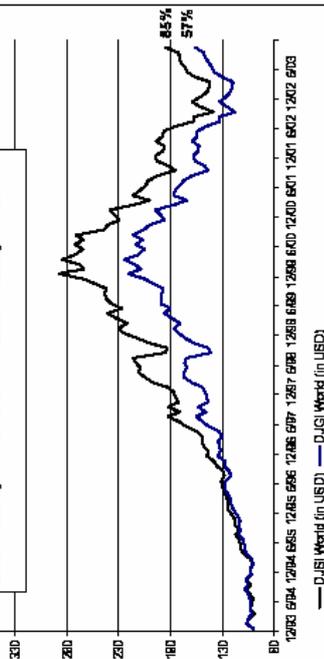
Dow Jones Sustainability Indexes

A cooperation of Dow Jones Indices, STOXX Ltd. and S&P Group

DJSI World – USD Performance and Risk (I)

December 1993 - October 2003, USD, Price Index

DJSI World / DJGI World:  
 Correlation: 0.9637 Tracking Error: 4.37%  
 DJSI Volatility: 16.19% DJGI Volatility: 14.97%



② 世界のSRI市場の概要

欧米の社会的責任投資（SRI）は、100年の歴史があるが、日本でエコファンドが設立されたのは、1999年からである。  
日本のSRIの純資産残高は、欧米に比べてまだ小さい。

日本のSRI市場

ファンド名	ファンド形態	委託会社	SRI調査会社	設定日	純資産額 (億円)
日興エコファンド	国内株式	日興アセット	ゲットバンカー	1999/8/20	379
損保ジャパン・グリーンオープン	国内株式	損保ジャパンアセット	損保ジャパン総合研究所 損保ジャパン・スリ・アセット	1999/9/30	82
エコファンド	国内株式	興銀第一ライフ	ゲットバンカー	1999/10/29	50
日本株式エコファンド	国内株式	UBS	日本総合研究所	1999/10/29	42
エコパートナーズ	国内株式	UFJパートナーズ	UFJ総合研究所	2000/1/28	29
朝日ライフSRI社会貢献ファンド	国内株式	朝日ライフアセット	パブリックリソースセンター ストック・アット・ステイク(ベルギー)	2000/9/28	41
エコバランス	国内バランス	三井住友アセット	インターリスク総研	2000/10/31	12
日興グローバル・サステナビリティ・ファンド	国際株式	日興アセット	SAM(スィス)	2000/11/17	22
グローバル・エコ・グロース・ファンド	国際株式	大和住銀	インベスト・ストラテジック・パリュウ・ アドヴァイザーズ社(米国)	2001/6/15	54
UBSグローバル株式40	なし	UBS グローバル・アセット・マネジメント	UBS AG	2003/11/7	116
住信SRI・ジャパン・オープン	国内株式	住信アセットマネジメント	日本総合研究所 住友信託銀行	2003/12/26	18
合計					845

※ 純資産額は2003年12月末現在

※ 「日興グローバル・サステナビリティ・ファンド」、「グローバルエコグロースファンド」は為替ヘッジなし、為替ヘッジありの2コースがあり、純資産額は両コースの合計を表示  
(出典) モーニングスターHP

諸外国のSRIの現状

米国の社会的責任投資は①スクリーニング、②株主行動、③コミュニティ投資の3つに分類され、全体の規模は2兆1,750億ドル（全米の専門的投資運用規模の約11%）に達しているとされている。

「環境」はスクリーニング型の投資行動の評価項目として運用事例の50%以上で採用されると伝えられている。

投資行動の分類

投資行動	内容
スクリーニング	・ネガティブスクリーニング 武器製造、タバコ製造、化粧品に関する動物実験など非倫理的と判断される事業を行う企業や環境リスクの高い企業に投資することを回避する行動。
	・ポジティブスクリーニング 社会・環境面でのパフォーマンスに優れ、他の企業をリードする企業を集めて投資する行動。「ベスト・イン・クラス」アプローチ。
	・エンゲージメント 社会・環境面でのパフォーマンスの改善を促すために、企業に公開質問状の送付や改善の働きかけ等のコミュニケーションを行う行動。
株主行動	株式を保有している企業の社会・環境面でのパフォーマンスの改善を促すために、議決権行使、議案提出、株主代表訴訟などを行う行動。
コミュニティ投資	経済的格差の解消などを目的に、資本流入の乏しい特定地域の企業やプロジェクトに積極的に投資する行動。

出典：環境省 平成14年度社会的責任投資に関する日米英3か国比較 調査報告書

米国のSRI型投資運用資産

	2003年
SRIスクリーニング運用資産	21,540
ミニチュアルファンド (ファンド数)	1,620 200
独立口座の運用資産*	19,920
株主行動	4,480
(うちスクリーニング+株主行動)	4,410
コミュニティ投資	140
合計**	21,750
総運用資産に占める比率	11%

\* 宗教団体、政府機関、組合、基金、大学、保険会社、病院、企業、個人向けカスタムポートフォリオ  
 \*\* 合計金額=SRIスクリーニング運用資産+株主行動+コミュニティ投資-(スクリーニング+株主行動)  
 出典：Social Investment Forum(SIF),2003 Trends Report,www.socialinvest.org

英国のSRI型投資運用資産

	2001年
宗教団体	13
SRI投資信託	3.5
慈善団体	25
年金基金	80
保険会社	103
合計	224.5

(単位：10億ポンド)

出典：Russell Sparkes “Socially Responsible Investment”, John Wiley & Sons, Ltd, 2002

英国 年金法における投資方針に関する条項

英国年金法第35条では、年金基金の受託者は、年金基金の運用に関する意思決定に適用される基本原則を書面として準備することを義務付けられており、2000年7月施行の規則で、投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する項目が追加された。

英国年金法第35条

(1) 委託スキームの受託者は、スキームの目的のための投資意思決定に適用される基本原則文を書面として準備し、維持し、随時改訂することを確保しなければならない。

(2) 原則文はとりわけ以下の事項を対象としなければならない。

- (a) 省略
- (b) 以下の事項に関する受託者の方針
- (3) 前項の規定による事項とは、

- (a) 保有する投資の種類
- (b) 投資種類別の構成
- (c) リスク
- (d) 投資の期待収益
- (e) 投資の換金性
- (f) その他の規定される事項

2000年7月 施行規則

1995年年金法第35条(3)(f)のその他の規定される事項(受託者が投資原則文の中で、方針を明示すべきその他の事項)は、

- (a) 投資の銘柄選択、保有、換金において、社会、環境、倫理的な配慮が仮に行われている場合は、その配慮の程度
- (b) 投資に付帯する権利の行使(議決権を含む)に関連して、仮にあるのであればその方針

日本の外部評価機関と評価項目

評価機関	評価項目の概要
株式会社 グッドバンカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO 14001 取得、環境マネジメントシステム、</li> <li>・ 省エネ、省資源、</li> <li>・ 製品・サービス、</li> <li>・ 情報開示、</li> <li>・ ライフサイクルアセスメントに関する取り組み等</li> </ul> <p>(出典：金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書)</p>
株式会社 UFJ総合研究所	<p>10年後をみた環境戦略を分析。持続可能な社会の実現に貢献する企業を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トップマネジメントの姿勢、</li> <li>・ 環境マネジメントシステム構築状況、</li> <li>・ 事業に伴う環境負荷の低減、</li> <li>・ 環境コミュニケーション、</li> <li>・ 社員の環境啓発教育、</li> <li>・ 環境配慮型商品・ビジネス開発</li> </ul> <p>(参照：金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書、UFJ総合研究所 HP)</p>
株式会社 インターリスク総研	<p>一般的項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境管理体制、</li> <li>・ 環境会計導入、情報公開等</li> </ul> <p>重点評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料・電力消費量、</li> <li>・ 産業廃棄物排出量、</li> <li>・ 企業の把握・開示しているCO2排出量、</li> <li>・ CO2排出量削減への取り組み状況等</li> </ul> <p>(参照：三井住友海上アセットマネジメント HP)</p>
損保ジャパングループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境マネジメントシステムの展開度、</li> <li>・ 情報開示、コミュニケーション、環境会計、</li> <li>・ 環境負荷・環境効率の改善（製造・生産部門）、製品に対する環境配慮など</li> </ul> <p>(参照：損保ジャパン・アセットマネジメント HP)</p>
株式会社 日本総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全の取り組み方針、</li> <li>・ 環境管理システム、</li> <li>・ 情報公開、</li> <li>・ 製品開発・生産・調達、</li> <li>・ 業界特有の環境リスク対策、</li> <li>・ 環境負荷低減目標の定量化、実施状況</li> </ul> <p>(出典：金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書)</p>

外国の外部評価機関の評価項目

Ethical Investment Research Service (EIRIS : 英国)

- ・ 1983年に設立。教会や慈善団体を基盤に創設された非営利機関。現在、子会社であるEIRIS Service Ltd. が営利業務を担当している。
- ・ 英国、ヨーロッパ、北アメリカ、アジア・太平洋地域の約2500社を調査対象としている。この中にはFTSE All World Developed Index 対象の企業すべてが含まれる。
- ・ 英国FTSE社が開発したSRIインデックスであるFTSE4 Good Index はEIRISの調査データにより作成されている。

評価分野	評価事項
環境問題	環境マネジメント、環境方針、環境報告、採鉱・採石、原子力、オゾン層破壊物質、農薬、除草剤、公害に関する有罪判決、熱帯雨林（材）、水質汚染
利害関係者問題	公告に関する苦情、コミュニティとの関係、企業統治、役員報酬、機会均等、健康・安全、労働組合、従業員参加状況、教育
その他の問題	アルコール、動物実験、情報開示、毛皮、ギャンブル、遺伝子工学、人権、集約農業、食肉販売、軍需品生産、販売、政治献金、ポルノグラフィ、成人向け娯楽サービス、好ましい生産、サービス、第三世界、たばこ

SAM Sustainability Group

スイスに本拠をおく、持続可能性を評価尺度とした投資の運用アドバイス会社。個人や機関投資家に運用アドバイスを提供するのみならず、さまざまな持続可能性の情報サービス提供も行っている。

評価分野		評価項目
サステナビリティの機会	方針と戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティのための組織公の方針の有無</li> <li>・計画の妥当性</li> <li>・ステークホルダーとの関係</li> <li>・コーポレートガバナンス</li> </ul>
	機会の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員へのインセンティブアプローチ</li> <li>・賢い資本管理</li> <li>・IT化の度合い</li> <li>・サステナビリティの自主管理計画</li> <li>・環境と健康安全報告書</li> <li>・社会的責任報告書</li> </ul>
	業種特有の(73業種)の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の業務の特有なサステナビリティ機会の評価</li> </ul>
サステナビリティのリスク	戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的なリスクアセスメント戦略</li> <li>・環境マネジメント</li> <li>・グローバルな環境基準・社会基準</li> <li>・倫理要綱(賄賂や腐敗)</li> </ul>
	管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・安全監査</li> <li>・社会監査</li> <li>・環境パフォーマンス評価</li> <li>・健康安全性レポート(事故率の推移、健康管理コストなど)</li> <li>・従業員の扱いについての議論</li> <li>・突発的事故・災害への準備</li> <li>・環境債務</li> <li>・従業員からの内部告発を経営に伝達する手段があるか</li> </ul>
	業種特有のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員からの内部告発を経営に伝達する手段があるか</li> </ul>

日・米・欧の機関投資家の投資行動比較

3か国の機関投資家の社会的責任投資行動には、大きな相違が見られる。

日本：我が国では機関投資家の社会的責任投資行動は、個人向けの投資信託を設定・運用する投資信託会社にしか見られず、その形態もポジティブスクリーニングに限られている。エンゲージメントや株主行動も、普及していない。

米国：個人向け投資信託を設定・運用する投資信託会社に、スクリーニングと株主行動、コミュニティ投資を積極的に行う例が多く見られる。

英国：個人向け投資信託を設定・運用する投資信託会社に、スクリーニング、エンゲージメント、株主行動を積極的に行う例が多く見られる。

3か国の機関投資家の社会的責任投資行動

	日本			米国			英国		
	公的年金	私的年金	保険会社 投資信託	公的年金	私的年金	保険会社 投資信託	公的年金	私的年金	保険会社 投資信託
スクリーニング				●	●		●	●	
ネガティブスクリーニング				●	●	●	●	●	●
ポジティブスクリーニング			●	●	●		●	●	●
エンゲージメント				●	●		●	●	●
株主行動				●	●				●
コミュニティ投資				●	●	●			

(注) 各国の株式市場に対して一定の規模で認められるものを●とした。

公的年金、私的年金には、確定給付型と確定拠出型の双方を含む。

個人投資家の社会的責任及びSRIに関する考え方

個人投資家のエコファンドやSRIファンドについての認知度を見ると、認知している、関心を持っている人はそれなりにいるものの、実際にエコファンドを購入している割合は、非常にわずかであるので、今後は、「購入していないが関心のある層」の実際の購買へ結びつけ、認知や関心を持っている層を拡大することが課題となる。

社会的責任投資における個人投資家の関心度

	日本	米国	英国
エコファンド、SRIファンドを知っている	34.6%	32.3%	37.5%
知っている人の中で			
すでに購入している	1.2%	12.0%	6.1%
購入していないが関心はある	75.7%	57.0%	60.8%
購入していないし関心もない	21.7%	24.0%	29.6%
無回答	1.4%	7.0%	3.5%

(参照：環境省 平成14年度社会的責任投資に関する日米英3か国比較 調査報告書)

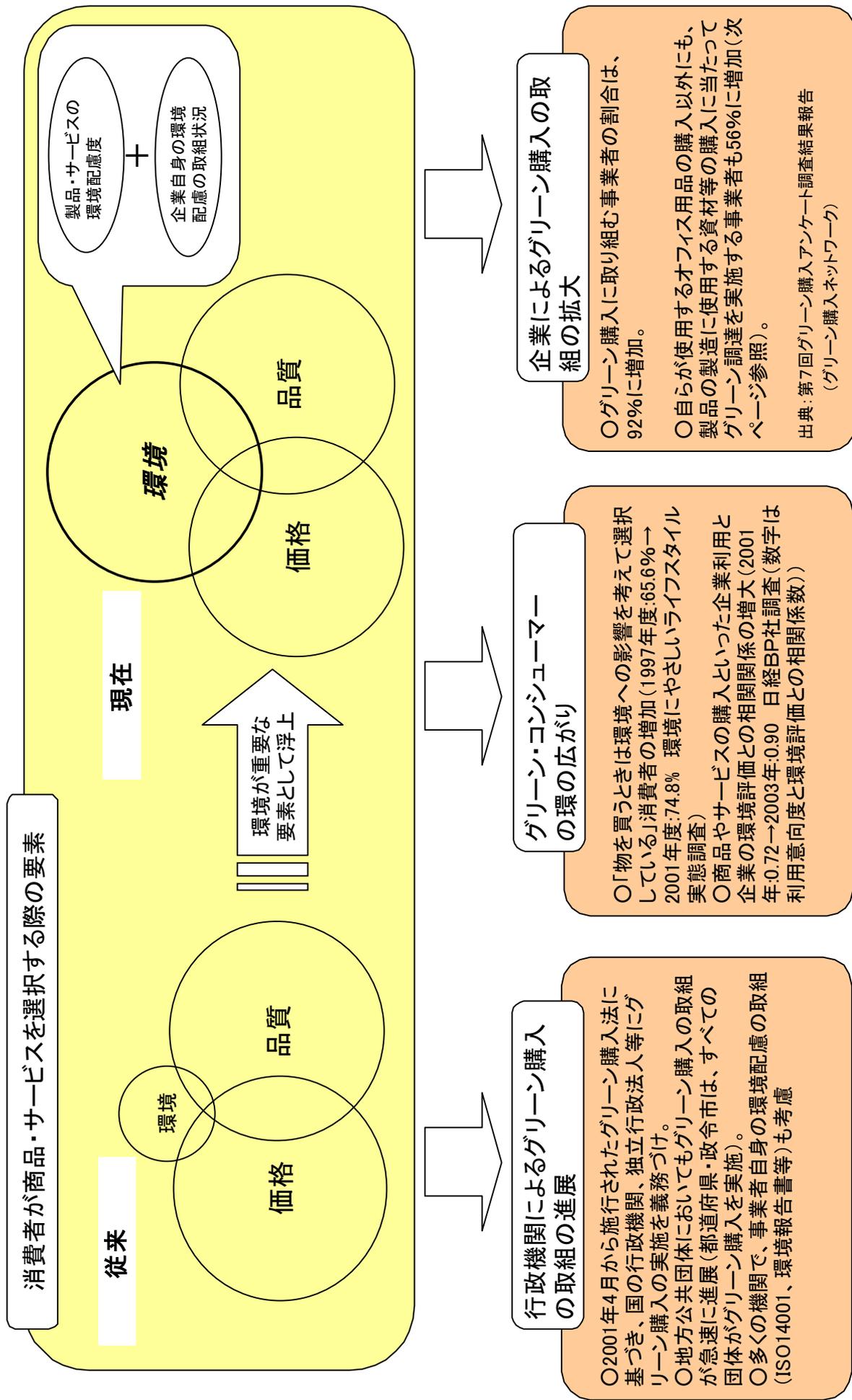
社会的責任投資における個人投資家の考慮領域

	日本	米国	英国
1位	環境問題への対応 (70.4)	汚職の防止・政治献金の適正化 (61.6)	環境問題への対応 (62.8)
2位	製品等における顧客の健康・安全性配慮 (68.1)	安定した雇用の確保 (54.9)	汚職の防止・政治献金の適正化 (58.1)
3位	消費者保護への配慮 (60.3)	環境問題への対応 (54.2)	児童労働・強制労働の回避 (57.8)
4位	汚職の防止・政治献金の適正化 (51.0)	児童労働・強制労働の回避 (54.2)	従業員の健康・安全 (53.5)
5位	安定した雇用の確保 (30.4)	従業員の健康・安全 (53.9)	消費者保護への配慮 (45.7)

(参照：環境省 平成14年度社会的責任投資に関する日米英3か国比較 調査報告書)

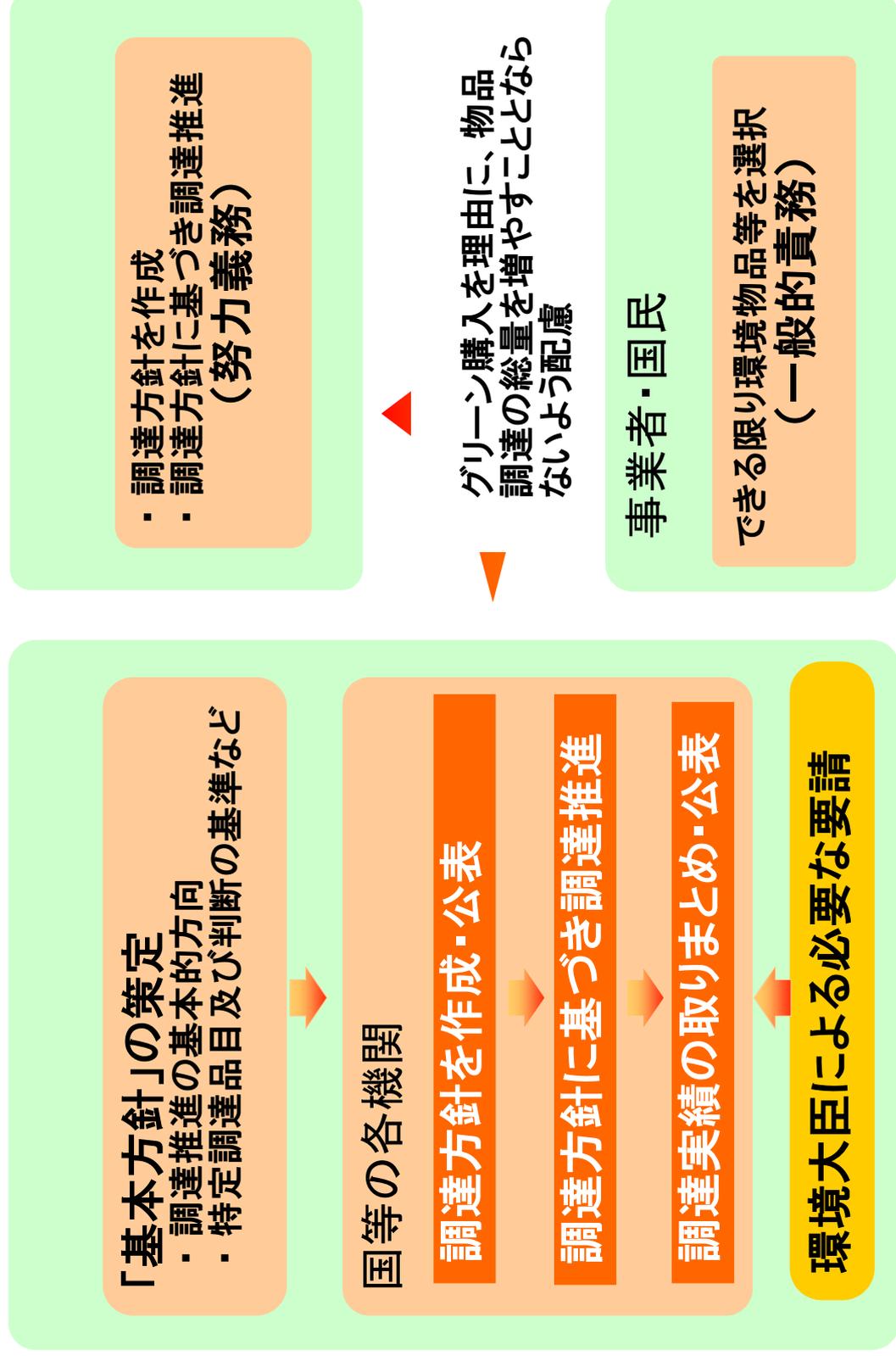
証券投資の際に企業の社会的責任を考慮にいれた投資判断をすべき、ある程度考慮すべきと回答した人の、考慮に入れるべきだと考える領域を複数回答で質問、上位5位を掲載

(2) 消費者市場のグリーン化：環境配慮型市場の台頭



### ① 行政機関によるグリーン購入・調達の実施の進展

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の仕組み



国等の機関による環境物品等の調達実績の一例

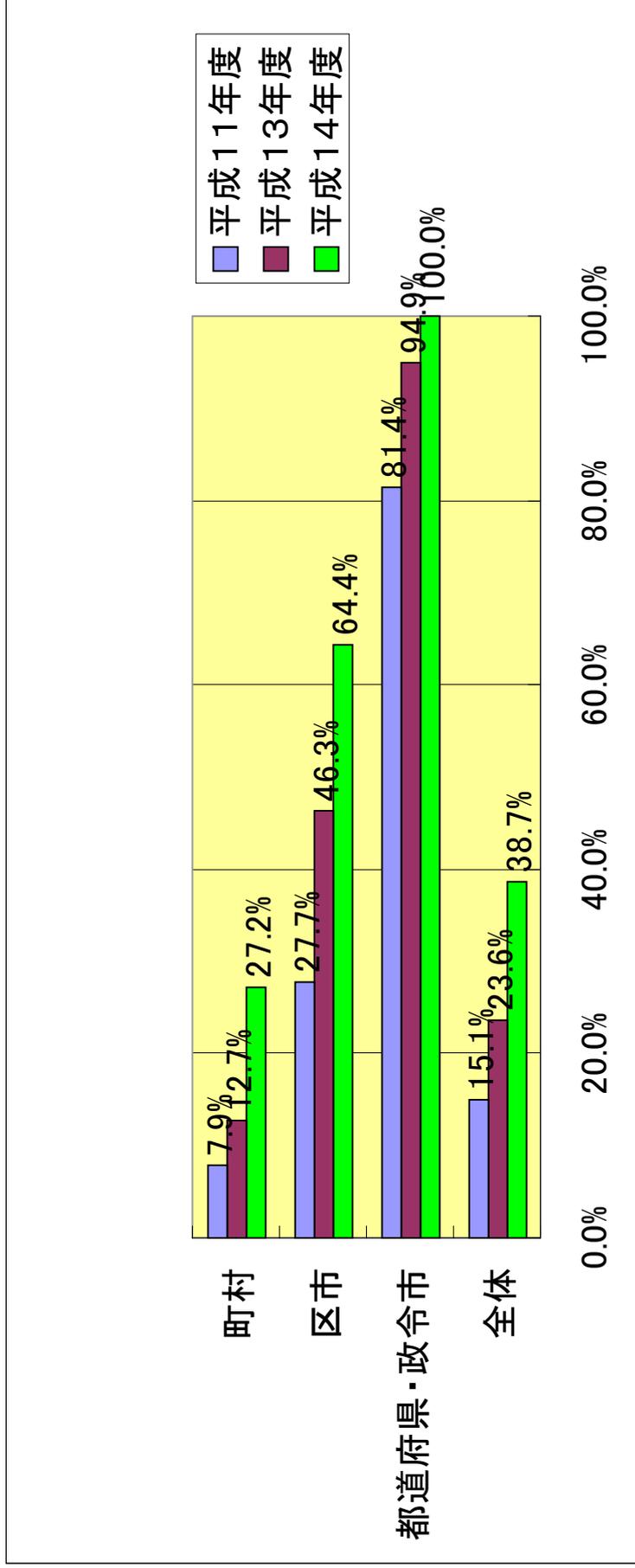
分野	品目	平成13年度			平成14年度		
		総調達量①	特定調達物品等の調達量②	調達率②/①	総調達量①	特定調達物品等の調達量②	調達率②/①
紙	類 コピー用紙	80,932 トン	74,958 トン	92.6 %	84,646 トン	83,373 トン	98.5 %
文具	類 シャーペンペンシル	864,262 本	834,366 本	96.5 %	874,483 本	867,603 本	99.2 %
	シャーペンペンシル替芯	399,265 個	382,912 個	95.9 %	419,386 個	415,568 個	99.1 %
	ボールペン	2,981 千本	2,830 千本	94.9 %	2,643 千本	2,597 千本	98.2 %
	マーキングペン	2,154 千本	2,047 千本	95.1 %	2,152 千本	2,100 千本	97.6 %
OA機器	鉛筆	1,972 千本	1,844 千本	93.5 %	2,042 千本	1,984 千本	97.1 %
	ファイル	14,372 千冊	14,134 千冊	98.3 %	15,501 千冊	15,347 千冊	99.0 %
	バインダー	616,091 冊	600,533 冊	97.5 %	655,111 冊	646,292 冊	98.7 %
家電製品	コンピュータ	262,181 台	251,191 台	95.8 %	310,495 台	277,771 台	89.5 %
	テレビ受信機	12,973 台	12,151 台	93.7 %	13,196 台	12,870 台	97.5 %

平成13年度及び平成14年度における国等の機関の環境物品等の調達実績は、ほとんどの品目において90%以上の高い割合で調達が実施されている。

国等の公的部門での優先的な環境物品等の調達の推進は、グリーン購入に伴う環境負荷低減に寄与するとともに、環境物品等の市場形成の牽引役となるものと考えられる。

地方公共団体における組織的なグリーン購入実施率

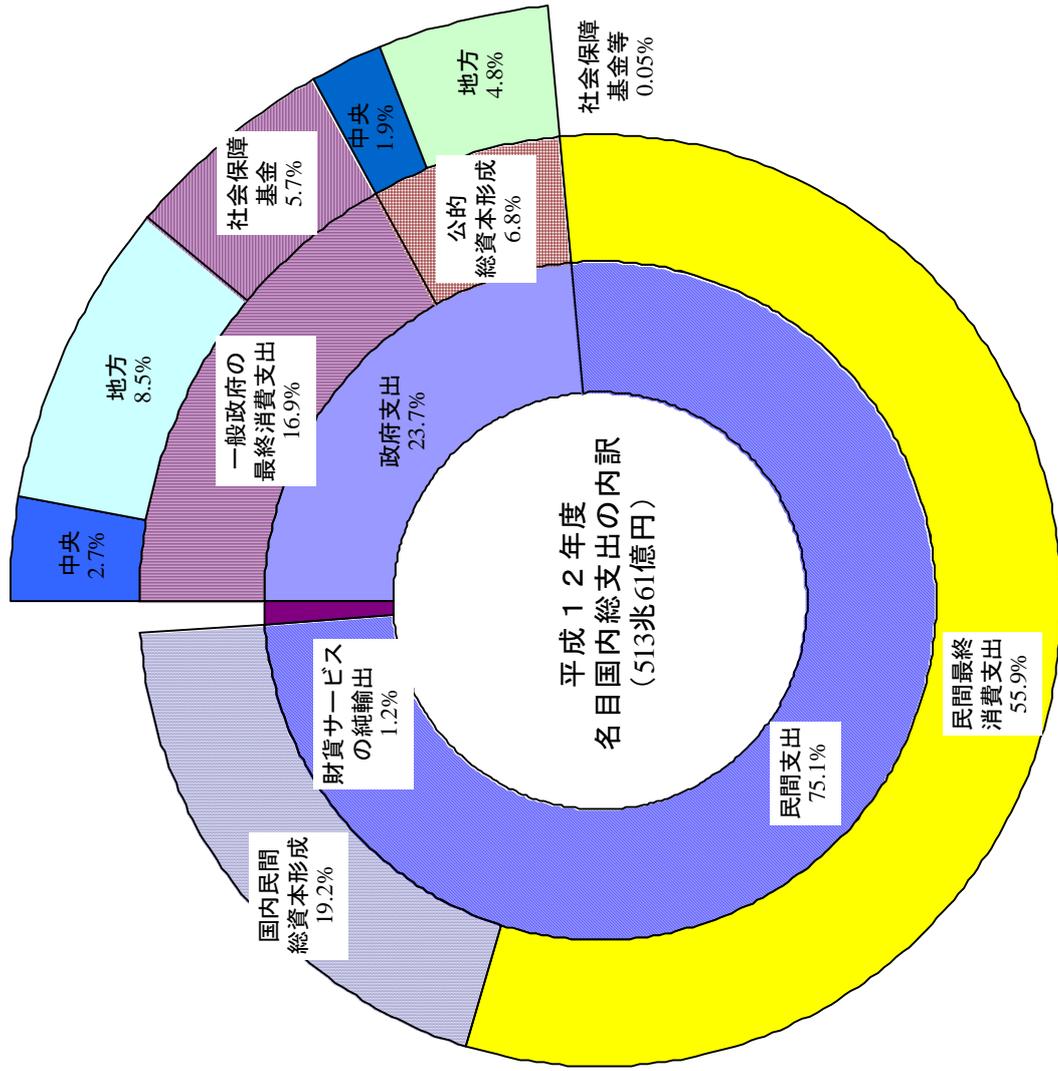
グリーン購入法の施行（平成13年4月）以降、組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体の割合が、法律施行以前の平成11年度と比較して、平成13年度では23.6%、平成14年度では38.7%と年々増加している。



国及び地方公共団体の取組による市場形成効果

・平成12年度における我が国の国内総支出513兆円のうち、国と地方公共団体をあわせて11.2%となるが、これに対して民間の最終消費支出の割合は55.9%であることから、最終消費支出における国及び地方公共団体の割合は16.7% (286兆8千億円) となる。

・例えば、コピー用紙、文具類の筆記具については、平成12年度から平成13年度にかけて数%から20%台の間で国内出荷量に占める特定調達物品の割合が増加しているが、公的機関による初期需要の創出がその要因の一つとなっているものと考えられる。今後更に地方公共団体にグリーン購入が普及するに従い、同様の効果が増加していくものと期待される。



名目国内総支出の内訳 (平成12年度)

資料：財務省編「財政統計」

地方公共団体による取引事業者への優遇措置等

環境マネジメントシステムを導入した事業者への主な優遇措置等

(N : 142、複数回答)

①「特に何もしていない」	66.9% (95 団体)
②「業者登録の際に、環境マネジメントシステムの導入状況を記入させている」	11.3% (16 団体)
③「設備や物品の種類によっては優遇するケースもある」	4.2% ( 6 団体)
④「地方公共団体独自の認定制度を設けている」	3.5% ( 5 団体)
⑤「公共事業の内容によっては優遇するケースもある」	3.5% ( 5 団体)

出典：環境省 平成13年度環境報告書の促進方策に関する検討会報告書

取引先の環境に関する取り組み評価の実施状況

グリーン購入を行なう際、メーカーや取引先の環境への取り組みを考慮して優先的な購入を行っているか

どのような取り組みを考慮しているか

	全体 (回答 団体数)	考慮している	考慮していない	不明
都道府県・政令指定都市	51	19.6	80.4	-
市区町村	351	15.7	82.1	2.3
その他の行政機関	98	21.4	76.5	2.0
	8	37.5	62.5	-

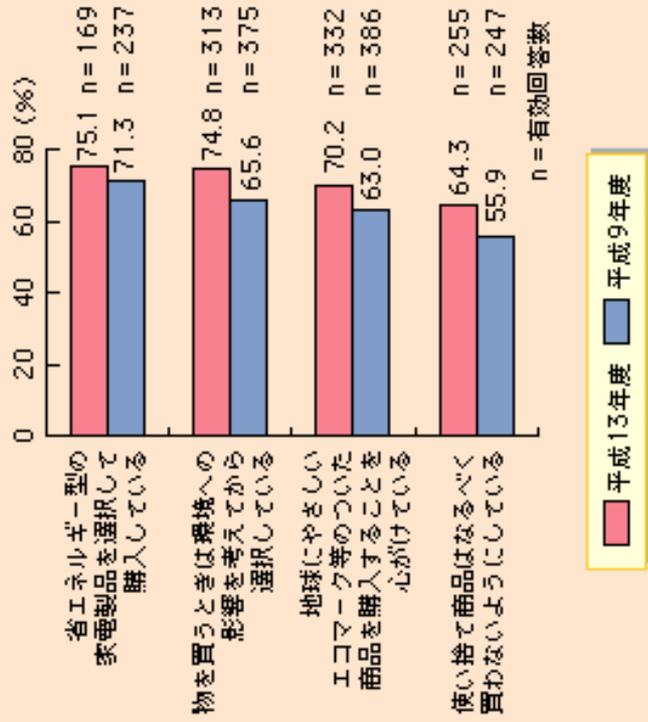
全体 (回答 団体数)	環境マネジメントシステムを構築している	ISO14001の認証を得ている	グリーン購入に取組んでいる	積極的な環境情報の開示をしている	使用済みの回収システムを確立している	運送での環境に関する取り組みがある	配	その他	不明
10	20.0	40.0	10.0	10.0	30.0	20.0	20.0	20.0	-
55	21.8	27.3	65.5	29.1	43.6	10.9	9.1	9.1	-
21	19.0	23.8	71.4	19.0	33.3	9.5	14.3	14.3	-
3	33.3	66.7	33.3	-	33.3	-	-	-	-

出典：GPN 第7回グリーン購入アンケート調査結果

## ② グリーン・コンシューマーの環の広がり

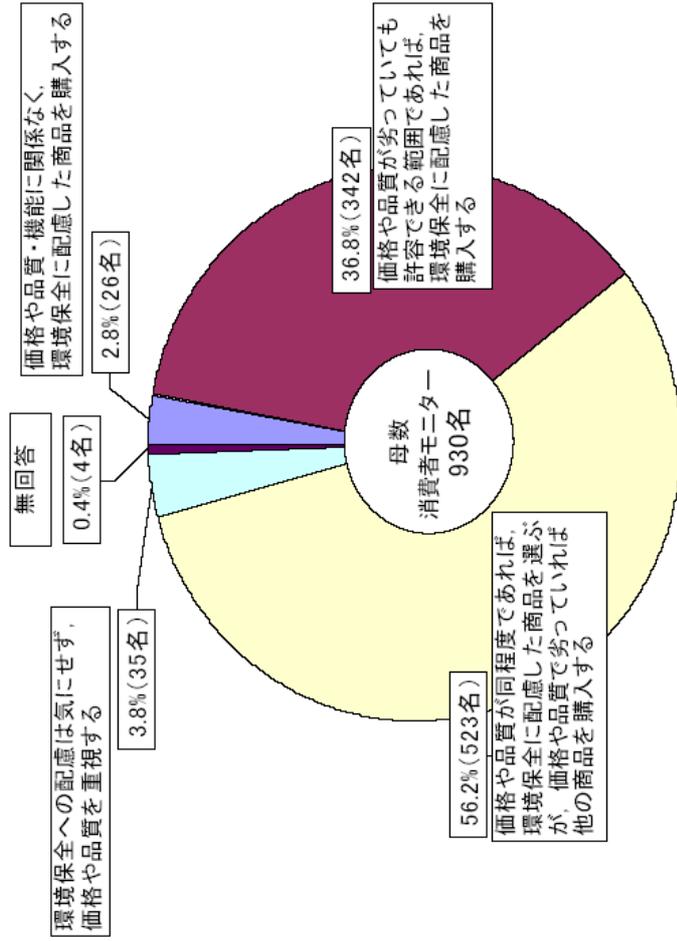
### 消費者による環境配慮

今後はもっと行いたいと思う環境  
保全行動



資料：環境省『環境にやさしいライフスタイル実証調査』  
(平成14年5月)より作成

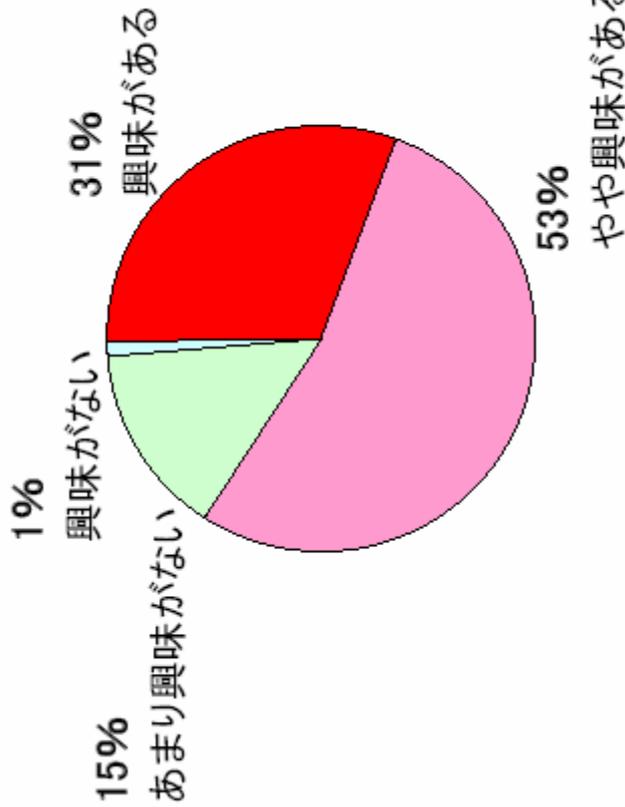
質問：商品の購入時に環境保全に関する広告  
表示をどの程度考慮するか



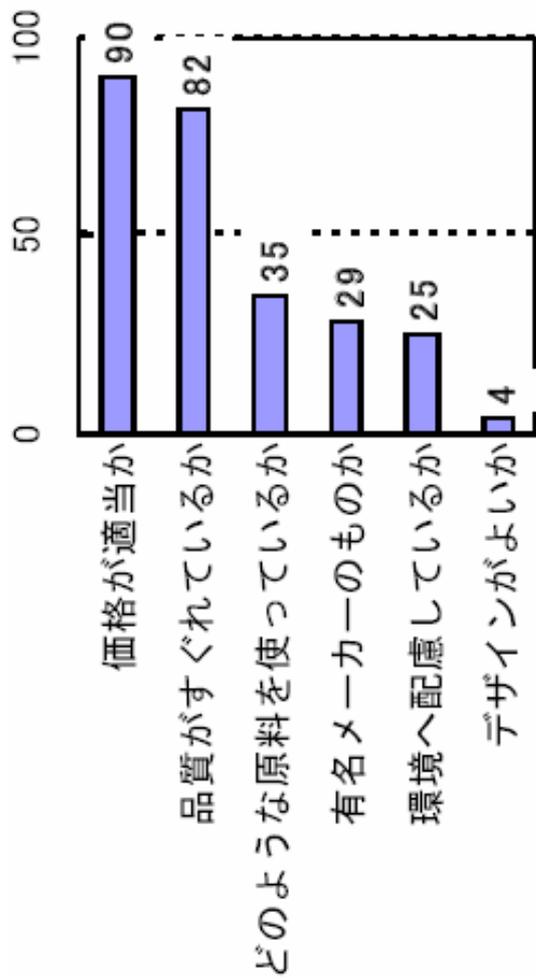
出典：公正取引委員会 消費者モニター調査 (平成12年7月)

消費者による環境配慮

質問 日用品で環境にやさしい商品に興味があるか



質問 購入のとき重視することは



ライオン株式会社調べ：「生活の中の環境配慮に関するアンケート調査」より整理  
20～40 歳代の全国の主婦 208 名（回答率 89%）

## グリーン・コンシューマー・ガイド

イギリスで1988年に“The Green Consumer Guide”が発行されたことを契機に、日本でも環境に配慮した購入活動への関心がたかまり、今日では様々な団体から同様のガイドが発行されている。

グリーン・コンシューマー全国ネットワークでは、下記のような「グリーン・コンシューマー10原則」を掲げている。

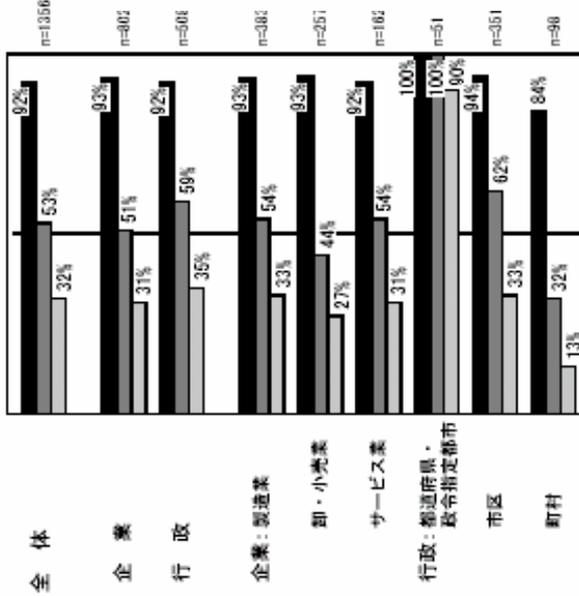
1. 必要なものだけ買う
2. ごみになるものは買わない、容器は再使用できるものを選ぶ
3. 使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ
4. 使う段階で環境負荷が少ないものを選ぶ
5. つくるときに環境を汚さず、つくる人の健康をそこなわないものを選ぶ
6. 自分や家族の健康や安全をそこなわないものを選ぶ
7. 使ったあと、リサイクルできるものを選ぶ
8. 再生品を選ぶ
9. 生産・流通・使用・廃棄の各段階で資源やエネルギーを浪費しないものを選ぶ
10. 環境対策に積極的な店やメーカーを選ぶ

### ③ グリーン購入・調達の実進の状況

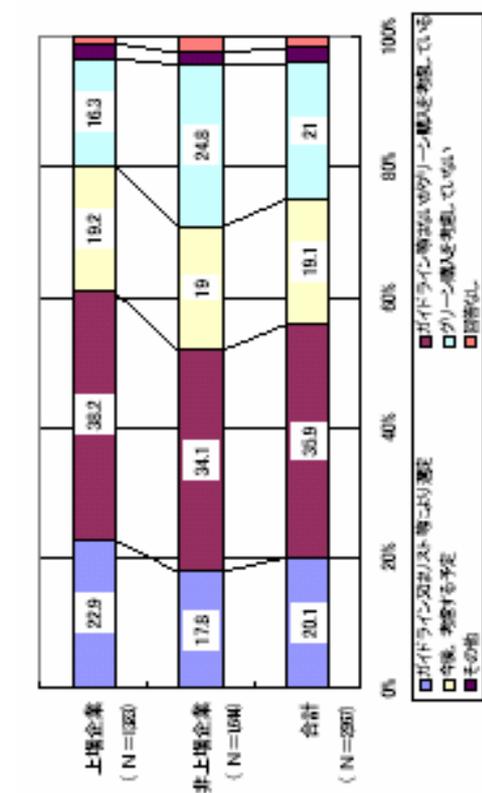
#### グリーン購入の現状

- A. グリーン購入に取り組んでいる団体は92%、明文化された方針を持つ団体は53%である。
- B. 実績把握・目標設定を行っている団体ではない団体割合は、企業51%、行政35%となっている。
- C. 「環境配慮型商品の販売額が増加した」企業が60%、であり、環境配慮型商品の販売割合は、全商品平均で販売額の35%を占めている。「顧客の関心が高まった」と答えた企業が74%である。
- D. 製品特性だけでなく取引先の環境への取り組みを考慮していると答えている。
- E. グリーン購入の内容は、製品だけでなく、サービスにも及んでいる。

#### グリーン購入に取り組んでいる団体



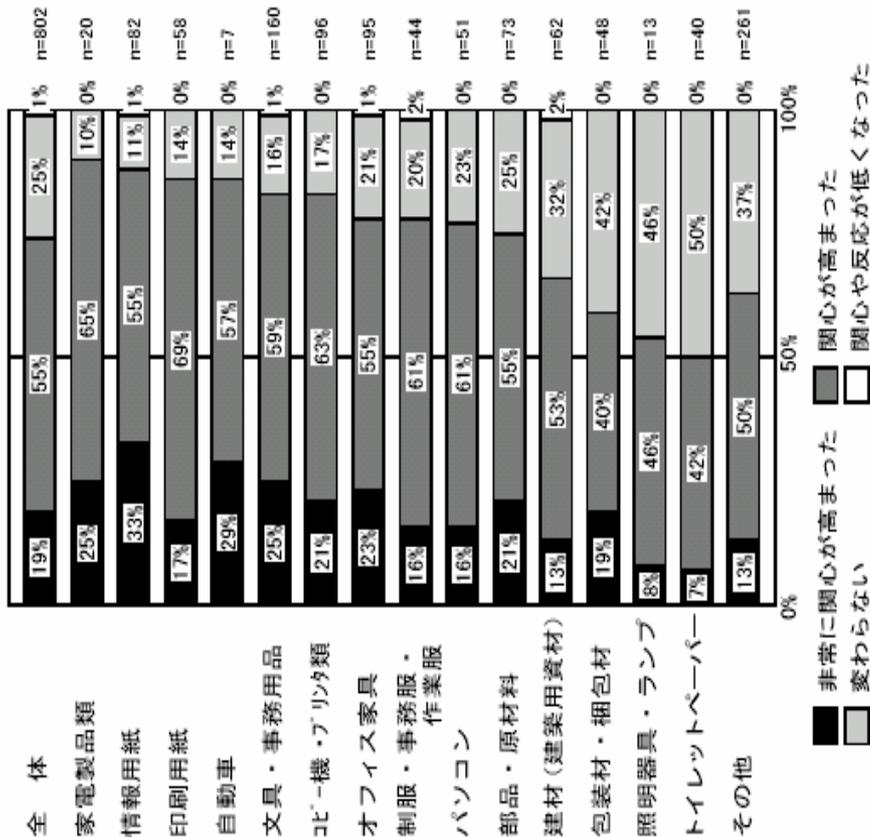
#### グリーン購入の取組状況



出典：GPN 第7回グリーン購入アンケート調査結果

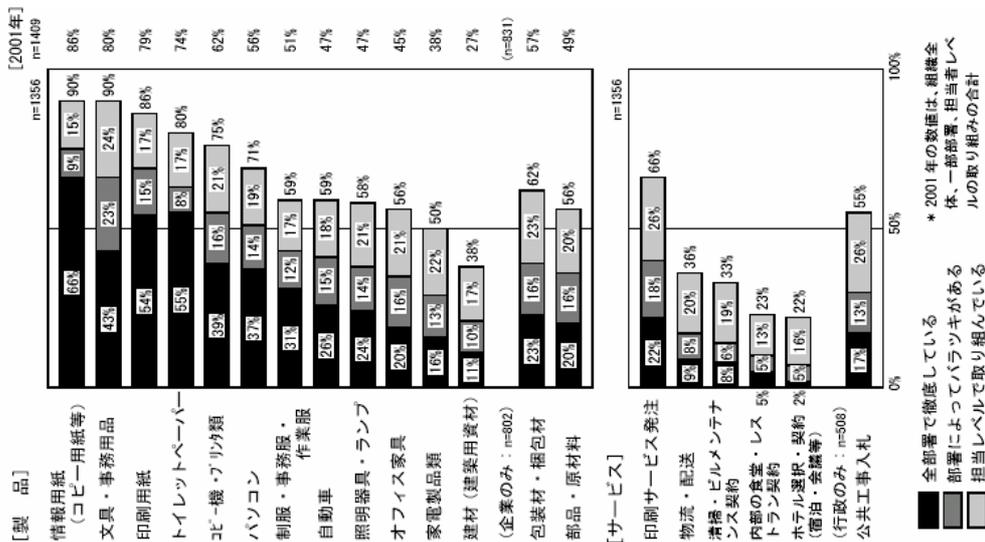
出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

顧客の環境配慮型商品への関心の変化状況



出典：GNP 第7回グリーン購入アンケート調査結果

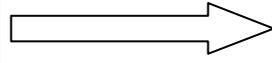
商品分野ごとのグリーン購入の取り組み状況



出典：GNP 第7回グリーン購入アンケート調査結果

#### ④ 環境面からの企業評価を踏まえた消費行動

企業の「環境評価」の形成要因や「環境評価」が企業のブランド力に与える影響を探るために行った調査（日経 BP 環境フォーラム：第4回ブランド力調査）の結果では、「環境評価」と「利用意向度」、「環境情報接触度」と「利用意向度」の間には強い相関があることが認められるとされている。



#### 調査結果の要点

「企業認知度」：環境面とは関係なく、企業をどのくらい知っているかの程度

「環境情報接触度」：メディアやホームページ、環境報告書などを通して各企業の環境活動に関する情報をどのくらい見聞きしたが、回答者自身が感じる度合い

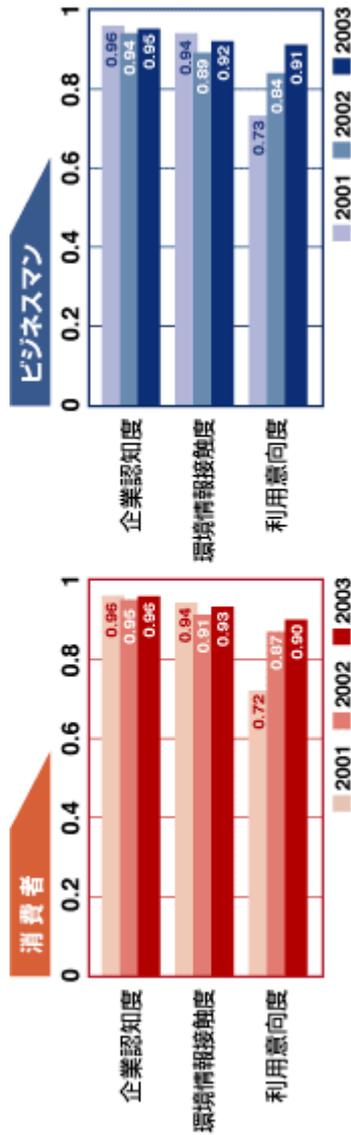
「利用意向度」：具体的には、企業の“利用”に結び付く関心や感情など

- ・ 企業収益につながる利用意向度への影響は、「環境評価」より大きい。
- ・ 環境のプラスイメージが企業の環境評価を高める度合いは、環境のマイナスイメージが企業の環境評価を下げる度合いよりも大きい。
- ・ 積極的に環境情報を発信し、環境評価を高めていくことが、「利用意向度」、すなわちブランド力の強化につながる可能性が、高くなっている。

環境情報との接触が大きいほど環境評価が高い

「環境評価」の形成要因として、消費者、ビジネスマンともに「企業認知度」「環境情報接触度」が0.9以上の相関係数を示している。企業認知度とともに、環境情報の発信の重要性がうかがえる。

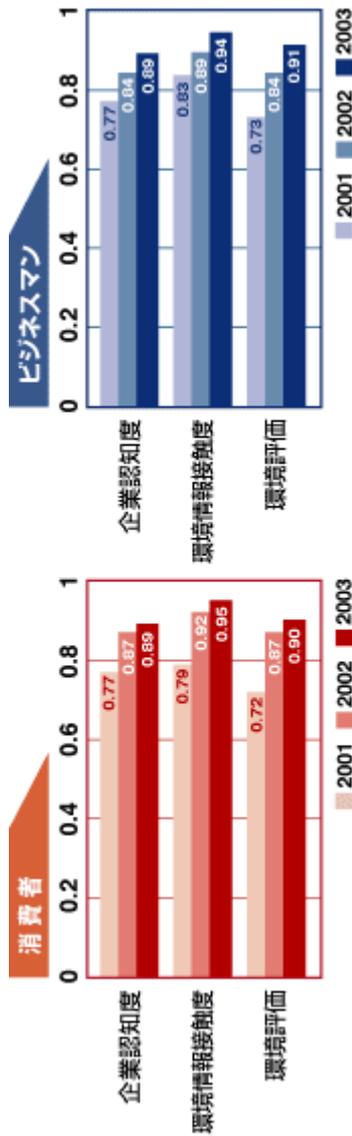
「環境評価」と各要素との相関係数の経年変化



利用意向度に影響する環境評価接触度・環境評価

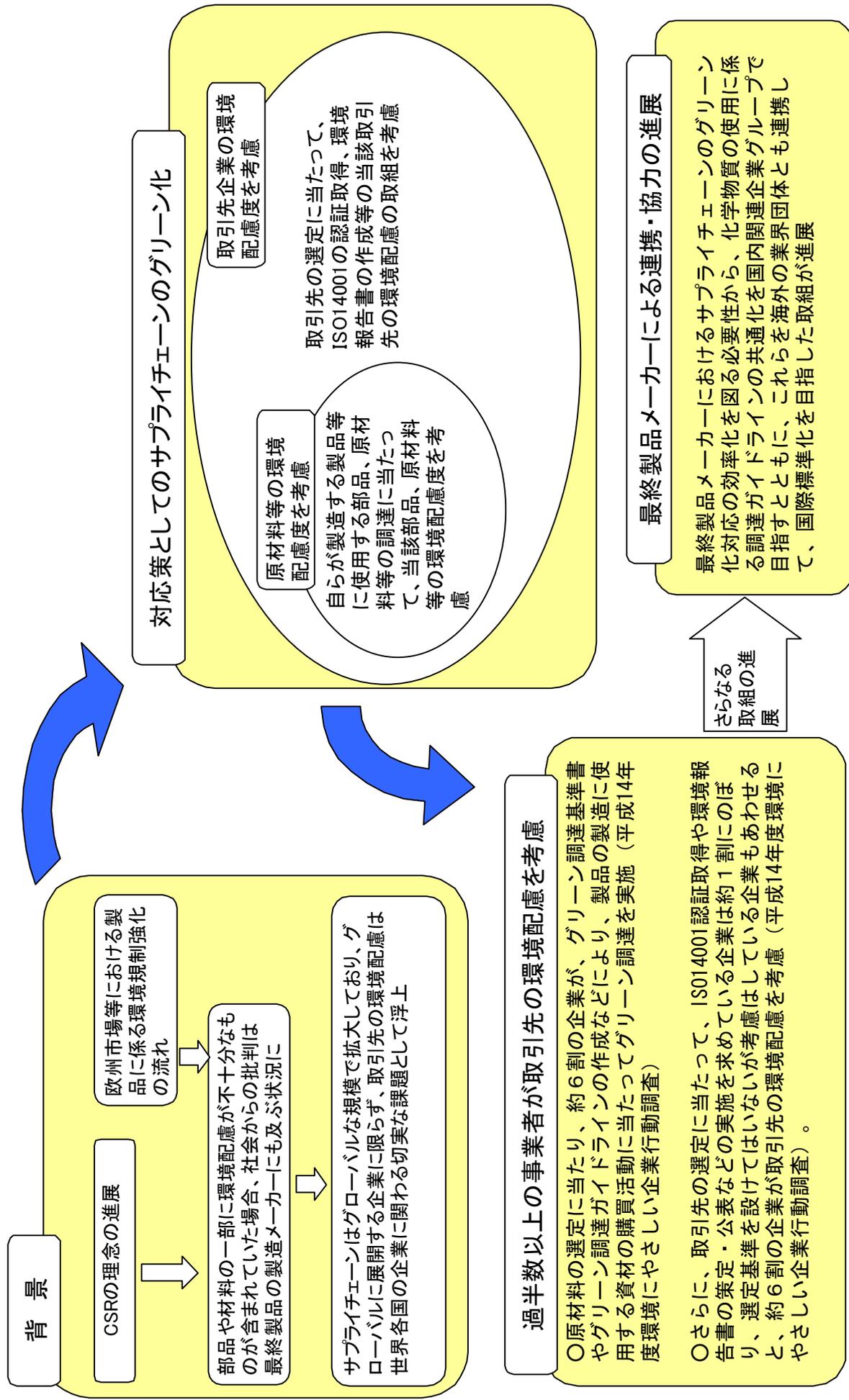
ブランドカの指標である「利用意向度」への影響は、2003年では環境情報接触度もとも相関が高く、また、わずかだが、企業認知度より、環境評価の相関が上回る結果となった。この2年で、環境評価が商品やサービスの購入、株や債権の購入といった企業利用にまで結びつく度合いが強まっている。

「利用意向度」と各要素との相関係数の経年変化



出典：日経BP 環境フォーラム：第4回ブランドカ調査

### (3) サプライチェーンのグリーン化：取引先に対する環境配慮の要求の進展



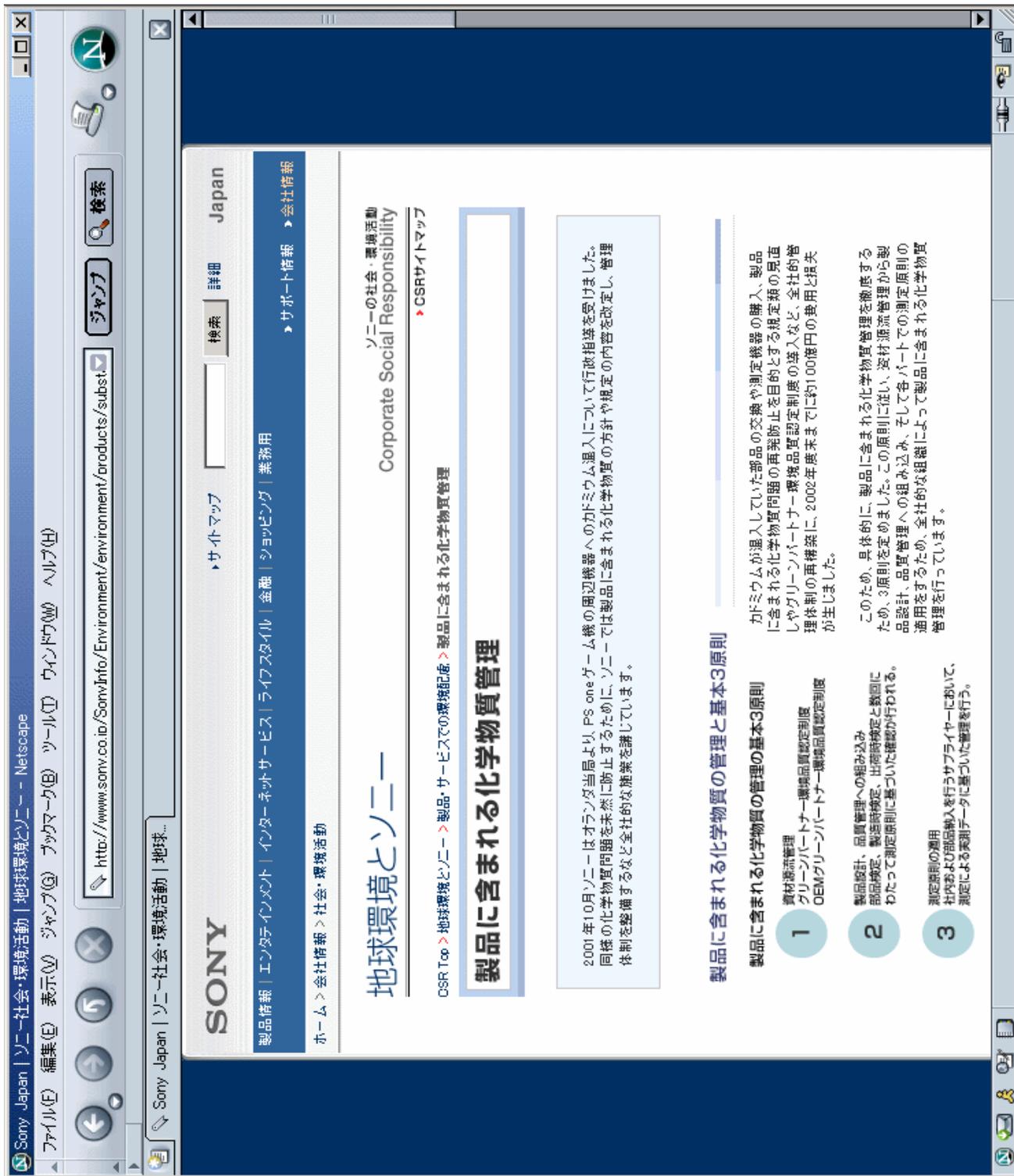
## ① サプライチェーンマネジメントの背景

### 欧州における製品・廃棄物関係の法制化の進展

欧州連合（EU）加盟国において、いくつかの欧州指令によって廃棄物中の重金属削減を目的に、電子機器、自動車、プラスチックや包装材料に鉛・カドミウム・水銀・六価クロムの重金属等の含有量が制限されている。

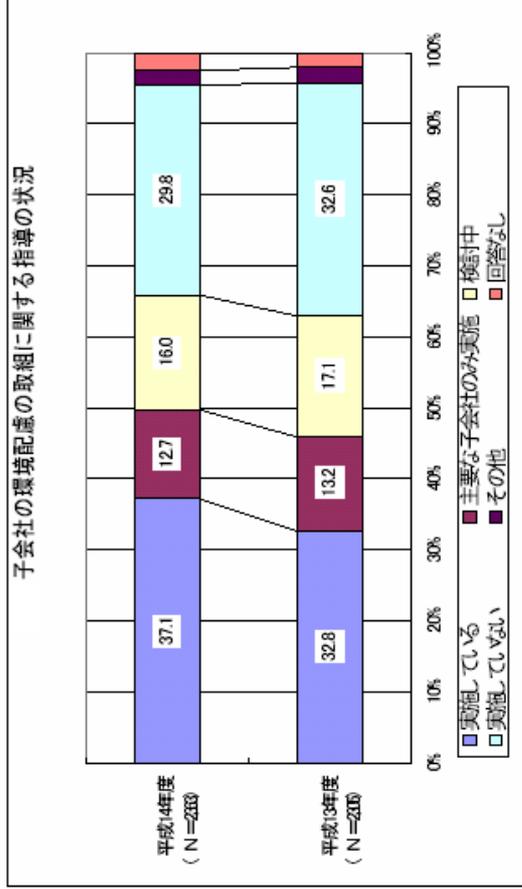
- ・カドミウムのプラスチックへの使用制限指令（欧州指令 91/388/EEC）
- ・電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS 指令）（欧州指令 2002/95/EC）
- ・廃自動車指令（ELV 指令）（欧州指令 2000/53/EC）
- ・包装・包装廃棄物指令（欧州指令 94/62/EC）

ソニー株式会社の事例

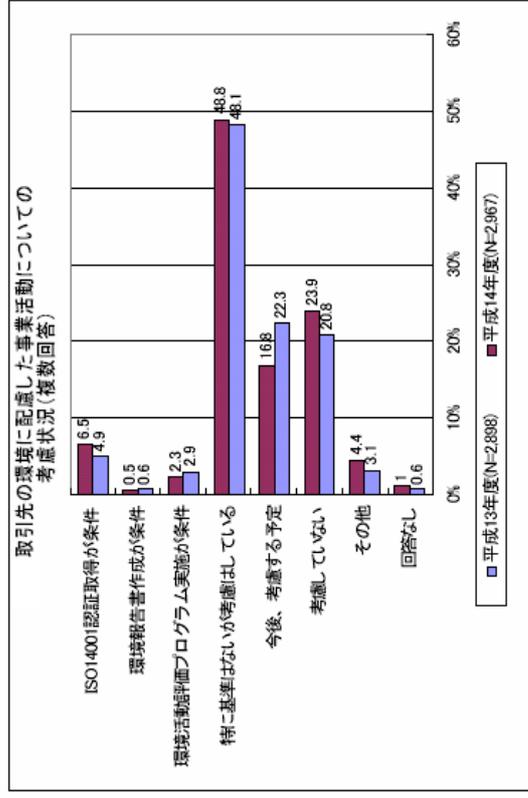


② サプライチェーンにおける環境対応を求める動き

サプライチェーンにおける環境対応を求める動き



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

### ③ サプライチェーン全体での環境配慮の取組事例

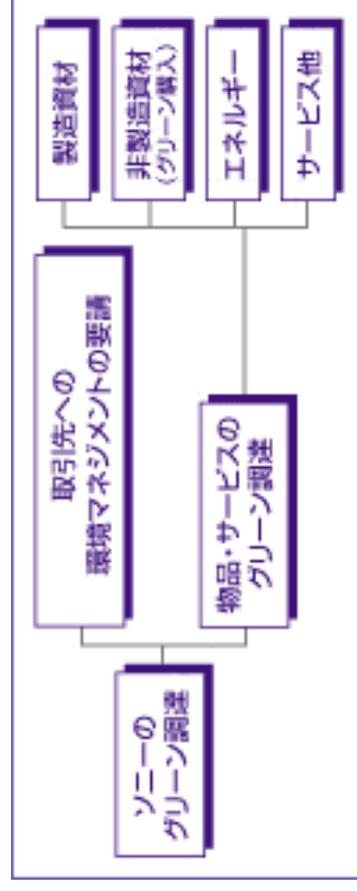
- ・納入企業のグリーン化促進の観点から、「グリーンな製品・サービス」の購入に加えて、「グリーン調達指針」の中に、環境保全体制の整備、環境保全活動の推進等の要求事項を盛り込むケースがある。
- ・欧州の電気・電子工業協会では、各種の製品に含有される特定の化学物質を自己宣言するためのフォーマットと、自己宣言の基準となる環境に影響を与える恐れのある化学物質の解説・リスト化が進んでいる。
- ・日本では、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）によって調査用フォーマットとガイドラインが定められている。
- ・グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の取組は、欧州の電気・電子工業協会（EICTA）及び米国電子工業会（EIA）、との連携の動きがある。

#### グリーン調達の仕組

#### ソニー株式会社の事例

環境関連物質を適切に管理していくことを目指し、取引先による原材料/部品取引先様に環境品質保証体制（グリーンパートナー環境品質認定）の構築を進めている。

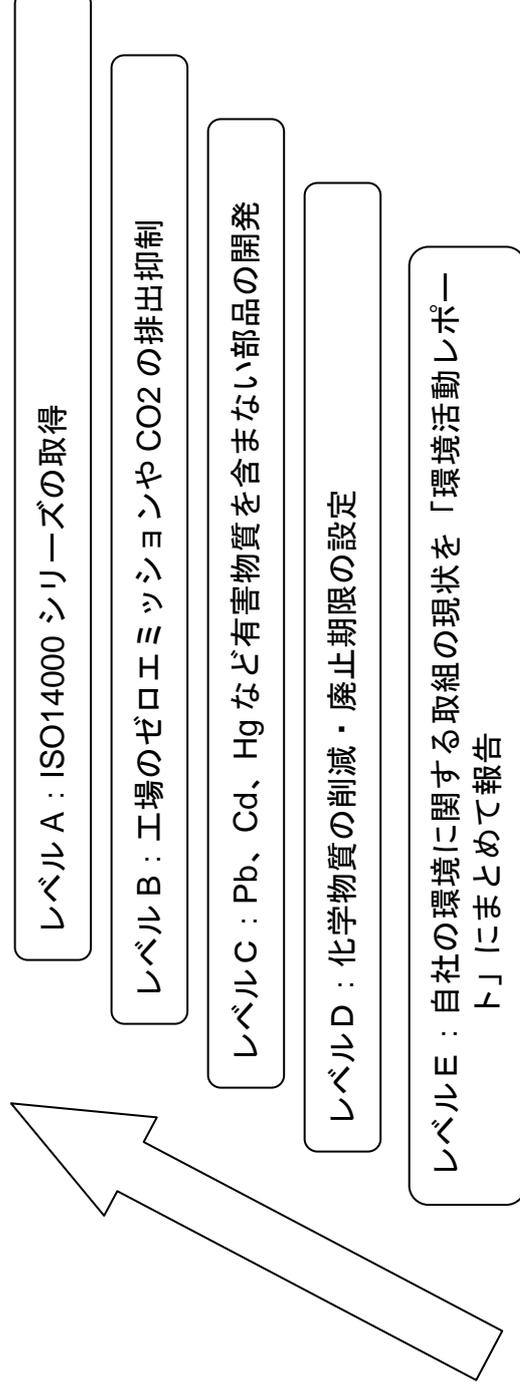
#### A. グリーン調達の体系



## B. 部品調達先に求める5段階の目標

各社の目標達成を支援する一方、対応できない企業との取引を見直す。

### 5段階評価



出典：ソニー株式会社 環境品質保証に関するガイダンス  
[原材料/部品取引先用]

松下電器産業株式会社の事例

松下電器産業株式会社では、資材のグリーン調達について、資材の選定基準のほかに、購入先の選定基準を設けている。同社の調達先の選定基準は、ISO14001 を取得していることを基本として、以下の通り。

購入先の選定基準
①環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、常に維持向上に努めていること
②環境保全活動に関する企業理念・方針を有し、関連会社を含む全部門、全従業員に周知すると共に、一般の人々にも開示していること
③環境保全活動を推進する組織および環境管理計画を有すること
④法規制や製品アセスメントおよび環境側面を評価・管理するシステムを構築して改善を進めていること
⑤環境保全に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対し行なっていること
⑥省資源、省エネルギー、排ガス抑制等のための物流合理化に取り組んでいること

出典：松下電器グループ グリーン調達基準書

グリーン調達基準の「社会的責任」への拡大

サプライチェーンマネジメントにおける調達基準の項目に、「環境」の要素に加えて「社会的責任」に関する要素を取り入れられるケースが増加しつつある。

アサヒビール株式会社の事例

アサヒビール株式会社では、購買基本方針のなかに、「環境や社会的責任への配慮」を取り入れ、新規の取引に際しては、以下のアンケートを行うとともに、取引を継続する場合も繰り返し行うこととしている。

●環境アンケートの項目  
製造工程について

1.	ISO14001の認証を取得している
2.	ISO14001の認証を半年以内に取得予定である
3.	自主的な環境保全への取り組み（上記1.2.項がNoの場合のみ）
3.1	環境保全に対する方針または経営理念がある
3.2	関係する環境関連法規制を把握し遵守を確認している
3.3	CO2削減、省エネルギー、グリーン購入に関する目標、計画を設定し、実績を把握している
3.4	環境管理組織がある
3.5	上記組織に経営トップが参加している
3.6	過去3年間関係監督官庁から勧告や罰則を受けていない
3.7	環境保全への取り組みについて内部監査を実施している
3.8	環境保全上の緊急事態への対応方法が明らかになっている
3.9	環境保全活動を報告できる
4.	製造工程で別表1の使用禁止物質を使用していない
5.	製造工程で別表2の物質を管理し使用量削減を目指している
6.	事業活動で発生する廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めている
7.	発生廃棄物の最終処分までの流れを評価・検証する仕組みがある
8.	委託物流会社も含め物流における環境負荷低減目標と、その実現のためのプログラムがある

納入される製品について

1.	原料・容器には別表3の物質を含んでいない
2.	原料・容器以外の外装材などでは別表4の物質を管理している *1
3.	製品省資源化に努めている
4.	製品のアセスメントを実施している
5.	包装材料の軽量化に努めている
6.	包装材料のリサイクル化を進めている

●社会的責任アンケートの項目

1.	企業倫理方針や規定、あるいはそれに類するものを定めている
2.	法令および企業倫理方針（規定）を遵守させる方策を講じている
3.	苦情対応等、社会とのコミュニケーションを担当する窓口があり、かつ、迅速な対応が可能な体制ができています
4.	消費者に正確かつ適切な企業情報・製品情報を継続的に提供している
5.	国内外の事業所及び協力会社において、より安全で衛生的な職場環境を提供する措置を講じている
6.	国内外の事業場及び協力会社において、男女・障害者・人種等に対する差別の排除と社会的弱者に対する配慮を行っている
7.	国内外の事業場及び協力会社において、児童労働・強制労働が発生しない措置を講じている
8.	社会との共生をめざし、方針を定め、社会への支援活動を行っている
9.	国内外の公務員に対し贈賄を禁止する定めを持ち、遵守を求めている
10.	談合価格協定禁止に関する定めを持ち、遵守を求めている
11.	社会的責任に関する何らかの国際憲章に参加し社会的誓約を行っている（例えば、グローバルコンパクトなど） Yesの場合：参加している国際憲章

出典：アサヒビール株式会社のHP

グリーン調達の共通化

グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の取組

グリーン調達に関連して、最終製品メーカーにとって“RoHS 指令”に代表される特定の化学物質を制限する法規制への対応が大きな課題である。この指令に適切に対応しなければ、最終製品メーカーは製品を出せなくなる。

また、グリーン調達を進めるうえで、“川上”の素材メーカーから、部品メーカーの一次／二次請けなどを経て、“川下”の最終製品メーカーに至る過程で、化学物質に関する情報が伝達されないという問題もある。

● サプライヤーの現状

JGPSSI 参加の A 最終製品メーカーでは、複写機を例にとると、250 社、2 万 5,000 種類の部品が使用されている。このため、他の製品を含めると、一次取引先は約 3,000 社になる。

JGPSSI 参加の電気／電子機器の調査対象企業（一次取引先）の例

区分	A 社	B 社	C 社	D 社
国内取引先	1,500 社	5,500 社	4,200 社	2,500 社
海外取引先	1,500 社	9,000 社		
合計	3,000 社	14,000 社	4,200 社	2,500 社

JGPSSI には最終製品メーカー 30 社が参加しており、上記の例から見ると、一次請けメーカーが 1 社平均約 3,000 社、全体で約 90,000 社に達するものと考えられ、二次、三次請けメーカーを加えると、10 万社を超えている。

● グリーン調達調査の課題

- ・ サプライヤーの数が非常に多い：一次から三次メーカーを考慮すると、JGPSSI 加盟の 30 社で、10 万社を超えるとの推定もある。
- ・ サプライヤーの負担が大き：対象とする化学物質の数が多く（約 2,500 物質）、また、各社の化学物質調査のグリーン調達基準がばらばらである。
- ・ 調査の時間・精度に問題がある

● 共通化の取組

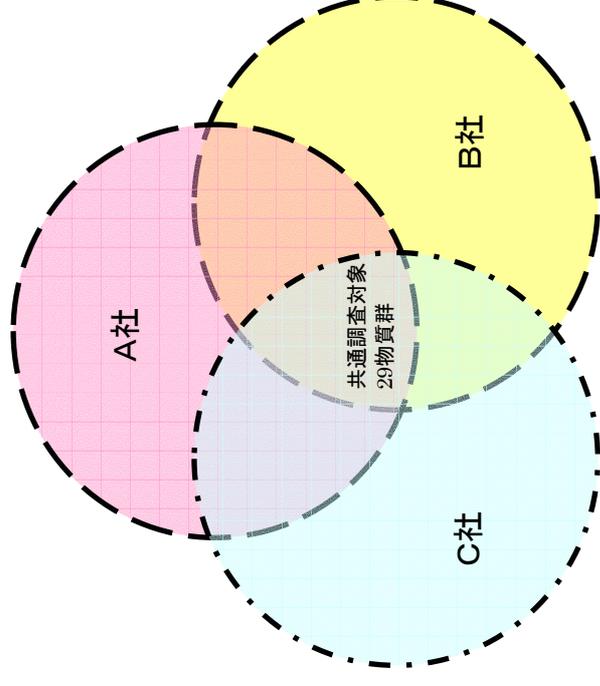
約 2,500 種類の化学物質を 29 種類の共通調査対象物質群に分類するとともに、“川上”から“川下”まで協力し共通のフォーマットを開発・活用することにより、部品・材料に含有する化学物質調査にかかわる取引先の調査労力の軽減と、回答品質の向上を目指す。

・ 情報の共通化

共通調査対象物質群の決定

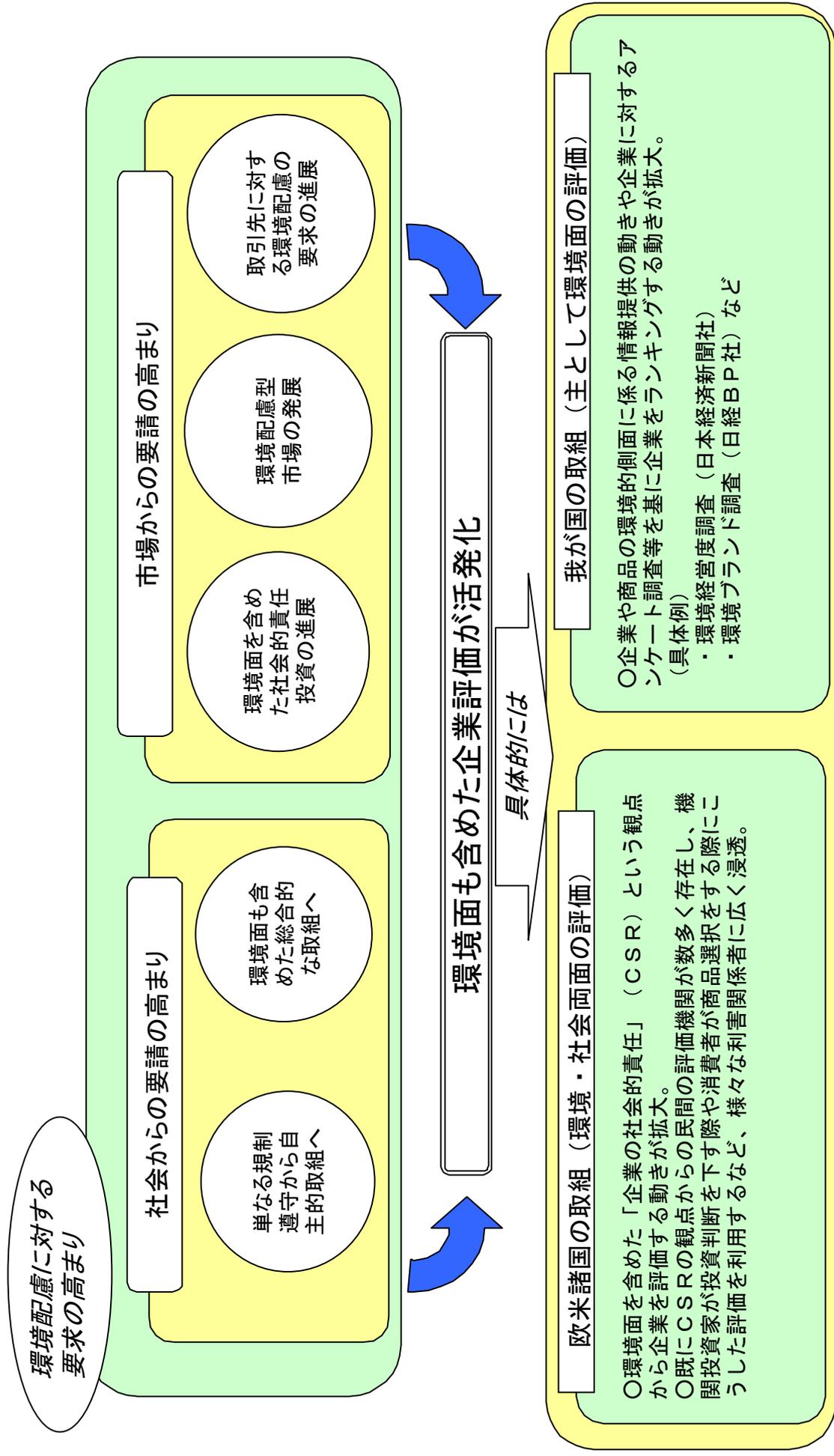
レベル A 物質 15 群	国内外の法律で禁止・制限・報告義務があるもの	カドミウム及びその化合物など
レベル B 物質 14 群	リサイクルの推進など、主に持続的な資源の利用のために調査するもの	アンチモン及びその化合物など

・ 回答フォーマットと調査回答を行うツール（ソフト）の共通化



参考：JGPSSI 資料、日経エレクトロニクス／2003 年 11 月号

### 3.環境配慮の取組に対する外部評価の進展



環境面も含めた総合的な企業価値が評価されるような対応が求められる時代へ

# ① 環境配慮の取組に対する外部評価の類型

## ①金融市場における評価

### ア. 投資市場での評価

- ・ エコファウンド
  - ・ SRI ファウンド
- 評価機関等の評価結果を反映して組み入れ銘柄が決定される。

### イ. 融資・保険契約上の評価

- ・ 融資審査での企業の環境リスク評価、成長性評価のための環境経営評価
- ・ 一般保険引受での環境リスク評価、新規補償機会獲得のための環境経営評価

## ②商品市場での評価

### ア. サプライチェーンでの評価

- 調達基準への適合
- ・ 素材の調達
  - ・ ライフサイクルアセスメントの取組
  - ・ 環境マネジメントシステムの構築

### イ. 消費者からの評価

- グリーン購入に関する評価
- ・ グリーン・コンシューマー・ガイド
  - ・ 企業の社会的責任面を評価
- 利用者は投資家、消費者（商品選択にも参考となる）

## ③一般社会からの評価

### ア. ブランド力評価

- ・ 環境経営度ランキング（日本経済新聞社）
- ・ 上場、非上場の製造業有力企業を対象に調査を実施、ランキング
- ・ 環境ブランド調査（日経BP）
- ・ 各業種の売上上位企業560社
- ・ 消費者、ビジネスマンの評価結果をランキング
- ・ トーマツ審査評価機構
- ・ 環境報告書発行330社（2003年）
- ・ 公開情報（環境報告書）から評価
- ・ AAA～Cの9ランクで格付け、上位公表 等

### イ. 社会的不正等に関連する評価、風評

- ・ バルデイズ号事件
- ・ ナイキ事件
- ・ シェル：北海油田石油貯蔵施設海洋投棄事件 等

## ② 日本政策投資銀行による環境配慮型経営促進事業の事例

### 環境配慮型経営促進事業の概要

(1)環境配慮型経営を行っている企業を選定

スクリーニング評価（次頁）により環境配慮型経営度を評点化

- ①経営全般（ガバナンス・パートナーシップ・情報開示等）
- ②事業関連（研究開発・サプライチェーンマネジメント・リサイクル等）
- ③環境パフォーマンス（温室効果ガス・水資源・廃棄物等）

約100の評価項目

(2)環境負荷低減に資する事業活動を幅広く支援

(3)融資対象企業の環境配慮型経営をモニタリング

### 環境配慮型経営促進事業の特色

(1)わが国で初めて「環境格付け」の手法を用いた融資制度を創出

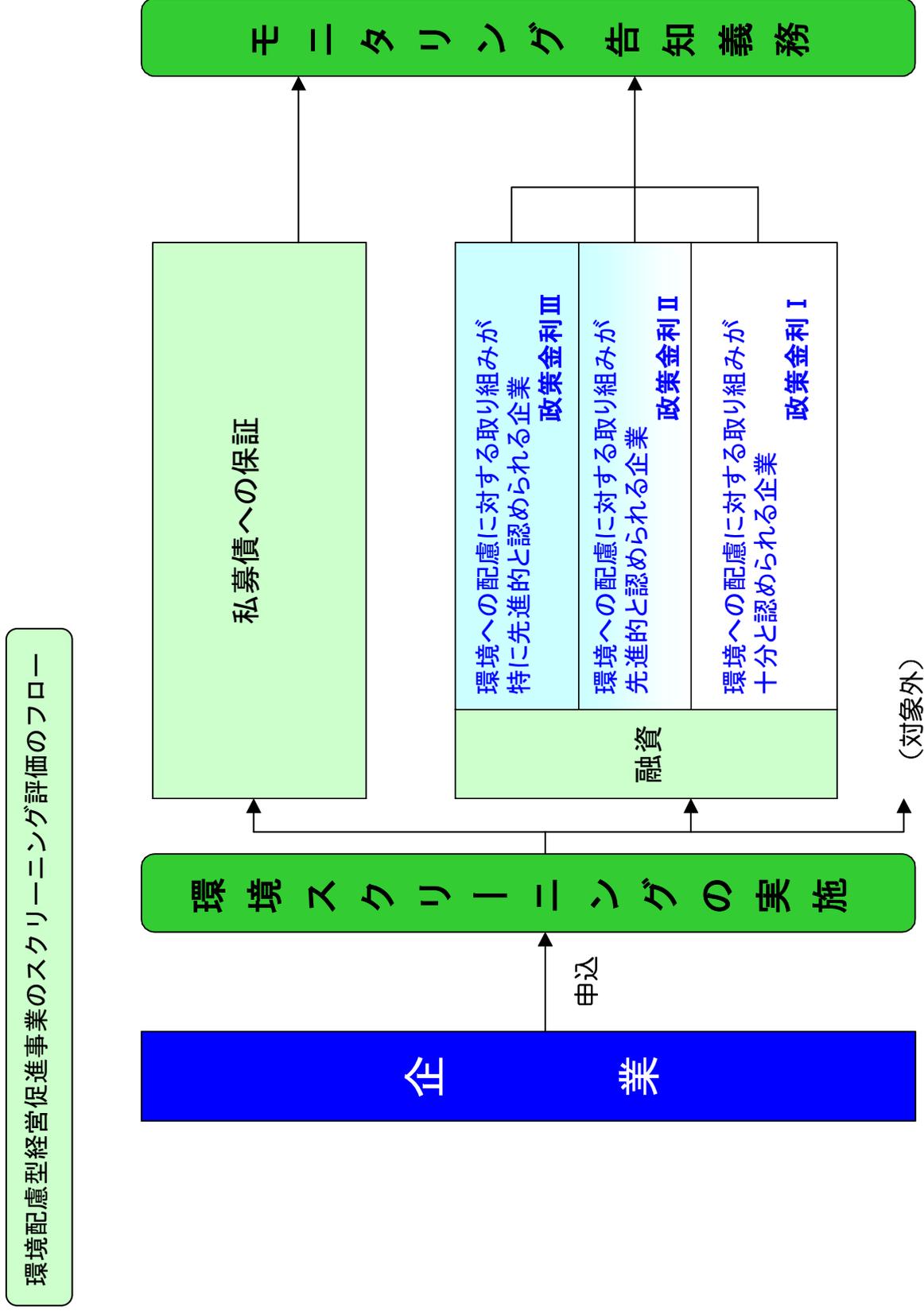
(2)社債保証にも活用

(3)環境省の「環境パフォーマンス指標ガイドライン」に準拠

(4)中堅・中小企業の利用に資する配慮

(5)製造業・非製造業の各業種に対応する項目の設定

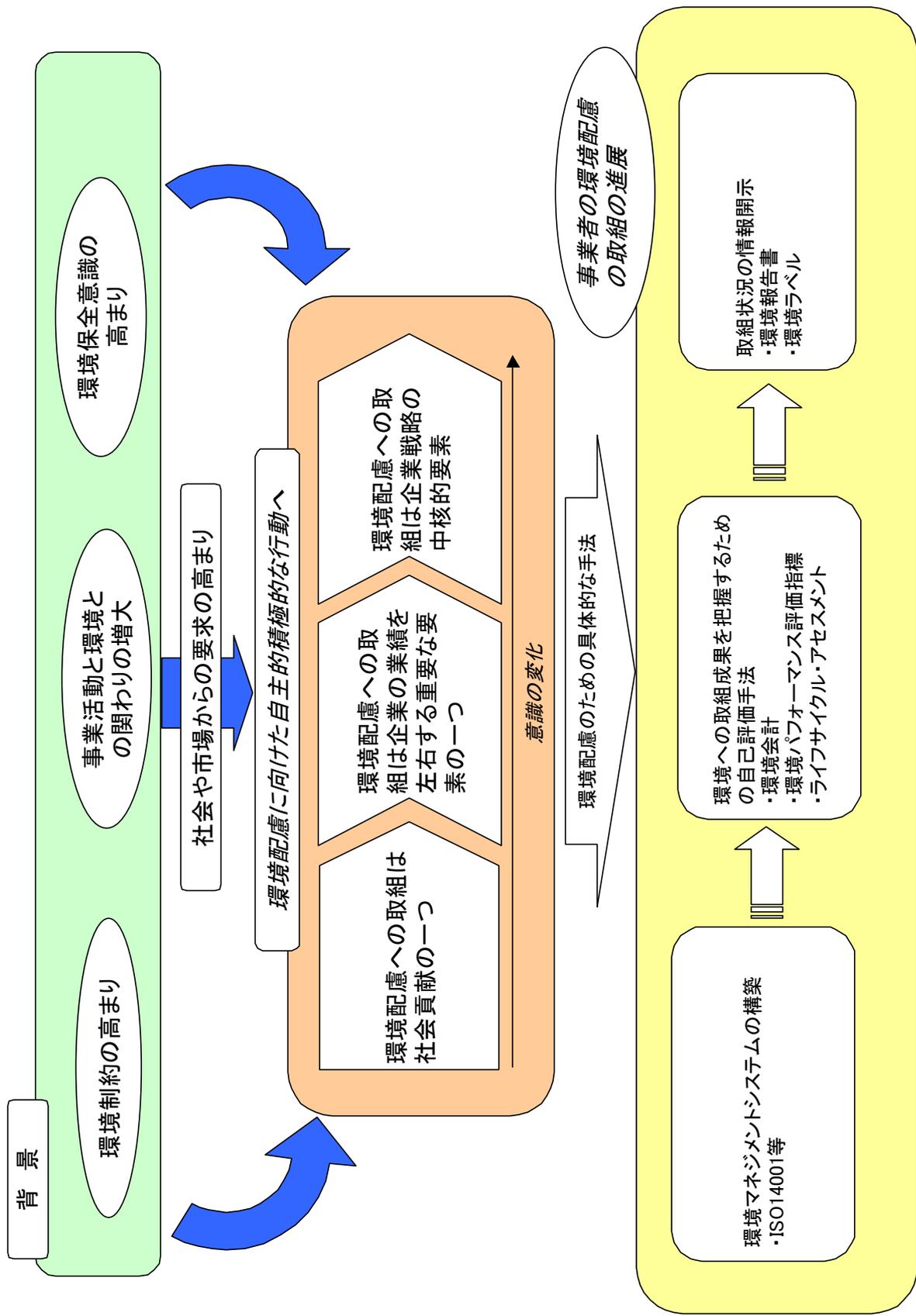
(6)特に優れた事例に対応するため加算項目を整備



日本政策投資銀行資料よりの作成

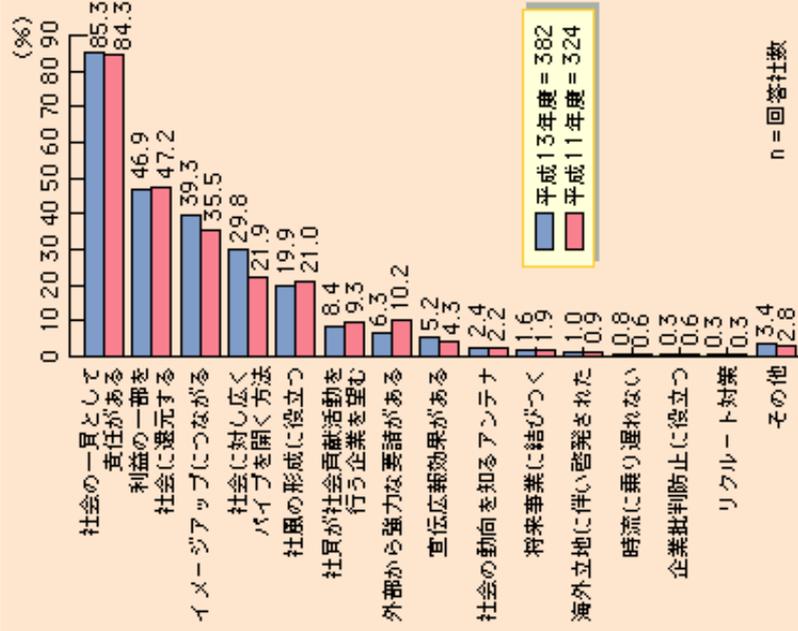
第2章 事業活動における環境配慮の取組の進展

1. 企業における環境配慮の考え方の深化



## 企業における環境配慮の考え方

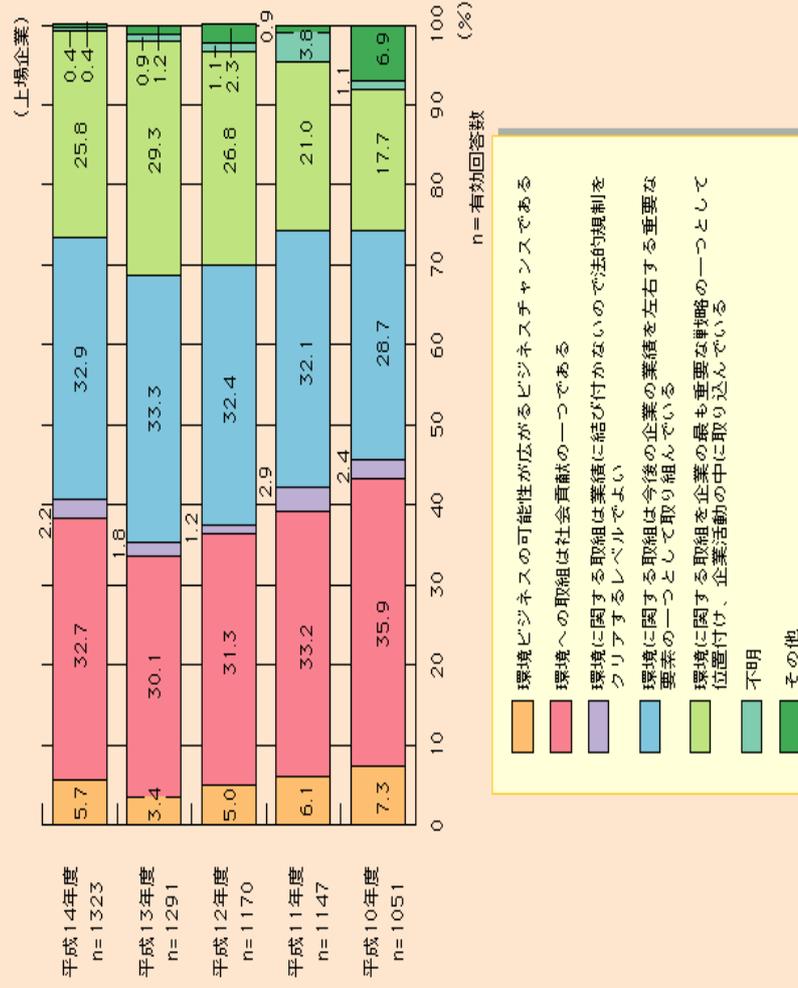
企業が社会貢献活動に取り組む理由



資料：(社)日本経済団体連合会『社会貢献活動実践調査結果』より環境省作成

## 第2章 1.

企業の環境に関する考え方



■ 環境ビジネスの可能性が広がるビジネスチャンスである  
■ 環境への取組は社会貢献の一つである  
■ 環境に関する取組は業種に結び付かないので法的規制をクリアするレベルでよい  
■ 環境に関する取組は今後の企業の業績を左右する重要な要素の一つとして取り組んでいる  
■ 環境に関する取組を企業の最も重要な戦略の一つとして位置付け、企業活動の中に取り込んでいる  
■ 不明  
■ その他

注：端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。  
資料：環境省『平成14年度環境にやさしい企業行動調査』より作成

## 2. 企業の自主的な環境マネジメントシステムの展開

### 環境マネジメントの意義

- 環境と経済の統合を図るためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていくことが重要。
- そのためには、幅広い事業者が、単に規制を遵守するだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが必要。
- 環境マネジメントは、そのための有効なツール。

### ISO14001 (環境マネジメントシステムの国際規格)

#### ISO14001の概要

○ ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様(スベック)を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。

○ ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものである。

#### 日本

○ 我が国のISO14001審査登録件数は2004年2月現在で14,309件(世界全体の約2割)に上っており、我が国の登録件数が世界の国々の中では最も多。

○ 日本では、当初、電気機械・一般機械・化学工業といった輸出型の業種でISO14001認証取得が伸びを見せたが、最近では、環境マネジメントシステムの構築を通じた環境配慮の実践、取引先の要請などから様々な業種に広がりを見せている。

欧州(EU圏内)でのEMASの認証取得件数は2003年12月現在で3,718件

#### 欧州

欧州(EU圏内)でのISO14001審査登録件数は2004年2月現在で23,607件

#### 米国

米国のISO14001審査登録件数は2004年2月現在で3,474件

世界全体でのISO14001審査登録件数は2004年2月現在で61,287件

### EMAS (EU独自の環境マネジメントシステム規格)

#### EMASの概要

- 欧州独自の環境マネジメント・監査規格であり、以下の五つの要求事項を満たした組織・事業所を認証。
  - ① 環境レビューの実施
  - ② 環境マネジメントシステムの実施と環境監査
  - ③ 環境パフォーマンスに関する環境声明書(一種の環境報告書)の作成
  - ④ 環境声明書の第三者人による検証
  - ⑤ 環境声明書の所轄官庁への提出と公表
- 認証取得事業者は、環境優良企業として官報に告示。また、ロゴマークの使用が可能。

#### ISO14001とEMASとの比較

EMASは、ISO14001と比較すると、次のような特色を有している。

- ① 環境声明書が公表され、情報公開が行われている。
- ② ISO14001は環境パフォーマンスを直接の対象とせず、環境マネジメントシステムのみに関する規格であるのに対し、EMASは、環境マネジメントシステムに加えて、環境パフォーマンスも重視している規格となっている。

## ① ISO 14001 の特徴

環境マネジメントシステムの代表的規格である ISO 14001（国際標準化機構（ISO）が定めた環境規格）は、次のような特徴をもっている。

- 環境方針の策定などに最高責任者の関与を求め、トップダウン型の規格である。
- 継続的改善を目指した PDCA により構成される規格である
- ISO 14000 シリーズのうち、唯一の認証に用いられる規格であり、適用対象の組織を限定せず、活動、製品・サービスに関連する部分を対象とする。
- 事業者の経営面での管理手法を定めたシステム規格であり、具体的な対策の内容や水準を定めたものではない。

国際標準化機構（International Organization for Standardization : ISO）

ISO は各国の代表から成る国際標準化機関。民間の組織であり、本部はスイスのジュネーブにある。  
日本からは、日本工業標準調査会（JISC）が参加している。

ISO 14001 の認証

環境マネジメントシステムが ISO 14001 の要求事項に適合しているかを、第3者機関である審査登録機関が審査し、適合することが認められる場合に、（財）日本適合性認定協会（JAB：日本における認証機関）に登録し、公表する制度を認証という。

ISO 14001 環境マネジメントシステムのモデル

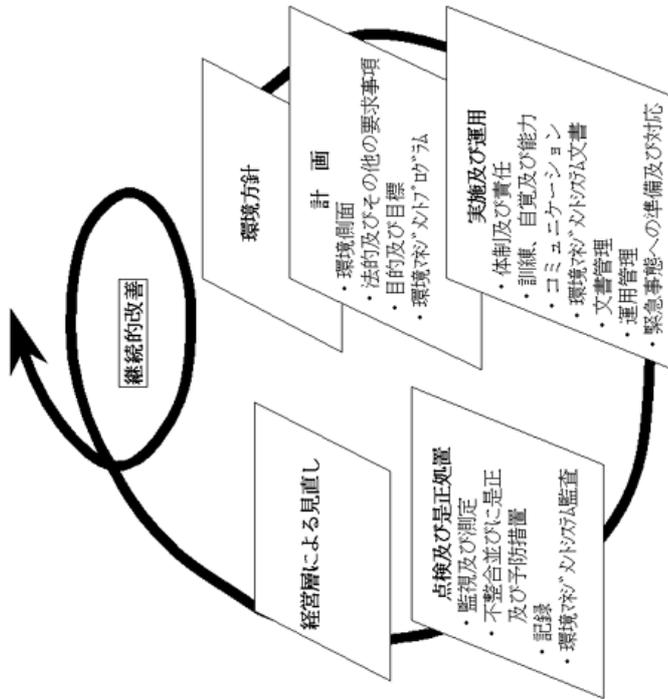
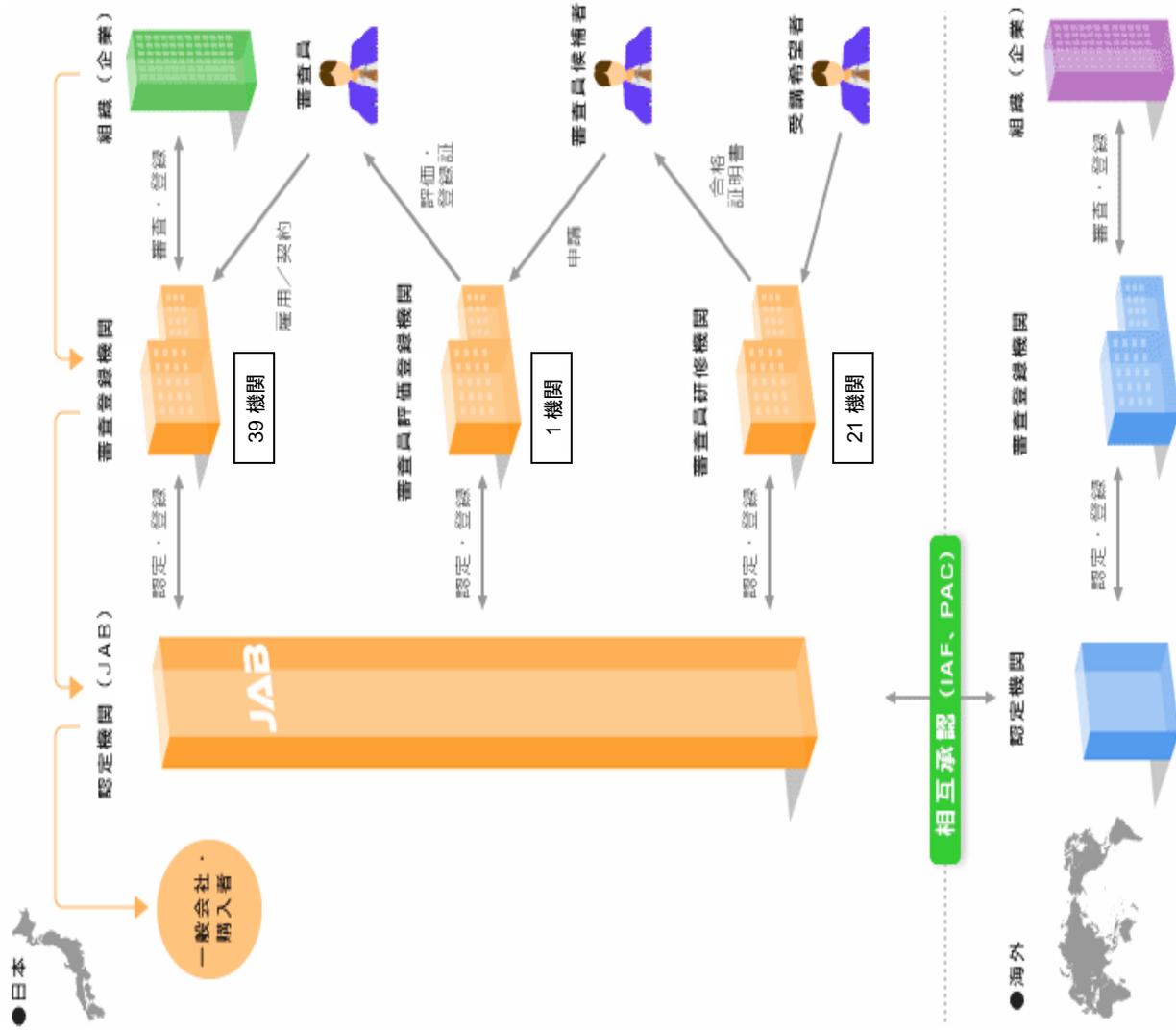


図 1 : I S O 14001 環境マネジメントシステムのモデル

出典：環境省の HP

ISO 14001 の構成	
4.2 環境方針	環境方針の制定及び公表
4.3 計画 <PLAN>	環境側面の特定及び、環境目的や目標等の文書化
4.3.1 環境側面	
4.3.2 法的及びその他の要求事項	
4.3.3 目的及び目標	
4.3.4 環境マネジメントプログラム	
4.4 実施及び運用 <DO>	効果的な環境マネジメントの実施に必要な手順の確立及び、運用の実施
4.4.1 体制及び責任	
4.4.2 訓練、自覚及び能力	
4.4.3 コミュニケーション	
4.4.4 環境マネジメントシステム文書	
4.4.5 文書管理	
4.4.6 運用管理	
4.4.7 緊急事態への準備及び対応	
4.5 点検及び是正処置 <CHECK>	環境に影響を及ぼす可能性のある工程の監視及び管理の実施、環境監査の手順の確立及び実施
4.5.1 監視及び測定	
4.5.2 不適合並びに是正及び予防処置	
4.5.3 記録	
4.5.4 環境マネジメントシステム監査	
4.6 経営層による見直し <ACT>	経営層による一定期間ごとの見直し

審査登録機関等の認定

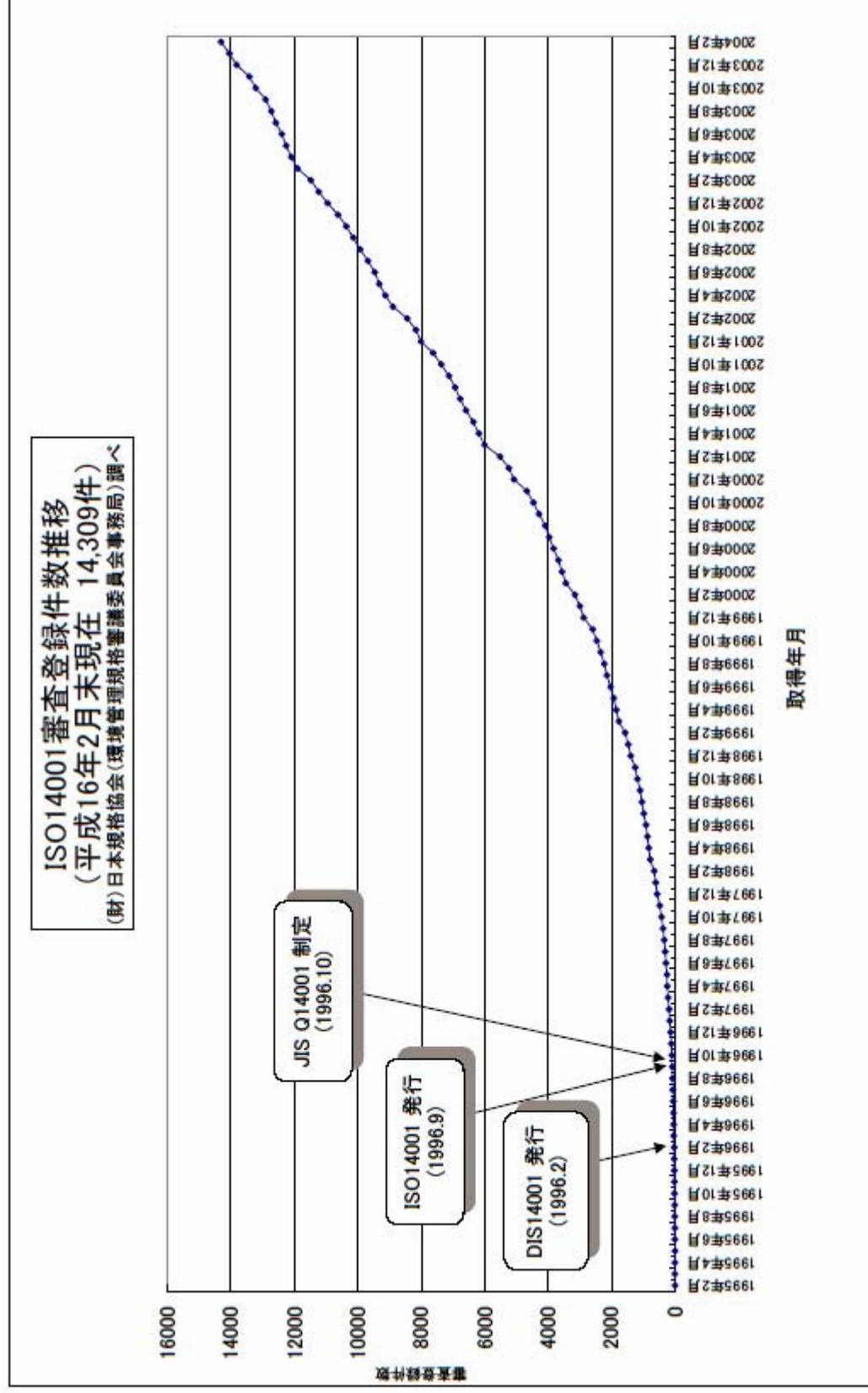


各機関の機関数は2003年11月1日現在

出典：(財)日本適合性認定協会のHP

② ISO 14001 の取得状況（我が国における状況及び国際的状况）

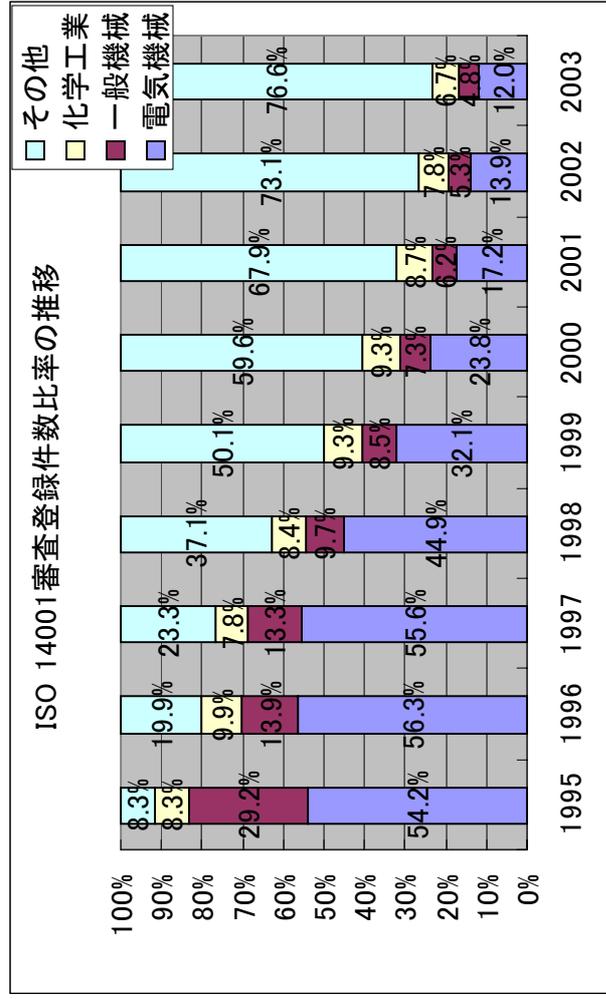
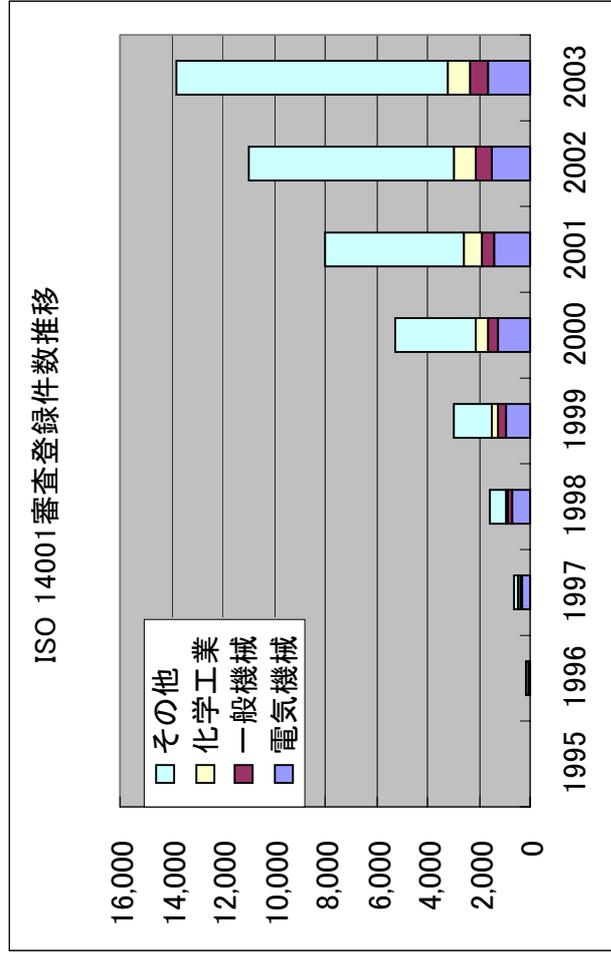
日本の ISO 14001 審査登録件数の推移



出典：(財)日本規格協会のHP

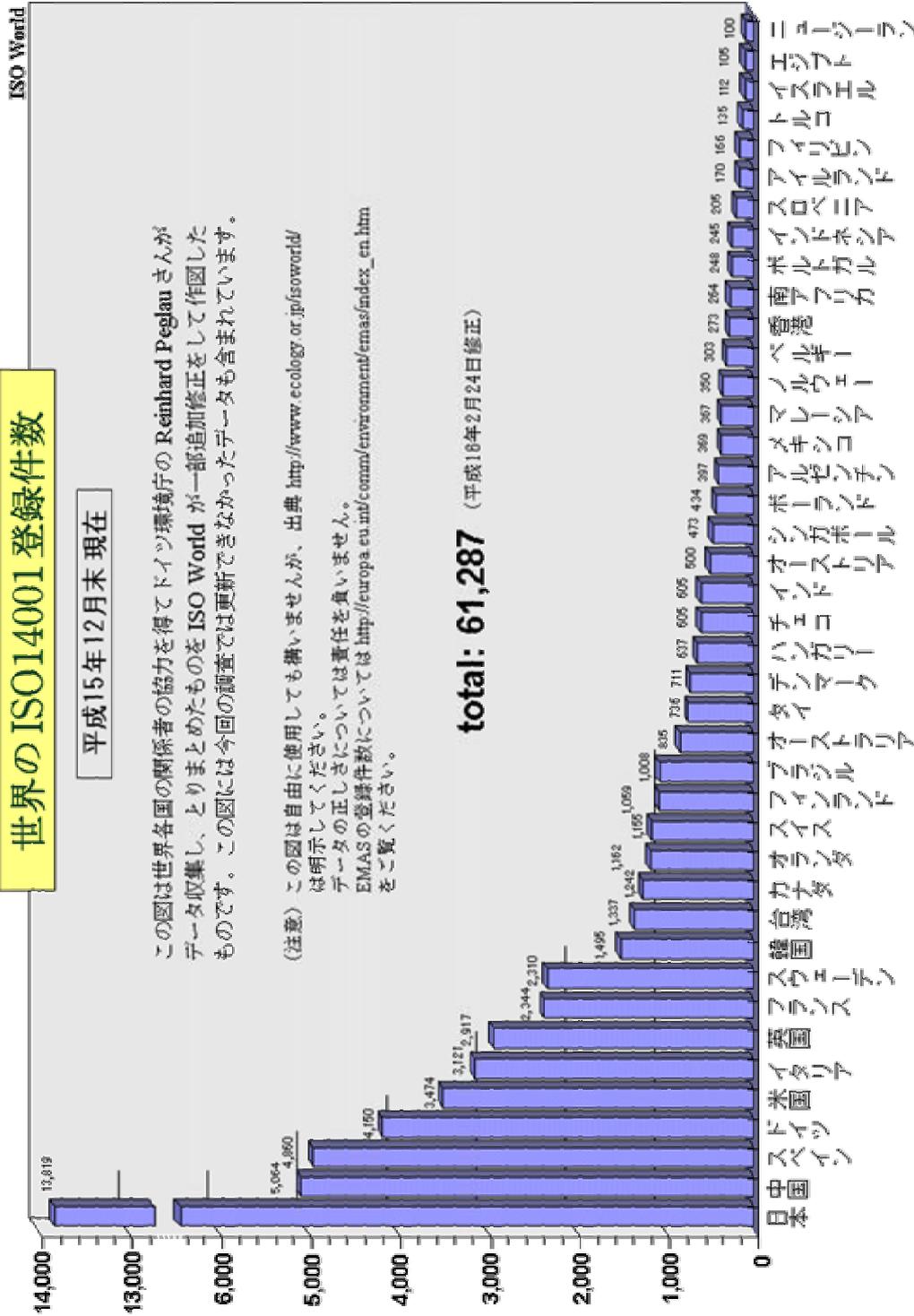
日本の業種別 ISO 14001 審査登録件数及び構成比

企業だけではなく、公共団体など様々な団体が登録している。企業の登録もあらゆる業種に及んでいるが、ISO 14001 発行当初、認証取得の中心であった電気機械、一般機械、化学工業の割合が徐々に減少し、最近では、サービス業、総合建設業の割合が伸びてきている。



出典：(財) 日本規格協会の HP

世界の ISO 14001 登録件数



出典：ISO World HP

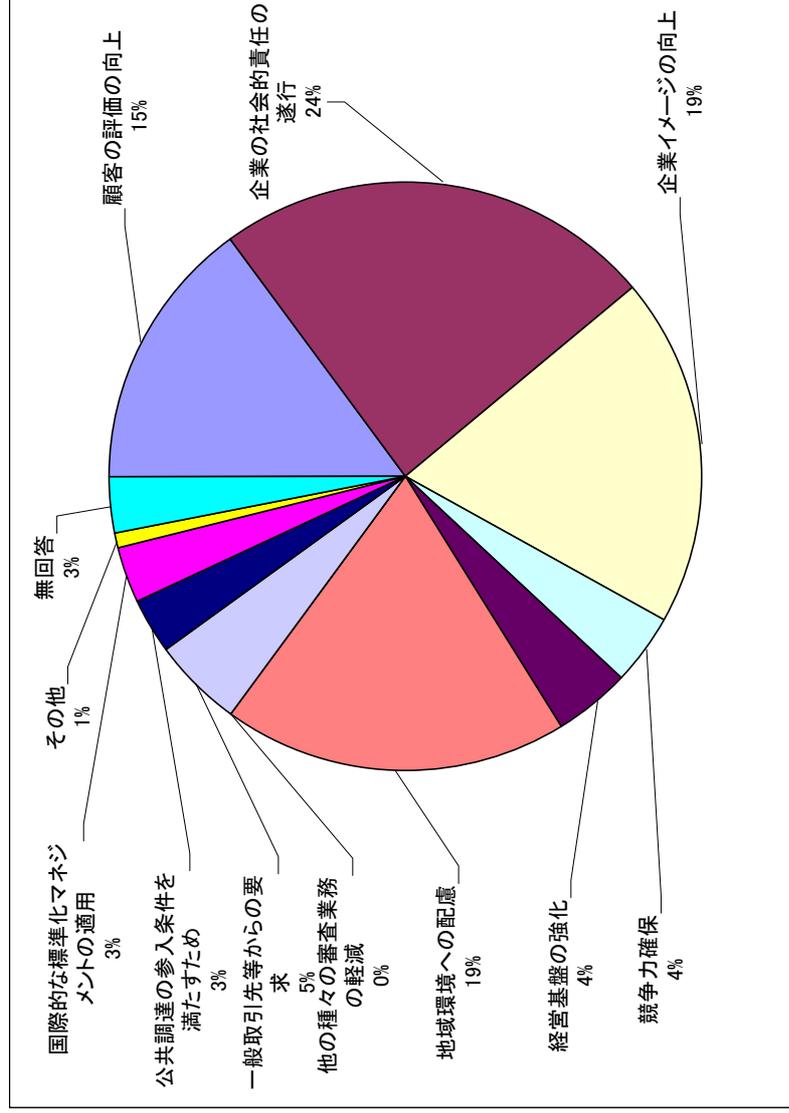
### ③ ISO 14001 取得の目的と効果

- 認証取得の目的

製造業：“企業の社会的責任の遂行”、“地球環境への配慮”  
 建設業：“企業の社会的責任の遂行”、“企業イメージの向上”  
 小売・サービス業：“企業の社会的責任の遂行”、“企業イメージの向上”
- 認証取得の効果

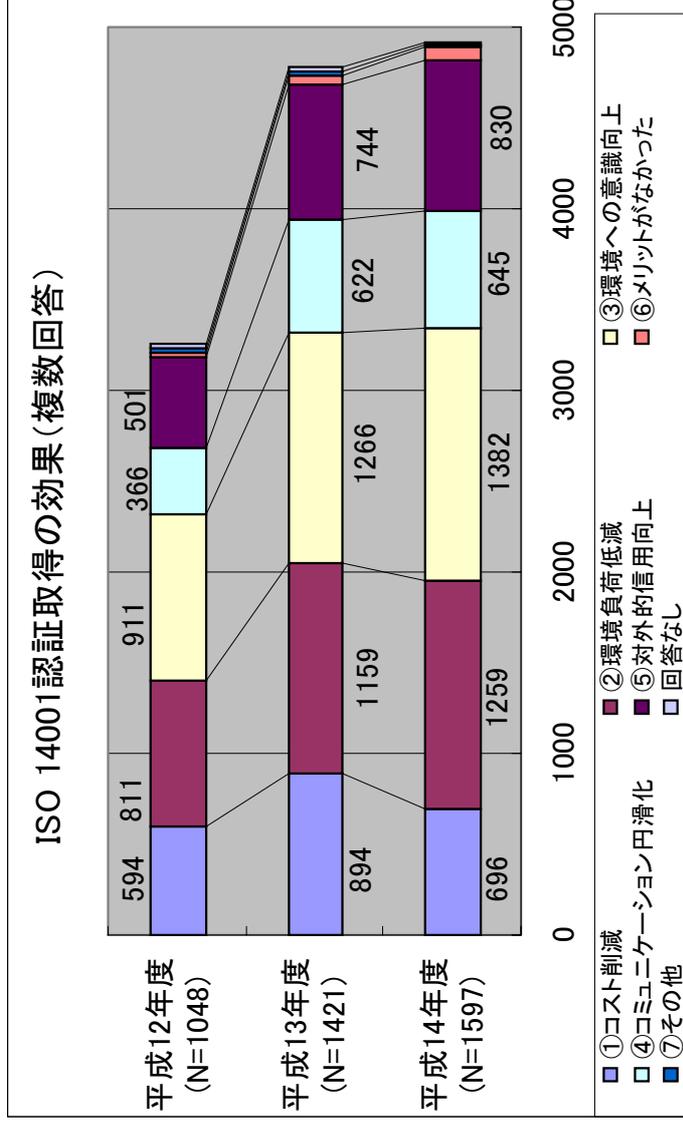
環境への意識向上、環境負荷低減、コスト削減を挙げる企業が多く、  
 ついで、対外信用の向上、コミュニケーションの円滑化

認証取得の目的



認証取得の効果

第2章 2.



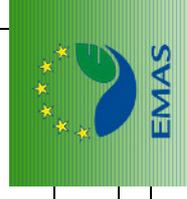
出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

#### ④ 欧州独自の環境マネジメントシステムの取組

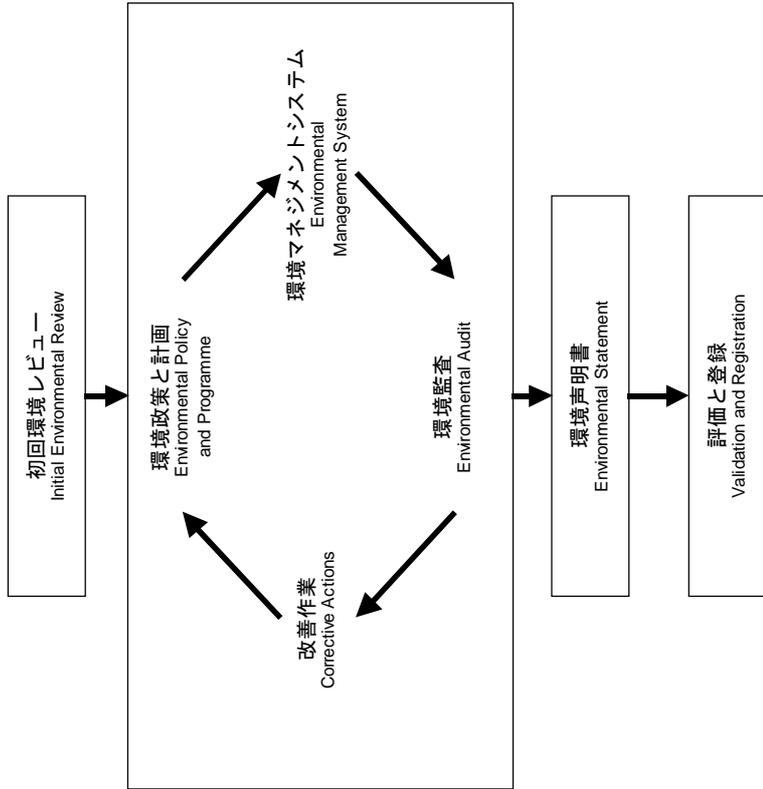
##### EMAS の内容

- 1993年に制定され、1995年から本格運用、2003年に改訂されている。
- 環境マネジメントシステムに加え、環境声明書の作成と公表、環境認証人による認証が求められている。
- ISO 14001 と EMAS の比較

	ISO 14001	EMAS II 761/2001/EC
対象範囲	全般	全般
初期環境レビュー	任意	要求される 組織自体によるレビュー、または外部機関によるレビューが必要
環境法規制遵守	遵守の「仕組み」が必要	要求される 法規制を遵守していない場合、環境声明は有効とされない
環境パフォーマンスの改善	「システム」の継続的改善が必要	要求される
環境声明書（活動の報告、方針、目的と目標、環境マネジメントプログラムを含む）	不要（方針のみ）	要求される印刷物またはホームページ上で一般市民が入手しやすいように公開が必要 地域への説明責任を確実にすることが目的 ・ 環境政策と EMS の要約 ・ 重大な直接・間接的環境側面に関する記述と影響 ・ 上記に関する環境目的、目標 ・ 環境目的、目標に対するデータのまとめ（年次データ） ・ 法的要件に対する活動、環境パフォーマンス等に関する情報 ・ 環境認証人氏名等
環境声明書の検証	不要	要求される環境監査人／認証機関による検証が必要
環境関連業者の管理	コミュニケーション及び運用管理の範囲で管理。法的要求事項があれば従う。	組織による監視
間接環境側面：設計デザイン・開発・包装・輸送・購入等	企業の自主性にまかされる	明確に要求
環境パフォーマンス評価	システムの結果として達成されると考える	要求される 数値を含めた証拠が必要
ロゴ（認証マーク）	無	有2種（マネジメントシステム認証と環境声明に対する証明）

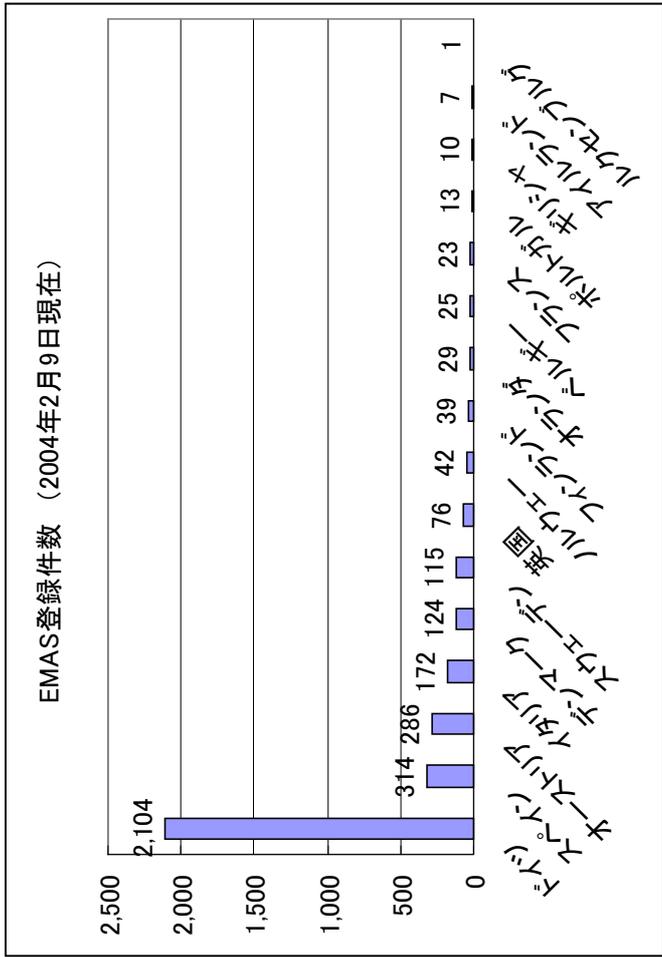


EMAS のフロー図



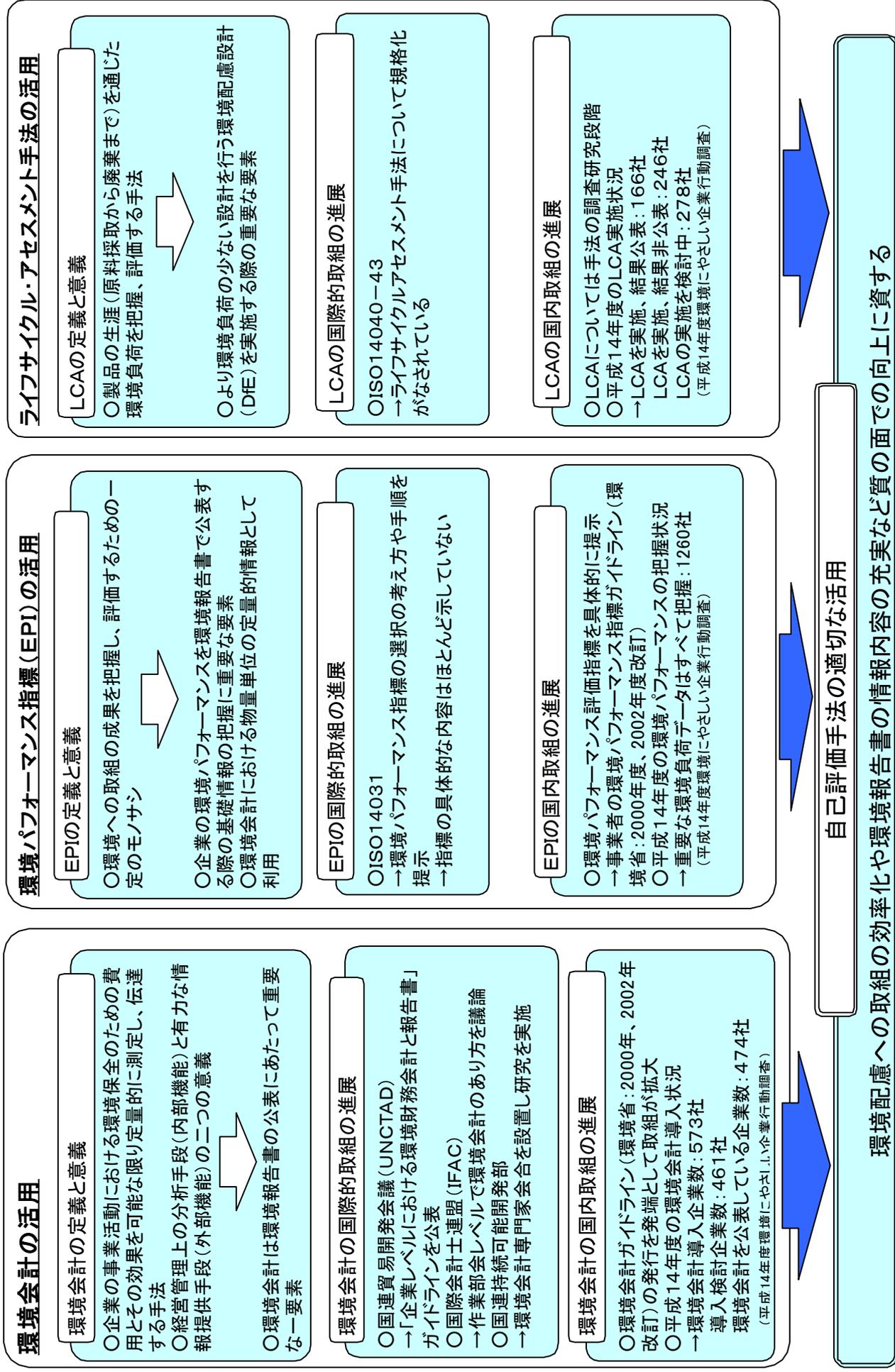
EMAS の HP をもとに作成

EMAS の登録件数



2003年12月31日現在 登録件数 3,498件

### 3. 自己評価手法の活用の進展

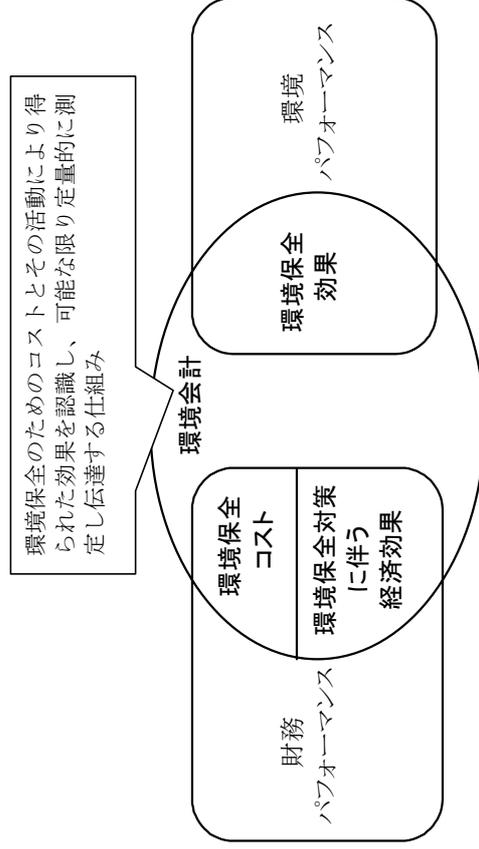


## (1) 環境会計の導入の進展

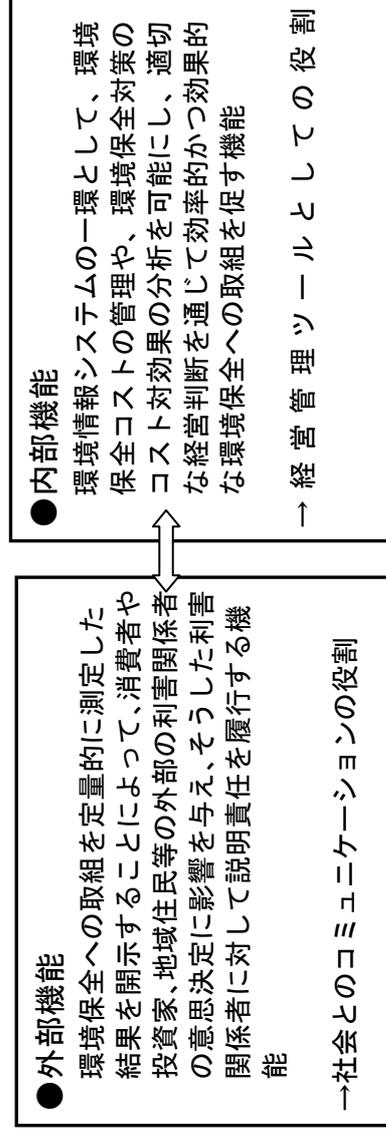
### ① 環境会計の概要・特徴

- 環境会計は、企業の環境に関連する活動に係るコスト（財務パフォーマンス）やその活動により得られた効果（環境パフォーマンス）を可能な限り体系的に認識、測定、伝達する仕組みである。
- 環境会計の持つ二つの機能のうち主に外部機能に着目し、企業コミュニケーション（外部公表）に活用する場合と、内部機能に着目し、経営管理（内部活用）に活用する場合がある。
- 外部公表のための環境会計は、自社の環境問題への取組やその効果をより具体的に利害関係者に伝えることにより、利害関係者とのコミュニケーションが可能になる。
- 内部活用のための環境会計は、具体的な環境保全活動の費用対効果等を測定することにより、コスト削減や環境資金の適切な配分などの内部管理に活用される。

#### 環境会計ガイドライン（2002年版）の枠組み



#### 環境会計の機能と役割



環境会計ガイドラインが示すコストと効果

財務パフォーマンス

(1) 環境保全コスト

- ・ 事業エリア内コスト
- ・ 上・下流コスト
- ・ 管理活動コスト
- ・ 研究開発コスト
- ・ 社会活動コスト
- ・ 環境損傷対応コスト
- ・ その他コスト

(3) 環境保全対策に伴う経済効果

- ・ 実質的効果  
収益
- ・ 費用節減
- ・ 推定的効果

環境パフォーマンス

(2) 環境保全効果

- ・ 事業活動に投入する資源  
エネルギーの投入  
水の投入  
各種資源の投入 等
- ・ 事業活動から排出する環境負荷  
及び廃棄物  
大気への排出  
水域、土壌への排出  
廃棄物等の排出
- ・ 事業活動から産出する財・サービス  
使用時・廃棄時の環境負荷
- ・ 輸送その他  
輸送に伴う環境負荷の減少

② 環境会計を巡る国際的な議論の動向

国際的な取り組み状況

組織／地域等	活動内容等
国連持続可能開発部(UNSDSD)における研究プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1999年に設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書「環境管理会計 – 手続きと原則 –」(2000年11月)</li> <li>● 報告書「環境管理会計 – 政策とリンクエージェンシー –」(2000年11月)</li> </ul> </li> </ul>
環境管理会計ネットワーク(EMAN)	(EMAN-EU) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1996～98年にECが環境管理会計の調査プロジェクトを実施(ECOMAC)</li> <li>➢ 現在はEMAN-EUに活動が引き継がれている</li> </ul> (EMAN-AP) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2001年に環アジア太平洋14カ国(日本、韓国、フィリピン、オーストラリアなど)の参加により設立</li> <li>➢ 企業等による環境管理会計手法の導入・活用の促進、持続可能な開発の推進への寄与を目的とする</li> </ul>
EMARIC (Environmental Management Accounting Research & Information Center)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 世界各国の環境会計に関する情報を共有するためのツールであるウェブサイトを運営(2002年4月)</li> </ul>
国際会計士連盟(IFAC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1998年3月 研究報告第6号「組織における環境マネジメント – 環境管理の役割 –」を発行</li> </ul>
アメリカ環境保護庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1992年より環境会計プロジェクトを実施</li> </ul>
ドイツ環境保護庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1996年に環境原価計算ハンドブックを発行</li> </ul>

## ③ 我が国におけるこれまでの取組

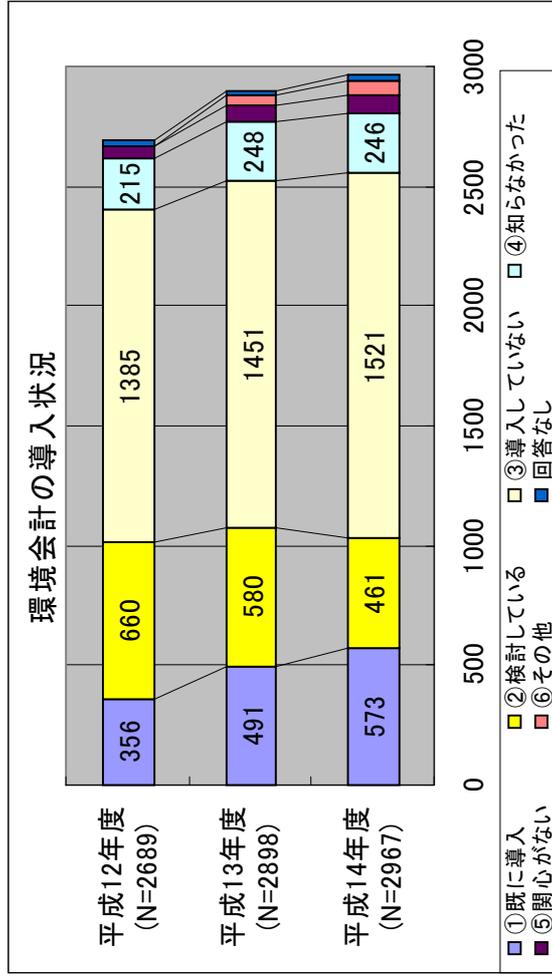
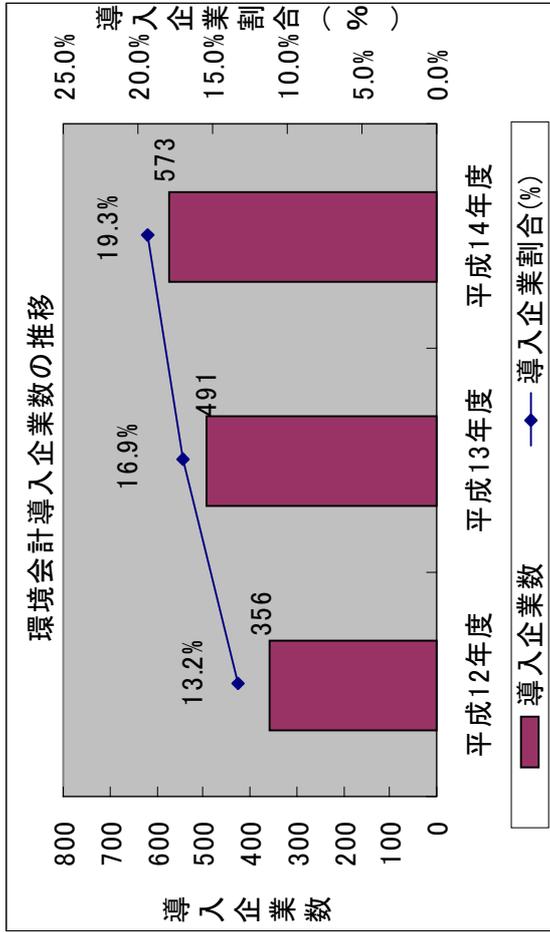
## 環境会計に関するガイドライン

環境省	「環境会計ガイドライン2002年版」(2002年3月)
経済産業省	「環境管理会計手法ワークブック」(2002年6月)
機械製造業界	(社)日本機械工業連合会 「環境会計・環境報告書の標準化に関する調査報告書<機械工業関連企業における環境会計・環境報告書指針>」(2001年7月)
建設業界	(社)日本建設業団体連合会を中心とした建設3団体 「2002年版建設業における環境会計ガイドライン」(2002年11月)
ガス業界	(社)日本ガス協会 「都市ガス事業における環境会計導入の手引き(2000年度版)」
ゴム業界	日本ゴム工業会 「環境会計のガイドライン」(2000年9月)
石油業界	(財)石油産業活性化センター(PEC) 「石油産業への環境会計導入に関する調査報告書」(2000年3月)
食品製造業	(社)食品需給研究センター 「食品製造業のための環境会計マニュアル ファースト・ステップ・ガイド」(2001年3月)
鉄道業界	(社)日本民営鉄道協会 「民鉄事業環境会計ガイドライン(2003年版)」(2003年5月)

出典：環境省 環境会計ガイドブック2002年版 に加筆

④ 環境会計への取組状況

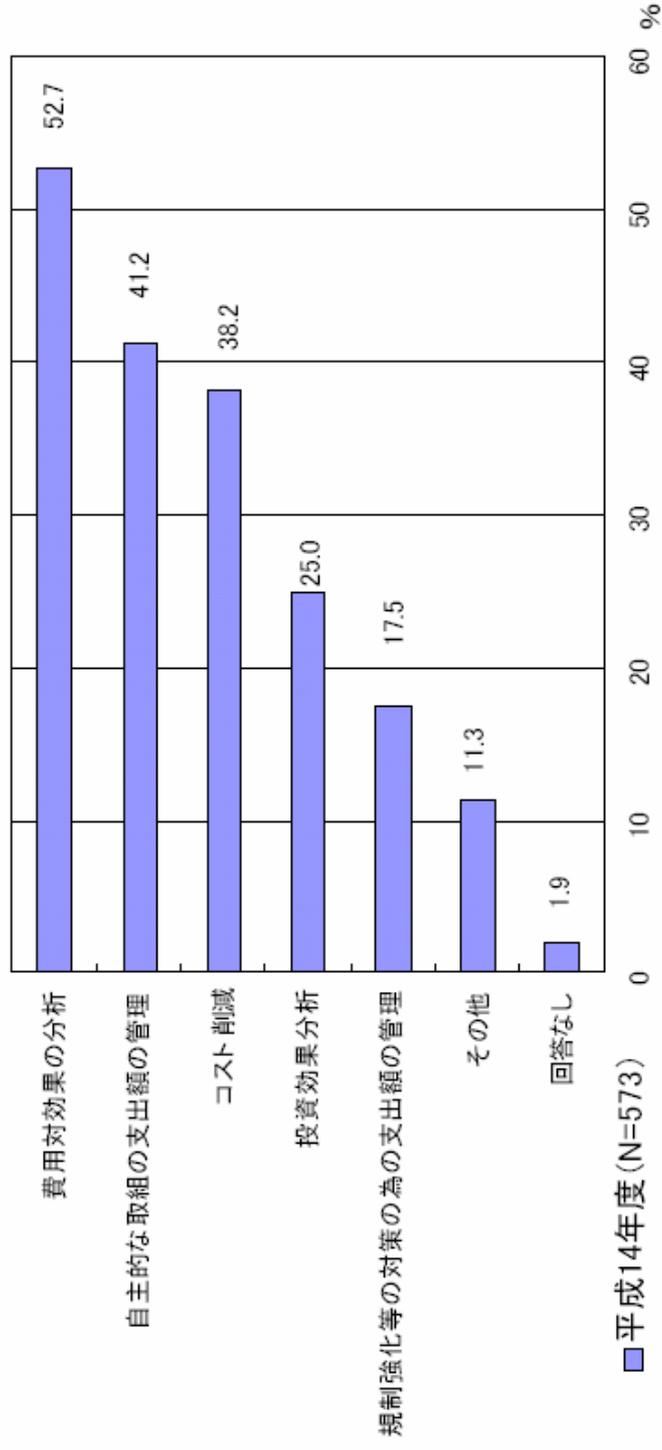
環境会計の導入状況



出典：環境省 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果

### ⑤ 環境会計の効果

社内における環境会計の利用方法（複数回答）



出典：環境省 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果

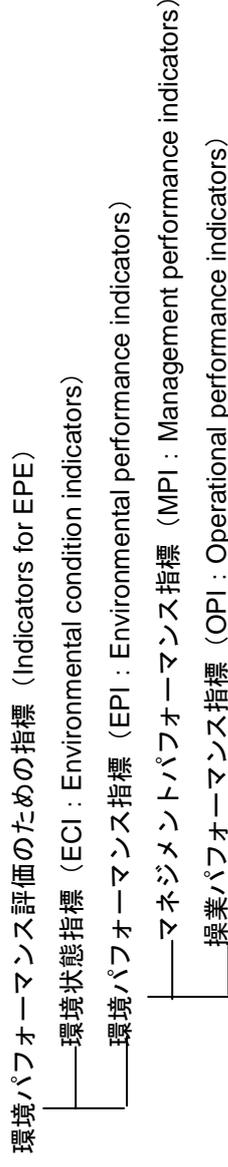
## (2) 環境パフォーマンス指標の発展

環境パフォーマンス指標は、環境パフォーマンス評価（EPE）において、関連データの分析・評価等を行うために選  
 択される指標である。

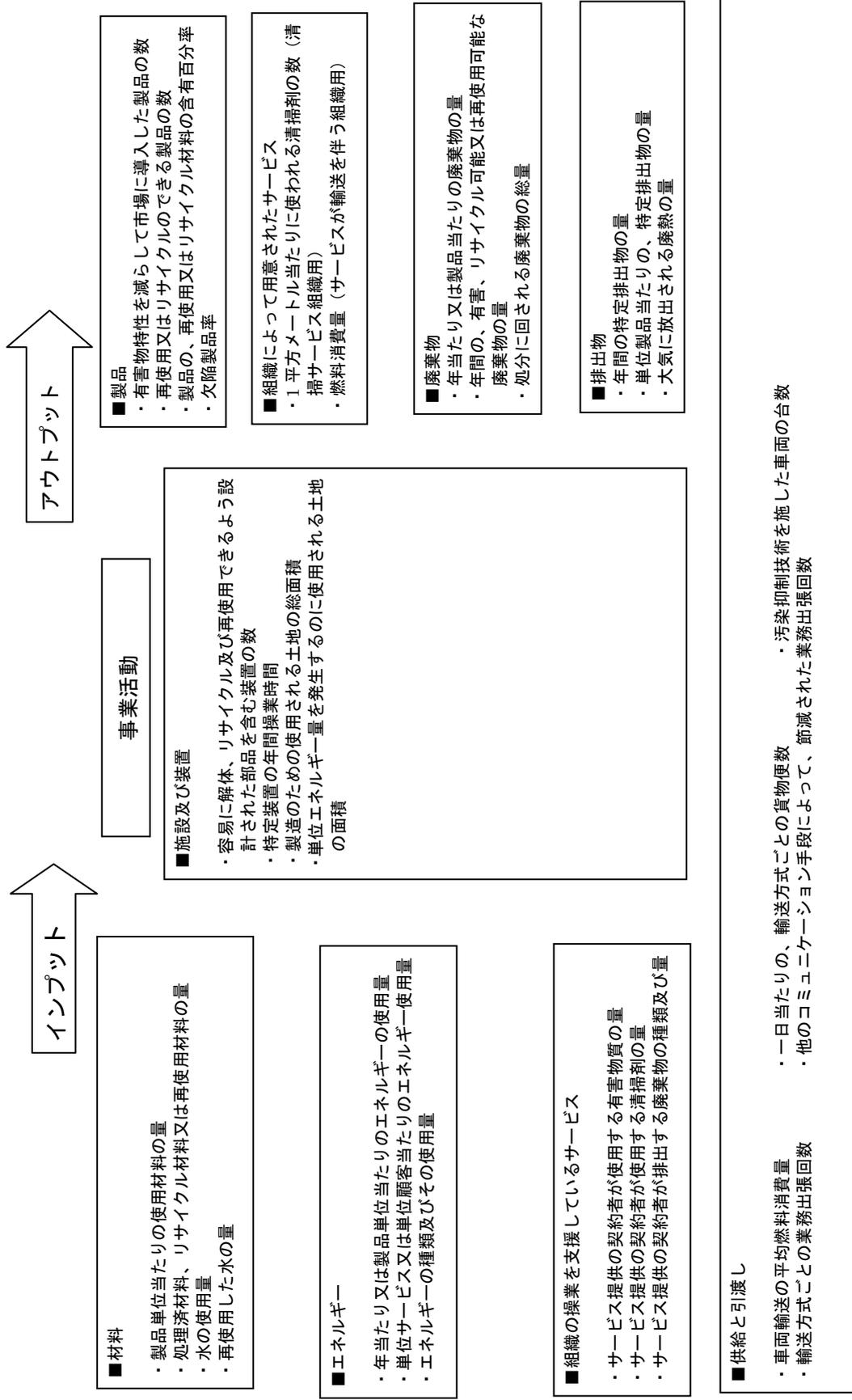
### ISO の環境パフォーマンス指標の概要

ISO 14031（環境パフォーマンス評価：EPE）は、組織の環境パフォーマンスに関する指標を選択し、関連するデータを収集・分析し、環境パフォーマンス基準に照らしてその情報を評価し、その結果を内部への報告や外部へのコミュニケーションに利用し、さらに、プロセスを定期的に見直し、改善するという一連の流れを示したものである。

ISO 14031 の環境パフォーマンス指標は、次のように示されている。ただし、具体的な指標は、ISO 14031 付属書 A で事例が示されている。



ISO 14031 附属書 A に示される操業パフォーマンス指標 (OPI) の例

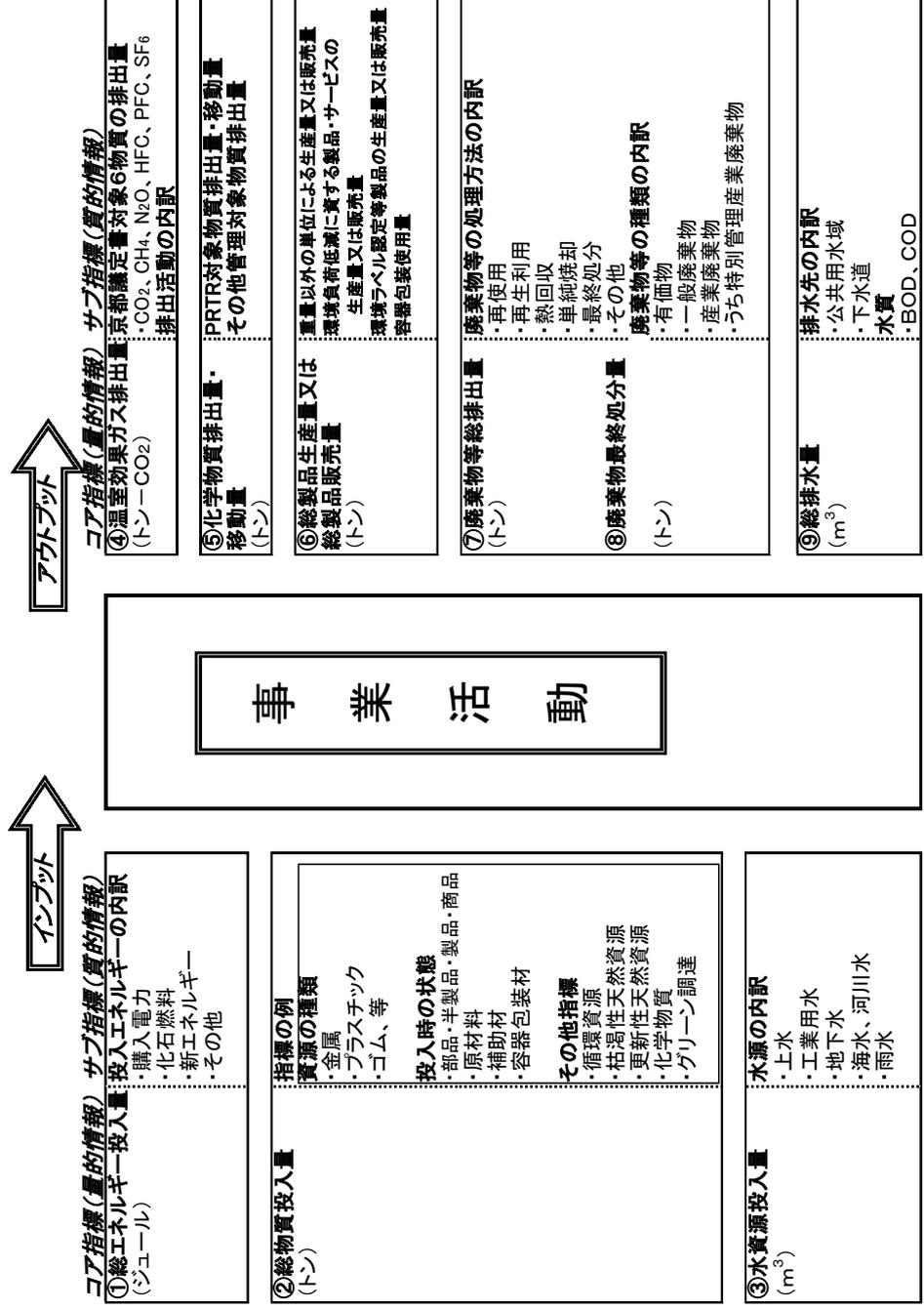


我が国における環境パフォーマンス指標の概要

「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」（環境省）は、「事業者の環境パフォーマンス指標-2000年度版-」公表後の社会の状況の変化を踏まえ、環境パフォーマンス指標の望ましいあり方や共通の枠組みを示すとともに、環境への取組上重要で、且つ実際に事業者が活用しうる指標を示したものである。

これは、9つのコア指標から構成されるコアセットと、コアセットを質的に補完するサブ指標から構成されている。

マテリアルバランスの観点から整理した、コアセットとサブ指標の関係（例）



### (3) ライフサイクル・アセスメント手法の発展

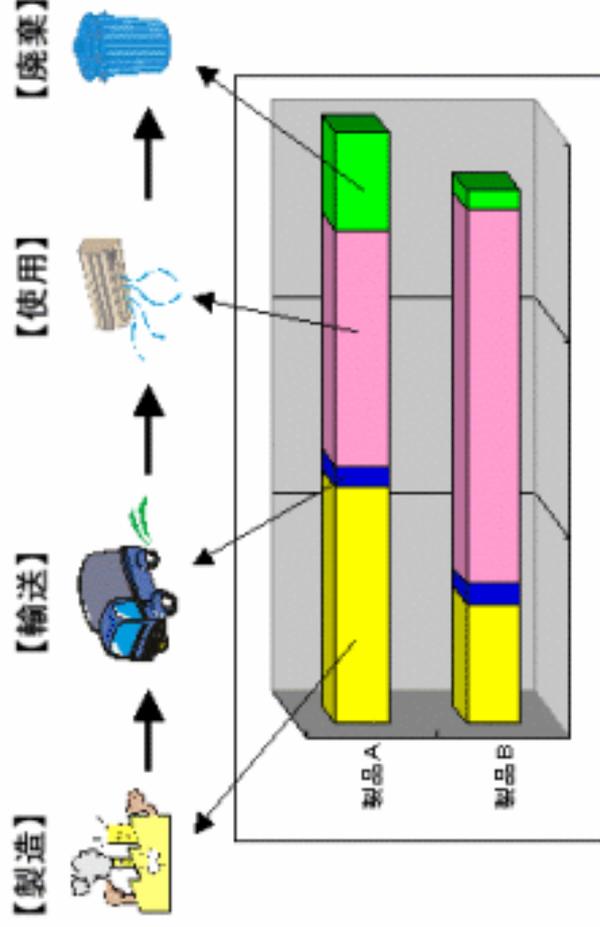
ライフサイクル・アセスメント（以下、LCA）は、原料の採掘から製造、輸送、使用、廃棄といったライフサイクル全体を通じて製品やサービスが環境に与える負荷を定量的に評価する手法である。

LCAの概要

■用途及び概念

- ①製品やサービスの環境負荷を低減する取り組みの方向性を決める手段としての活用
  - ・LCA 実施結果から、ライフサイクルで最も環境負荷を多く排出する段階を調べ、その段階の環境負荷低減に重点的に取り組む
  - ・異なる素材や部品、方式等について、それぞれを適用した場合のLCA 結果を比較し、最も環境負荷の低い組合せを選択する
- ②製品やサービスの環境調和性を社会に伝える環境コミュニケーションの手段として活用
  - ・新製品と旧製品の環境負荷低減の成果の表明
  - ・環境ラベルやパンフレットによる環境性能の伝達手法

LCA の概念



出典：(社)日本機械工業連合会編  
「企業のためのLCAガイドブック」

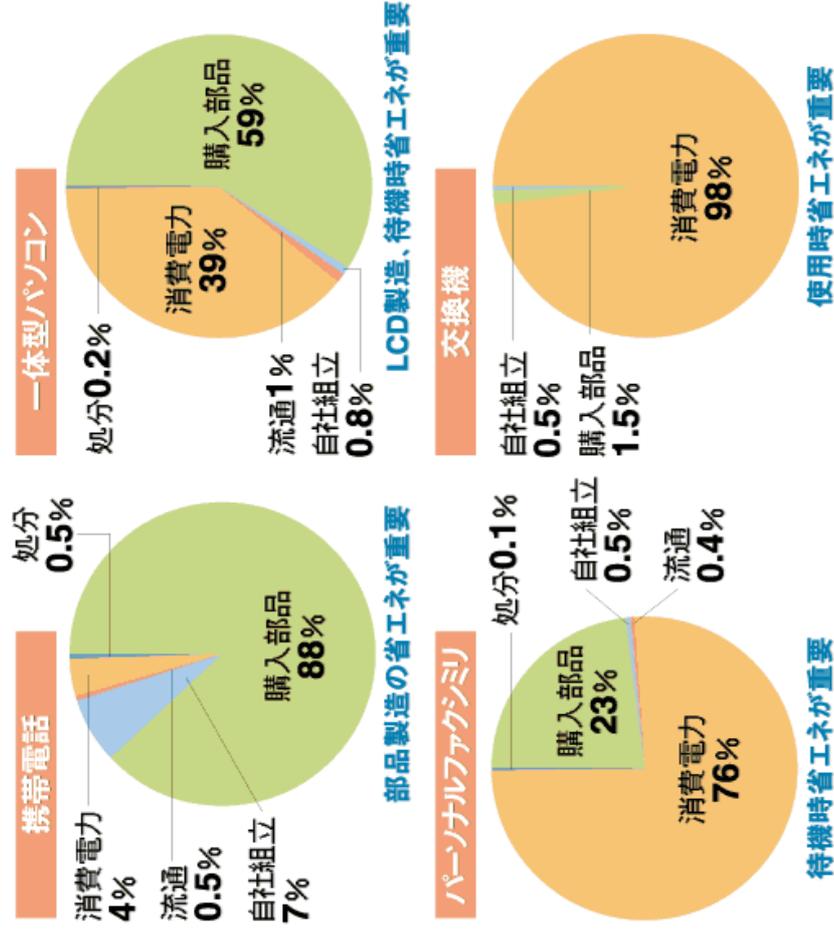
LCAの導入事例

日本電気株式会社の事例

日本電気株式会社は、LCAを用いて、次のことを示した。

- ・携帯電話や一体型パソコンの場合は、ライフサイクル全体のCO2排出量の大半を購入部品の製造段階からのCO2排出量が占めており、この段階の省エネルギー対策がCO2排出量削減の効率的な取組である。
- ・パーソナルファクシミリや交換機の場合は、使用段階（待機時も含む）の省エネルギー対策が効率的な取組であるといえる。

LCAで評価した製品の地球温暖化への影響（製品ライフサイクルにおけるCO2排出量）



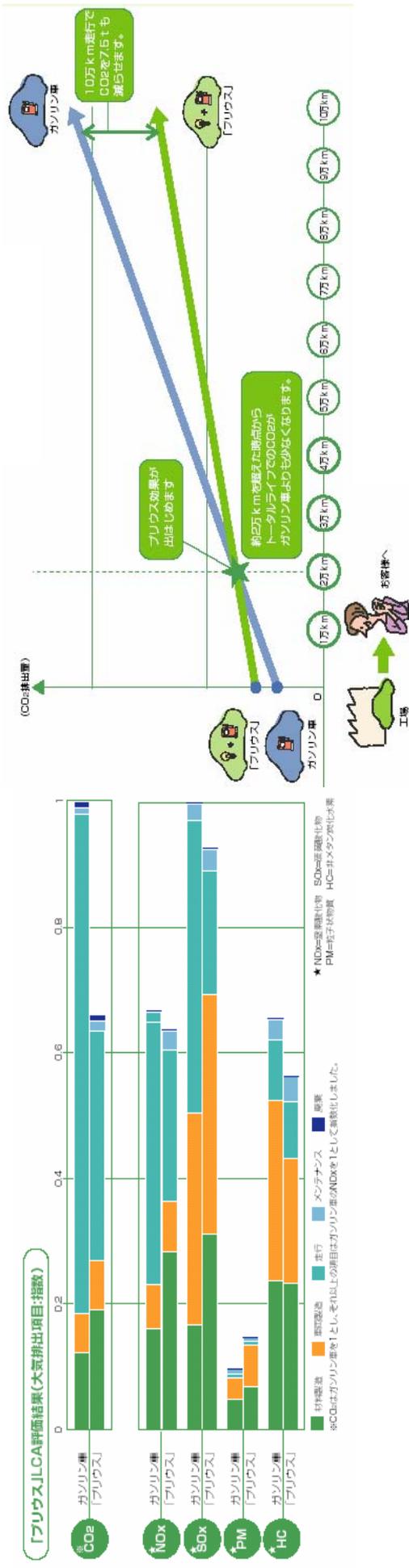
出典：日本電気株式会社

「環境アニュアルレポート2001」

トヨタ自動車株式会社の事例

トヨタ自動車株式会社は、LCAを用いて、次のことを示した。

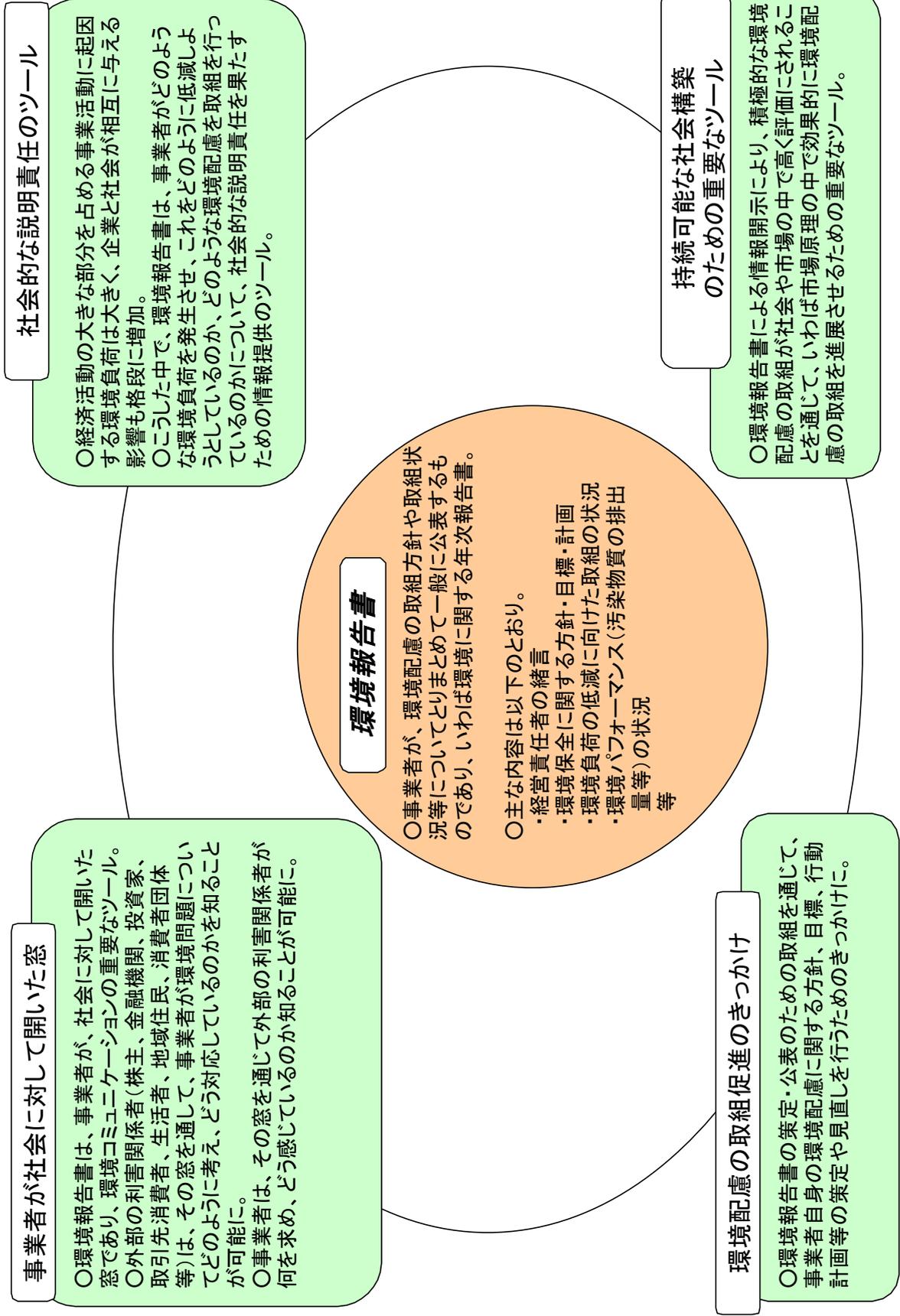
- ・「プリウス」は製造段階の環境負荷排出は従来のガソリン自動車を上回っているものの、ライフサイクル全体では、逆転している。
- ・「プリウス」のライフサイクル全体のCO<sub>2</sub>排出量は、走行距離が20,000kmを超えると従来のガソリン自動車より低くなる。



出典：トヨタ自動車株式会社 Prius Green Report

## 4.環境報告書

### (1) 環境報告書の作成・公表の意義



出典:「環境報告書ガイドライン(2000年版)」(環境省)より要約。

① 環境報告書とは何か

環境報告書は、企業が自らの環境情報を総合的に取りまとめ公表する年次報告書である。財務面のみならず環境面で企業を評価する動きが広がって、トップクラスの企業の多くが作成し、普及が進んでいるものである。諸外国においても、企業による環境報告書の取組が盛んとなっている。

主な記載事項

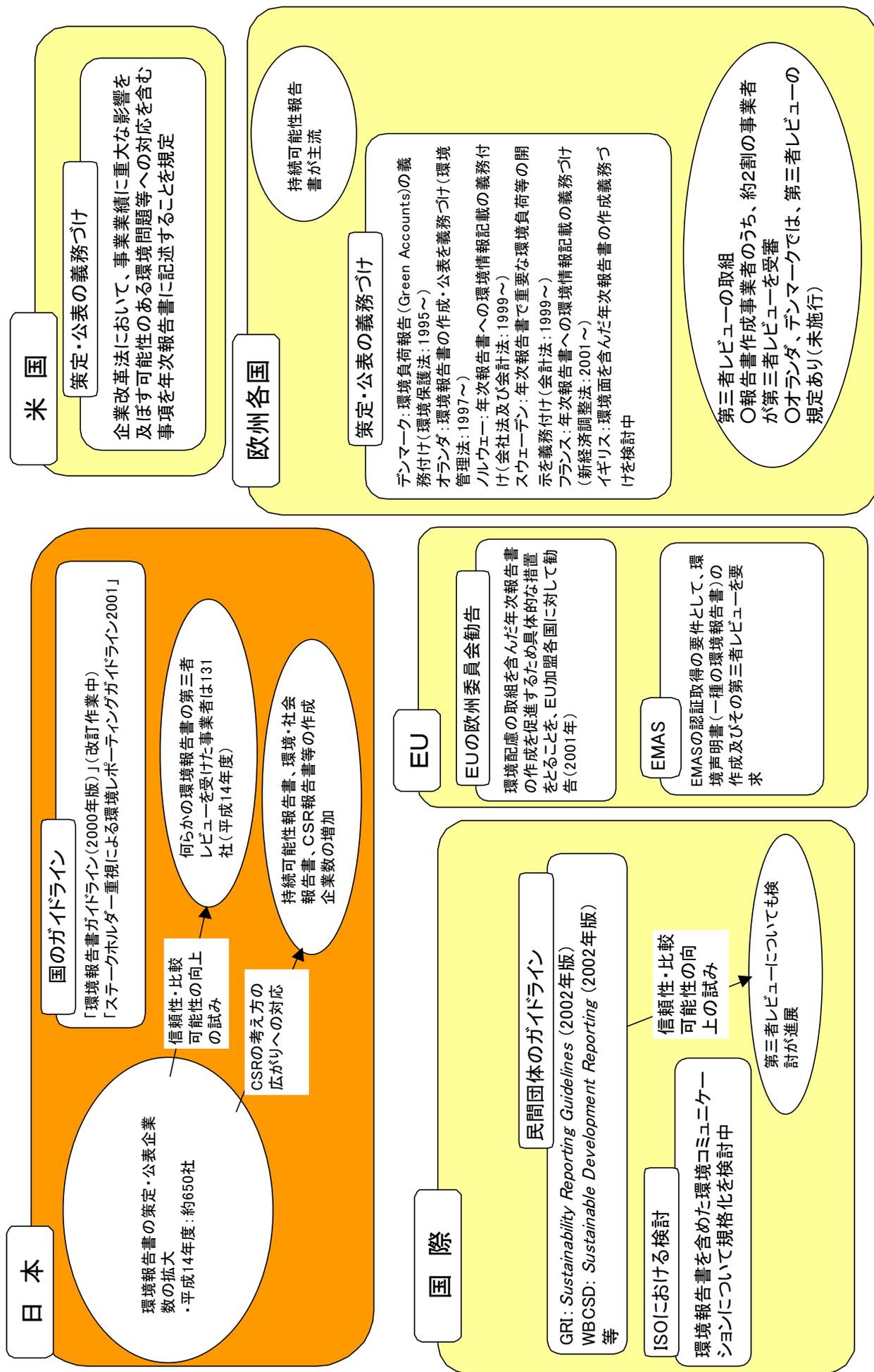
記載事項	記載内容・事例
A.対象期間及び対象組織	
B.事業の概況	
C.事業活動における環境配慮の方針等	<p>環境に関する基本理念、経営責任者自身の考え方が記載される。</p> <p>(例)・環境に関する目標達成の旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境対応の経営上の位置づけ</li> </ul>
D.事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括	<p>環境配慮の方針等に基づき、具体的な目標、その行動計画及び実績等が記載される。</p> <p>(例)・廃棄物の発生量を10%削減</p>
E.環境マネジメントシステムの状況	<p>環境管理全般に関する内部統制組織の整備運用状況が記載される。</p> <p>(例)・環境に関する社内の責任体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO 14001認証取得状況</li> </ul>
F.環境に関する規制の遵守状況	<p>環境関連法規制等の違反の有無、改善の状況、環境に関する重要な訴訟事件等が記載される。</p>
G.事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	<p>事業活動に伴う環境負荷の状況及びその低減対策が記載される。</p> <p>(例)・化学物質排出量及びその排出量削減のための生産工程の設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等排出量及び使用済み回収製品の再資源化対策</li> </ul>
H.環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況	<p>当該企業の環境に配慮した製品、商品、サービスの販売状況及びその機能の概要が記載される。</p> <p>(例)・ノンフロン冷蔵庫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイブリッド自動車</li> </ul>

## ② 環境報告書を通じた環境と経済の好循環政策に関連する内外の取組

時期	内容
平成5年6月	欧州委員会が、環境マネジメントシステムの構築に加え、環境声明書の公表を求める仕組みである「EU 環境管理・監査制度 (EMAS) 規則」を公布。1995年4月より運用開始。
平成8年9月	環境庁が、中小企業向けの環境配慮ツールとして「環境活動評価プログラム (エコアクション21)」を策定。
平成9年6月	環境庁の後援により、環境報告書の表彰制度「環境アクションプラン大賞」(平成11年より「環境レポート大賞」に改称)を開始。以後、毎年実施。
平成9年6月	環境庁が、「環境報告書シンポジウム」を開催。以後、毎年開催。
平成10年6月	環境庁の支援により、民間有志による「環境報告書ネットワーク」が設立。(現在、約200社・団体が参加)
平成11年5月	平成11年版環境白書(閣議決定)において、環境報告書を経済活動の中に環境保全を組み込んでいくための重要な取組として位置づけ。
平成12年6月	国際 NGO の GRI が、「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」を公表。
平成12年12月	「環境基本計画」(閣議決定)において、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で、環境報告書の「情報的手法」を開発し、普及するとの方針を規定。
平成13年2月	環境省が「環境報告書ガイドライン2000年度版」を公表。
平成13年3月	欧州委員会が、環境負荷の実績についての透明性を向上させるなどを改正し、新「EU 環境管理・監査制度 (EMAS) 規則」を公布。
平成13年6月	EU 委員会が、企業の環境データの質、透明性、比較可能性を改善することを目的として、「年次会計報告での環境関連情報の開示に関する勧告」を発令。
平成13年6月	経済産業省が、「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」を公表。

時期	内容
平成13年12月	総合規制改革会議が、「規制改革の推進に関する第1次答申」において、環境報告書の普及促進及び信頼性向上を図るための新たな枠組みの検討が必要と指摘。
平成14年8月	環境省が、「環境報告書データベース」の運営を開始。
平成14年8月	国際NGOのGRIが、「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002年版」を改訂・公表。
平成14年8月 ～9月	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の実施計画において、企業の説明責任を向上させるため、環境報告等の自主的なイニシアティブを通じて環境配慮の取組を向上させるよう、産業界へ働きかけるとの方針を規定。
平成15年3月	「循環型社会形成推進基本計画」（閣議決定）において、環境報告書の普及についての政府目標（平成22年度までに上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表）を決定。
平成15年3月	「規制改革推進3か年計画（再改定）」（閣議決定）において、環境報告書の普及促進及び信頼性向上を図るための新たな枠組みを検討するとの方針を決定。
平成15年3月	環境省の「環境報告の促進方策に関する検討会」において、「環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて」をとりまとめ。
平成15年6月	経済産業省が、「環境報告書プラザ」（データベース）の運営を開始。
平成15年8月	鈴木前環境大臣が、記者会見で環境配慮促進法案の構想について発言。
平成15年9月	中央環境審議会総合政策部会に、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を設置。
平成16年1月	日本経済団体連合会が、「環境立国のための3つの取り組み」において、環境報告書の3年倍増の目標を提示。
平成16年2月	中央環境審議会より意見具申。 「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」

(2) 環境報告書の作成・公表の世界的な進展

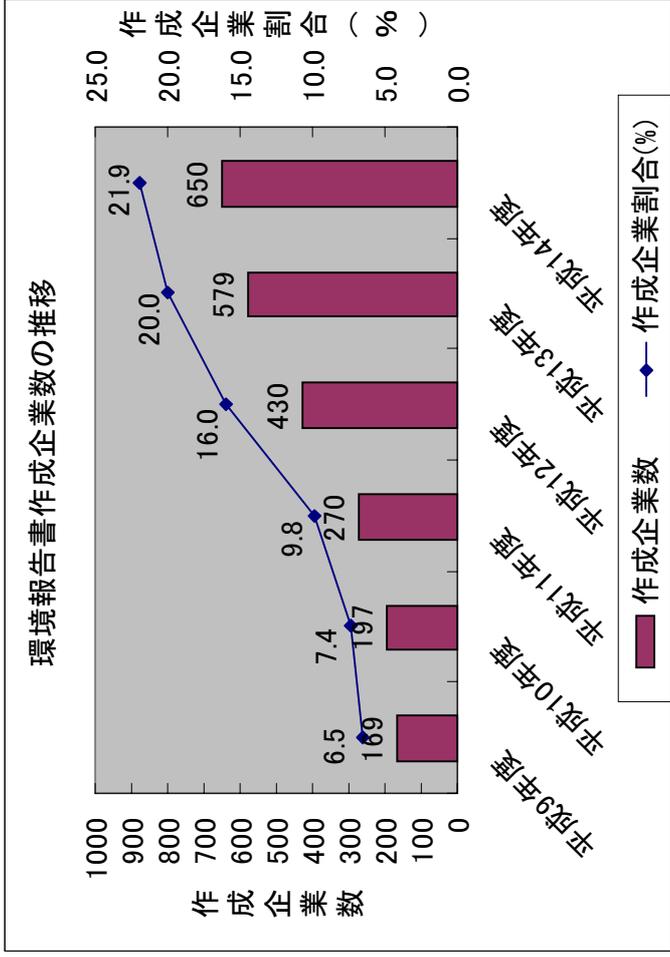


### ① 環境報告書の我が国の現状

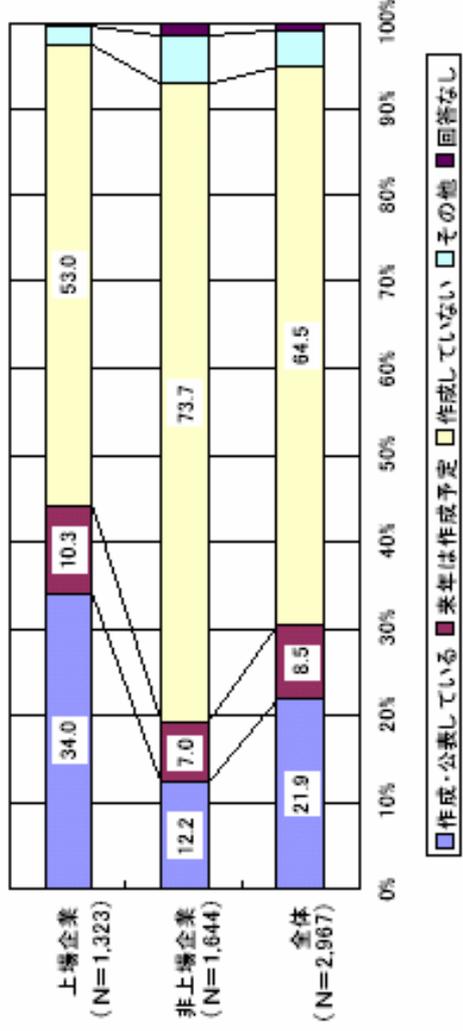
#### 環境報告書の策定状況

○平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果：有効回答 2,967では、  
 ・ 環境報告書をすでに公表している企業数 650社 22%  
 ○環境報告書の作成・公表の状況は、上場・非上場の別で取組に差があり、上場企業では、平成14年度には34.0%の企業がやっているが、非上場企業では、12.2%であり、前年からの増加傾向についても同様の差が見られる。

上場・非上場別環境報告書への取組状況

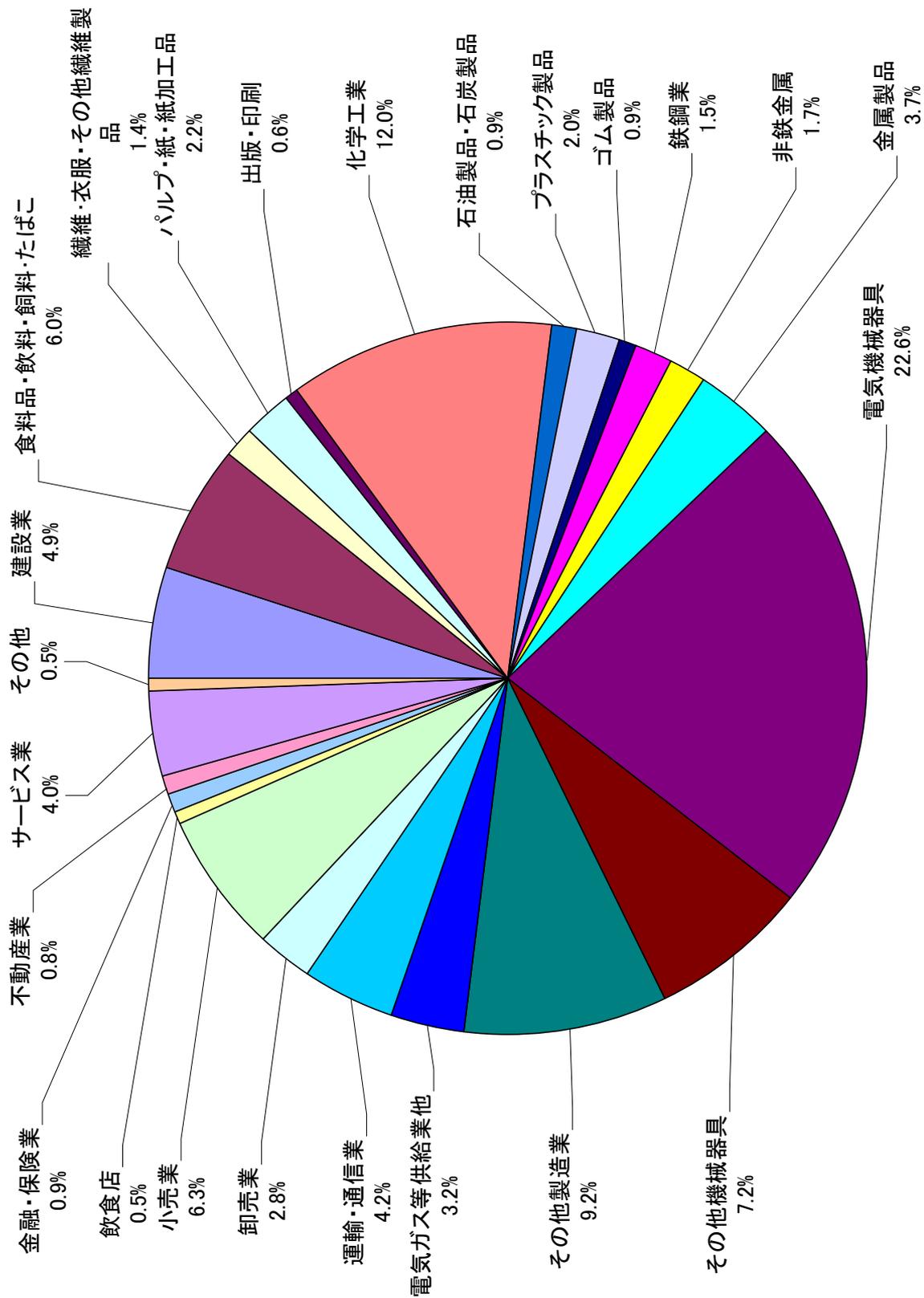


出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査



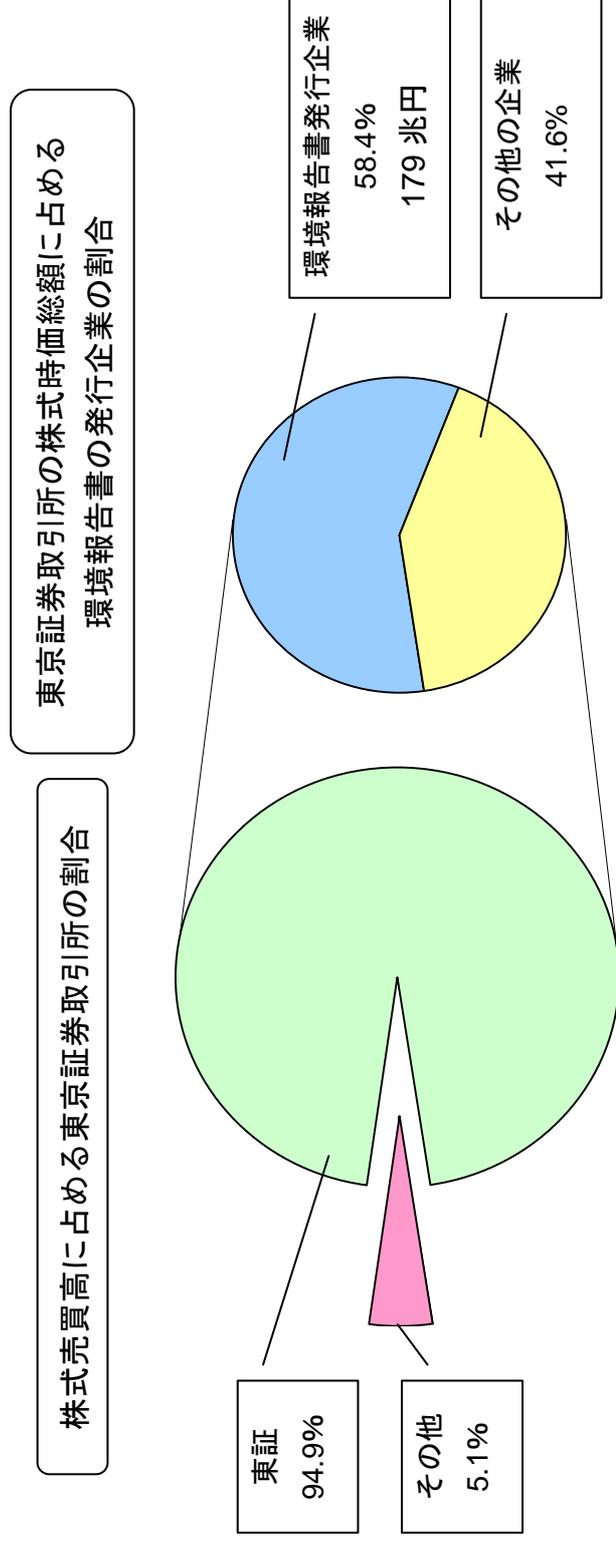
出典：環境省 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査

### 業種別環境報告書作成企業数



環境報告書発行企業が経済規模に占める割合

日本の株式売買高の94.9%を占める東京証券取引所において、環境報告書発行企業の占める株式時価総額の割合は58.4%を占めている。このことから、環境報告書発行企業が日本の経済規模において大きな割合を占めているといえる。



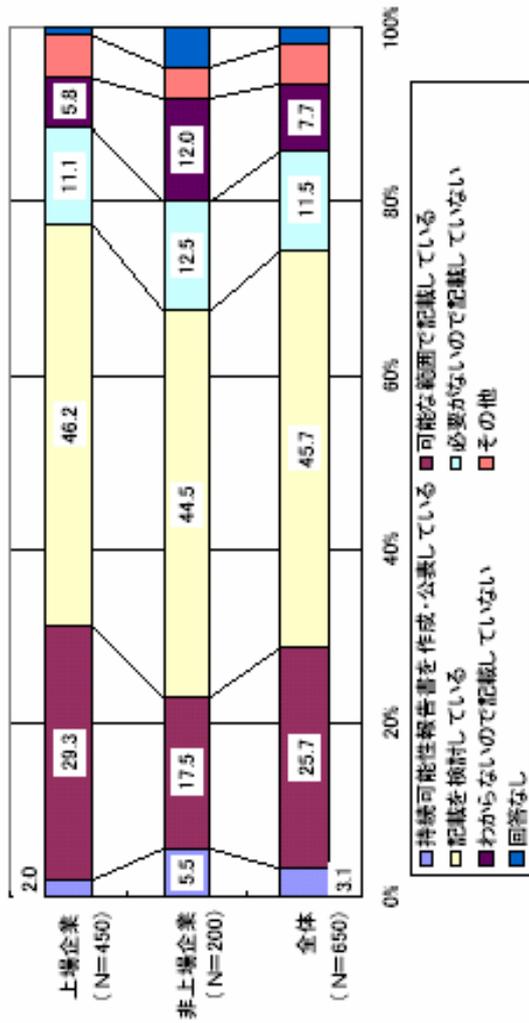
<データ>

東京証券市場において環境報告書発行企業の占める割合：58.4%  
 東京証券市場1部及び2部上場企業時価総額：301,284,296 百万円  
 うち環境報告書発行企業の時価総額：179,169,867 百万円

環境報告書の記載内容

平成14年度環境にやさしい企業行動調査では、「持続可能性報告を作成している」と答えた企業は1/4を超えている。従来の環境面に加えて、経済及び社会的情報を盛り込んだ「持続可能性報告書」と呼ばれる報告書が相当数、存在する。

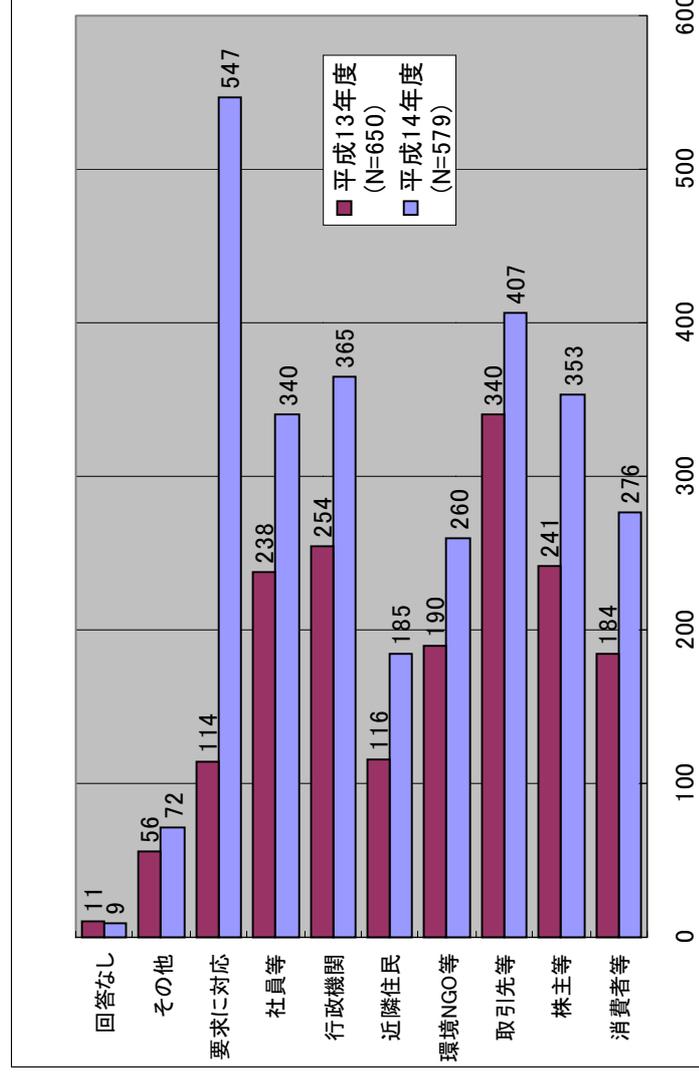
社会・経済的側面の記載状況



出典：環境省 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果

環境報告書の配付先

- 環境報告書の配付先は、取引先、行政機関、株主、社員、従業員の順序となっている。
- 環境報告書の役割などから見て、環境報告書の作成目的、重視している情報公開先等が推定される。



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

## ② 環境報告書の進展のための我が国の取組

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）（抄）

### Ⅲ 横断的措置事項

#### 2 (3) 才 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

##### ①環境報告書及び環境会計の普及促進の方策

b 環境報告書及び環境会計に取り組み企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。

##### ③環境報告書及び環境会計の信頼性の確保

国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。

- a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。
- b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。
- c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。
- d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。
- e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。

「循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）（抄）」

第3章 循環型社会形成のための数値目標

第2節 3 (2) 環境経営の推進

アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。

(注) 上場企業：東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業約2,700社

非上場企業：従業員500人以上の非上場企業約3,700社

## (社) 日本経済団体連合会による環境立国のための3つの取り組み

2004年1月13日 (社) 日本経済団体連合会 会長 奥田 碩

昨年1月1日に発表した「活力と魅力溢れる日本をめざして」において、日本経団連は個人、企業、行政がともに「環境立国」戦略を進めることを提唱しました。「環境立国」実現のためには、環境と調和した新しい社会経済システムを構築し、環境を日本企業の強みにする必要があるとあります。企業はすでに地球温暖化対策やリサイクル、化学物質管理などに自主的に取り組み、環境に配慮した事業活動を展開し大きな成果をあげております。

2004年の年頭にあたり、「環境立国」の実現に向け、企業の自主的取り組みをさらに推進するため、日本経団連ならびに会員企業・団体は以下の取り組みを強化すべきであると考えております。

第1に、日本経団連は、企業が環境を経営に必須の事業として取り込むために、地球温暖化ならびに廃棄物に関する環境自主行動計画を着実に推進・達成していきます。

第2に、企業が画期的な技術の開発に努め、環境にやさしい製品を積極的に市場に投入し、自然保護をはじめとするボランティア活動に取り組みむなど環境改善に積極的に取り組み、国民生活の観点から地球環境保全をリードしていくよう、働きかけを強化していきます。

第3に、企業はこうした取り組みを積極的に情報発信し、広くステークホルダーに配慮して経営を進めなくてはなりません。コミュニケーション手法も多様化しており、いわゆる環境報告書、CSR(企業の社会的責任)報告書などは、市場、消費者、投資家と企業を結ぶ上で重要な役割を果たしております。すでに日本経団連の会員企業でも300社以上が環境報告書を策定・公表しておりますが、日本経団連は3年倍増をめざして、さらに多くの企業が環境報告書やCSR報告書などの策定・公表に取り組みむよう、会員企業・団体に呼びかけるとともに、その動きをフォローアップしていきたいと考えております。

また、環境経営の進め方や、その情報発信、コミュニケーション手法については、本来、企業の自主性、主体性が最大限に発揮されるべき分野であり、法制度のもとの官(行政)の関与ではなく、民間の自主責任によって進められるべきものと考えております。

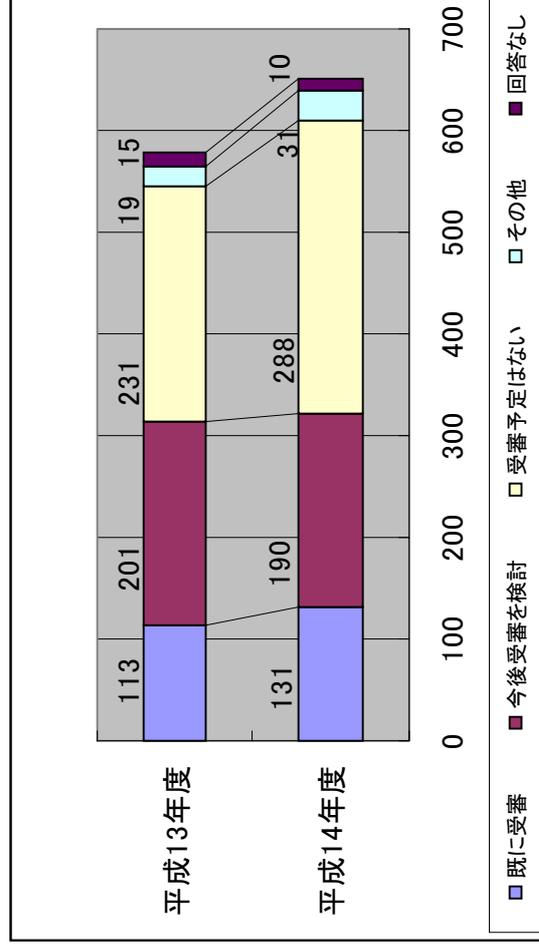
以上

### ③ 環境報告書の第三者レビューの取組

#### 環境報告書の第三者レビューの取組状況

- 規制改革推進3か年計画（再改定：平成15年3月28日閣議決定）では、環境報告書の普及啓発、情報の比較可能性・信頼性の確保が課題として挙げられている。
- 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果では、環境報告書を作成している」と回答した650社のうち、
  - ・ 第三者レビューを既に受けている企業数 131社 20.2%
  - ・ 今後、受けることを検討している企業数 190社 29.2%

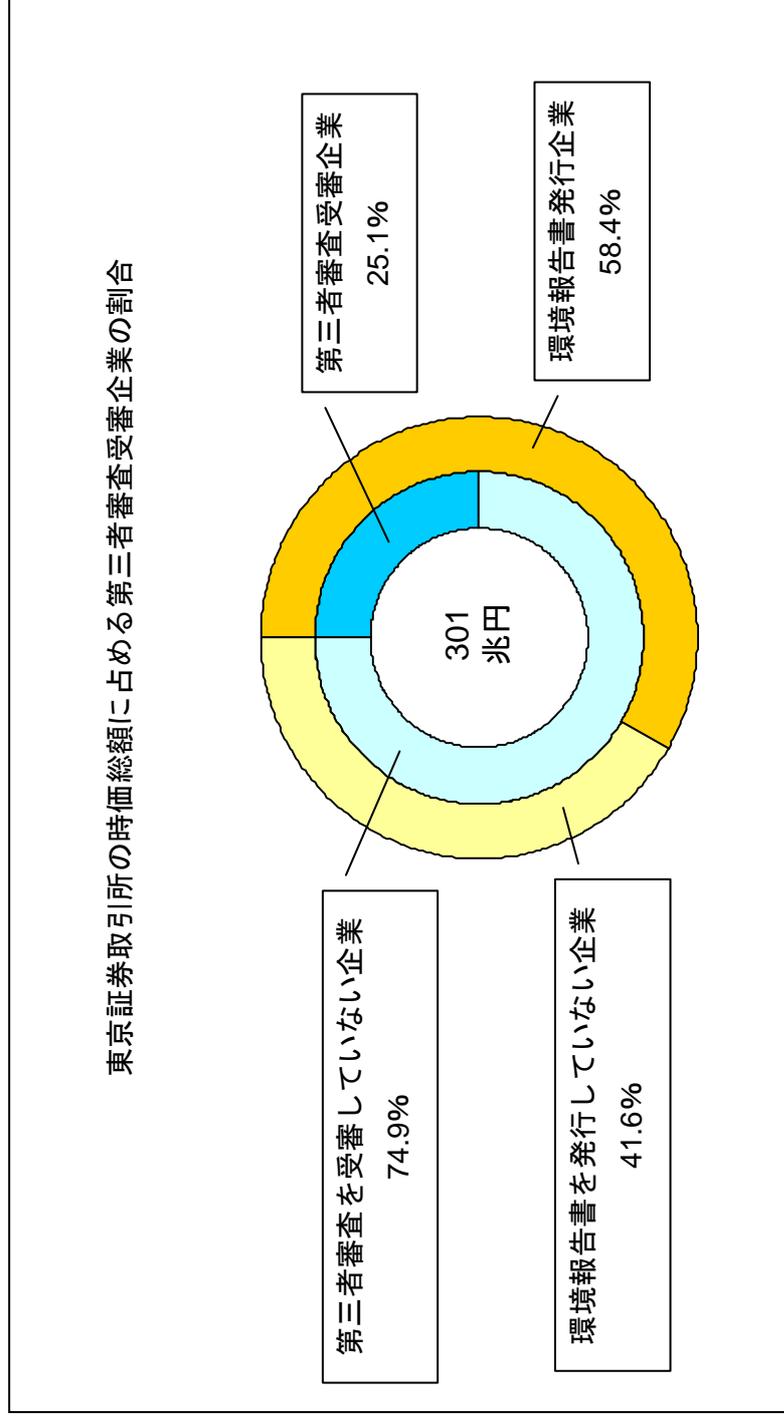
#### 環境報告書の第三者レビューの受審状況



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

環境報告書の第三者審査を受けている企業の割合

環境報告書の第三者審査を受けている企業は年々増加しており、東京証券取引所において環境報告書の第三者審査を受けている企業の時価総額の割合が25.1%を占めている。これは、日本の経済規模においても大きな割合を占めている。



## 第三者レビューの具体例

## 第2章 4. (2)

第三者検証報告書  
ソニー株式会社  
2003年6月6日  
代表取締役会長 出井伸之 氏  
代表取締役社長 安藤国威 氏

私たちが、フサイクオナーカーハウスカーブス（FHC）は、ソニー株式会社（以下、「ソニー」という）からの依頼に基づいての（CSRレポート2003）（以下、「同報告書」という）の環境データ（温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水）及び環境会計に関する検証を行いました。同報告書はソニーの責任のもとで作成されたものです。

**検証の目的**  
私たちの検証は、次の事項について意見を述べることと目的としています。  
1. 報告書に記載された重要な環境データ（温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水）及び環境会計の特定・収集・報告についてのプロセスの信頼性  
2. 同報告書に記載された温室効果ガスの排出量の正確性及び網羅性（検証を実施した製造サイトに限る）

**意見表明の保証**  
現時点では、環境情報の報告や検証について一般に認められた国際基準は存在していません。そのため、私たちは現在確立されたところのある慣行と指針を参考としています。

**実施した手続の概要**  
私たちの検証は本社を含め計10サイトにおいて実施致しました。私たちが、同報告書に記載された重要な環境データを検証して実施した検証手続は以下のとおりです。

1. 本社において検討した事項と検証手続
  1. ソニーグループ全体の調達マネジメント  
組織の状況、運用の状況及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。
  2. ソニーグループにおけるデータの特定、収集及び報告のプロセス  
ソニーグループにおける各データの統一的な測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計されるかを検討しました。
  3. 同報告書に記載された調達データ  
同報告書に記載された調達データを根拠資料との整合性、及び各根拠資料間の整合性について検討しました。
- これらの検討に関しては、経営管理層や同報告書の作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、質問の回答、外部監査との照会などの具体的な手続を実施しました。

II. 本社以外のサイトにおいて検討した事項と検証手続

1. 環境マネジメントの概要  
同報告書に記載された重要な環境データに関して、サイト毎に環境マネジメントの概要を把握し、以下の項目を中心に検討しました。

- ・ 環境データ収集の体制と状況
- ・ マテリアルフロー情報の全体的管理
- ・ 環境保全プログラムと目的、目標データ
- ・ 環境事故の有無とその把握

2. 各サイトにおけるデータの特定、収集及び報告のプロセス  
各サイトにおける重要な環境データの特定方法及び各データの収集方法を把握し、各データがいつ、どのように集計されるかを検討しました。

3. 同報告書作成のために各サイトからソニー本社に報告されたデータ  
サンプリングしたデータに関する根拠資料との整合性、及び各根拠資料間の整合性についても検討しました。

なお、検証の対象とした具体的な環境項目は以下のとおりです。  
エネルギー及び温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水、環境会計

これらの検討に関しては、サイトの管理層や関係担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、質問の回答、外部監査との照会などの具体的な手続を実施しました。

検証を実施した環境データマークについては、同報告書の該当箇所に  マークを付しております。

### 結論

私たちは、以上の手続を実施した結果、以下の通り意見を述べます。

1. 同報告書に記載された重要な環境データ及び環境会計の特定・収集・報告については、以下のプロセスは、私たちの実施した手続の範囲内において、下記事項を除いて適切であり、かつ信頼性があります。  
一部サイトにおける環境管理物質及び環境会計の当該プロセスに関して改善の余地があります。なお、前節も同様の指針を行いました。当節は前節に比べて全般的に改善は改善さなかつたつております。
2. 同報告書に記載された温室効果ガスの排出量の内、検証を実施した製造サイトに關する排出量は概ね正確に記載されています。

BicamaterhouseLogos

PRICEWATERHOUSECOOPERS

### 第三者意見書

平成15年7月3日

トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 豊 富士夫 氏

株式会社 トヨタ自動車環境品質研究所  
(ゼロイット トヨタ環境品質研究所)  
代表取締役社長  
古室正充 氏  
(公認会計士)

執行役員  
(公認会計士)  
間瀬美鶴子 氏  
(環境審査員)

**1. 審査の目的**  
当環境品質研究所では、トヨタ自動車株式会社の責任において作成された同社のEnvironmental & Social Report 2003に対して、正確性の向上に資することを主な目的として、会社と合意した手続に従って審査を行い、同社のEnvironmental & Social Report 2003について独立した立場で意見を表明する。なお、この意見は、社会的に合意された報告書に関する作成基準及び審査基準が確立されていない現段階において、トヨタ自動車株式会社より提示されたデータ及び質問を基礎に正確性に關わる心証形成をしているため、正確性の保証レベルについても一定の限界を有している。

**2. 審査の手続**  
当環境品質研究所は、Environmental & Social Report 2003について以下の審査手続を実施した。  
(1) 掲載されている情報の収集過程とその集計方法の合理性を審査した。  
(2) 掲載されている内容について、作成責任者に対する質問及び関連する議事録の閲覧、ISO14001関連資料との照合、その他根拠資料となる利用可能な内部資料及び外部資料と比較し検討した。  
なお、「連結環境マネジメント」に記載されている「グローバル環境データ」の連結環境マネジメント対象会社のデータ及び「環境取組事例」については、各社より送付された記録類の閲覧及び照会を行うとともにトヨタ自動車株式会社の作成責任者に対する質問を実施した。

**3. 結論**  
審査の結果、当環境品質研究所の意見は、次のとおりである。  
(1) Environmental & Social Report 2003に掲載されている情報は、トヨタ自動車株式会社及び連結環境マネジメント対象会社の業務から出された情報を適切に集計したものである。  
(2) Environmental & Social Report 2003に掲載されている情報は、当環境品質研究所が審査の間に入手した根拠資料と矛盾していない。

以上

第三者レビューに関する動向

環境報告書の進展につれ、報告書に提示された情報の質、正確性や信頼性、提示された情報が企業の環境、社会面の負荷を公平かつ完全に表示しているかということに関する懸念が生じてきている。(H13 環境報告の促進方策報告書) 一方で、環境報告書の信頼性を高めるために、第三者検証意見などを付与する取り組みは、まだ発展途上であり、いくつかの機関でそのためのガイドライン等が作成、検討されている。

GFT250 社 (フォーチュン・グローバル500 社中のトップ250 社) 中の報告書発行 114 社中、29%は第三者機関の検証をつけている。

第三者レビューに関するガイドライン等の概要

発行主体	タイトル及び作成時期	概要	目的	対象	構成
1. 日本公認会計士協会 (JICPA)	『環境報告書保証業務指針 (試案)』 (中間報告) (2001年7月)	2000年の「環境報告書保証業務指針 (試案)」に対する意見等を踏まえて取りまとめた二次試案	企業等が作成する環境報告書に記載されている環境情報の信頼性に対する保証を付与する業務についてのガイドラインを示すこと。	特に記載はないが、その目的と内容から保証付与人を主たる対象としており、考えられる。	1章 一般指針 保証業務に関する一般的事項や保証付与者の資質等 2章 実施指針 保証業務の詳細な手続き等 3章 報告指針 保証業務の結果の報告方法等について記載資料として、環境保証業務報告書の参考例と環境報告書の保証業務に関する主要な手続例
2. 欧州会計士連盟 (FEE)	FEE discussion Paper “Providing Assurance on Environmental Reports” (1999年10月)	ディスカッションメンバー及びそれに関連してコメントを求めた質問事項	国際監査実務委員会 (IAPC 現 国際監査・保証基準審査会 (IASSB)) が作成中の環境報告書の保証業務に関する国際規格に資するために、国際的な議論のシミュレーションを行うとともに、ディスカッションメンバー自体やそれに対する反応等に基づくインプットを IAPC に対して行うこと。GRI が行っている、持続可能性報告書への保証付与のガイドライン策定に資すること。	一義的には職業会計士を対象にするが、その他の専門家が保証を行っていることも認識しており、多様なグループからの意見を歓迎している。	1章 インテロダクション 環境報告書保証業務の背景等 2章 保証業務の責任 チームで行う保証の際の論点や責任の所在、能力等 3章 業務の受諾 保証を行うことが決まった際の論点等 4章 保証付与における主要な問題点 実施の指針等 5章 その他の重要な考察 保証業務の原則等 6章 報告 報告の指針等について記載

第2章4. (2)

発行主体	タイトル及び作成時期	概要	目的	対象	構成
3. ドイツ会計士協会 (IDW)	IDW Auditing Standard: Generally Accepted Standards for Audits of Environmental Report (IDW AuS 820) (1999年9月)	環境報告書の保証業務に関するガイドライン	環境報告書に対する、個々に異なる監査の主題を明らかにするとともに、監査実施者の責任を制限することのないうな方法を専門的な基準を設定すること。「財務諸表の監査における一般的に合意された基準 (Generally accepted standards for the audit of financial statements)」を環境報告書に適用する方法を示すとともに、環境報告書の監査の範囲と限界を示すこと。	会計士を対象とする。	1章 インテロダクション 環境報告書保証業務の現状等 2章 環境報告書の定義 環境報告書の定義等 3章 業務の受諾 業務の範囲と受諾条件等 4章 監査実施基準 監査の詳細な手続き等 5章 長文形式の監査報告書 監査報告書 (作成しない場合もある) の内容 6章 証明報告書 その内容とフォーマット等について基準を設定
4. グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)	Overarching Principles for Providing Independent Assurance on Sustainability Reports (2001年4月)	検証における諸原則を列記したワーキングペーパーと、それに関連してコメントを求めたための質問事項	GRI ガイドラインに含まれる際には、持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者に対して持続可能性報告書の保証に関する実際的な引きを示すこと。	持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者を対象とする。	1章 独立した保証を受けるための企業の立場 受審者が行うべきこと 2章 保証業務の必要条件 証拠や基準の必要性 3章 アプローチと手続き 保証業務の実施の手続き等 4章 結果のコミュニケーション 報告の方法等 5章 保証付与者の能力 保証付与者の適正等について記載
5. AccountAbility	The AA1000 Assurance Standard	AA1000 シリーズは社会会計、監査、報告などを扱っている規格 2003年に持続可能性報告の保証基準を公開	企業等が出す、社会、環境、経済パフォーマンスに関する報告書の信頼性と品質を保証するための世界発の保証基準を示すもの。	社会、環境、経済パフォーマンスに関する企業の報告書への保証付与者	1章 保証格差を埋める 2章 基準の要約 3章 アカウンタビリティ・コミットメント 4章 AA1000の原則3原則：重要性、網羅性、対応性 5章 証拠 報告書中の情報の裏付ける情報の評価 6章 保証声明報告組織の報告書およびそのためのシステム、プロセス、能力の保証についての保証声明 7章 保証付与者基準保証付与者の独立性、公平性等について 付属書A 用語集 付属書B AA1000 シリーズ

④ 諸外国における取組の進展

欧米諸国での取組

欧米諸国では、会社法等による経済面・環境面・社会面に関する取組の報告書への記載などが制度化されている。

項目	デンマーク	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	フランス	イギリス	EU	アメリカ	オーストラリア
1. 法律等	・環境計算書法 (1995) ・環境報告書	・環境管理法 (1997) ・環境報告書	・会計法 (1999) ・財務の年次報告書へ追加開示	・会計法 (1999) ・財務の年次報告書へ追加開示	・新経済規制法 (2001) ・財務の年次報告書へ追加開示	・会社法改正案 (2002) ・財務の年次報告書へ追加開示	・EU 規則* (2001) ** ・環境報告書 (環境声明書)	・企業改革法 (2002) ・年次報告書	・企業法 (1998) ・毎年発行する取締役報告書
2. 報告媒体	・義務	・義務	・義務	・義務	・義務	・任意	・任意	・義務	・義務
3. 記載項目	・環境報告書の内容等については原則として自由	・事業所の概要、環境影響、事業所が環境保全のために実施した対策及び導入設備、関連する環境パフオオーマンステータ等	・環境に著しい影響を与えうる活動、製品に関する情報、種別エネルギー消費量、製品内の有害物質の種類と量、等	・環境パフオオーマンスの状況、環境保全対策の内容、法規制遵守や許可証に関する情報等	・天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、環境マネジメントシステムの組織体制、環境影響削減の方針と投資等	・任意	・環境側面、及び環境側面に関する影響 ・環境パフオオーマンス ・環境認証人の氏名、認証日等	・事業内容等	・環境規制の遵守状況等
4. 対象	・環境保護法で許可を受けなければならない事業所	・環境負荷の大きさによる特定の事業所	・会社法の対象となるすべての会社	・環境法により報告義務づけられているすべての会社	・全上場企業	・会社法改正案による特定のパンパリック・カンパニーおよびパンパニート・カンパニー	・任意参加であり制限はない	・株式を公開する全ての事業者	・上場企業
・対象となる実際の規模	・約 3,000 事業所	・約 250 事業所	・317,193 事業所	・約 10,000 事業所	・約 900 事業者	・業種による制限はない		・約 1万5千社	・1576 企業
・対象となる業種	・金属工業、セメント工業、化学工業、食品業、電力、廃棄物処理業等	・金属工業、化学工業、製紙業、廃棄物処理業等		・1998:899 の付録に列挙された内容が業務に含まれる業種					

\* EU 環境管理監査制度 (EMAS) への事業者の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会の規則 (2001 年)

\*\* 各国での法的位置づけ

- ・イギリス：2002 年の報告を受け、英国政府は事業者に向けて ISO 14001 並びに EMAS 参加を呼びかけている。
- ・フィンランド：参加 EMAS への参加を呼びかけているが、具体的な政策はない。
- ・ドイツ：EMAS に登録した SME への投資の転換：環境に関する外部監査の緩和などの政策を施行している。

欧州諸国での取組

デンマーク

項目	内容
1. 法律等	・環境計算書法(1995) (2001年及び2002年に一部改正が行われている)
2. 報告媒体	・環境報告書
・義務/任意	・行政機関に提出後、公表することを義務付け
3. 記載項目	・事業者は法律の定める記載事項の開示さえ行えば、環境報告書の内容等については原則として自由
4. 対象	・環境保護法で許可を受けなければならない事業所 ・約3,000事業所 ・金属工業、セメント業、化学工業、製紙業、食品業、電力、廃棄物処理業等 ・なし
5. 審査制度	・環境報告書に対する監査は任意である。従って、環境報告書に対する内部監査もしくは外部監査が行なわれた場合、それについてGreen accountに記述するかどうかも任意である。記述する場合、監査人名、役職、会社名を明らかにし、監査リポートのフルコピーを添付しなくてはならない。 ・なお、上記の監査とは別に、2002年の改定により、地方当局が各社のGreen Accountをチェックし、その旨をGreen Accountに記入することが義務付けとなった。これは監査ではなく、行政がもっている情報と、該当事業者のGreen Accountの内容に矛盾がないかを検査するというものである。
・義務/任意	・任意

オランダ

項目	内容
1. 法律等	・環境管理法(1997)
2. 報告媒体	・環境報告書
・義務/任意	・一般公表用及び行政機関提出用の2種類の環境報告書を作成し、行政機関への提出及び公表することを義務付け(義務付けは2001年7月1日より)
3. 記載項目	・事業所の概要、事業所に起因する環境影響(関連する定量的データの概要を含む)、事業所が環境保全のために実施した技術的、組織的、経営上の対策及び導入設備、左記に関連する環境パフォーマンスデータ(実績値と目標値の両方を記載)
4. 対象	・環境負荷の大きさによる特定の事業所 (具体的には、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物、廃棄物、排水量等について、原則としてオランダ全体の総排出量の0.1%以上を排出する事業者)
・対象となる実際の規模	・約250事業所
・対象となる業種	・金属工業、化学工業、製紙業、廃棄物処理業等
・公的セクターに対する規定の有無等	・環境報告書の発行を義務づけられた組織の中には、規模の大きな下水処理場、電力会社、空港などが含まれている。これらは、民営化されているが、国が株を保有していたり、整備に税金が投入されるなど、公的側面が強い
5. 審査制度	・第三者による監査制度は未だ試行されておらず、施行日は未定である。従って現段階では、審査制度は任意である。
・義務/任意	・任意



フランス

項目	内容
1. 法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新経済規制法 (2001) (会社法改正の一環として成立)</li> </ul>
2. 報告媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務の年次報告書へ追加開示</li> <li>・義務</li> </ul>
3. 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反に対する罰則規定はない (サステナビリティ報告書、環境報告書を作成するかどうかは企業の判断に委ねられている)</li> <li>・著しい環境側面の特定、天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質・土壌汚染状況、廃棄物発生状況、環境マネジメントシステムの組織体制や緊急事態を含めた従業員教育状況、環境影響削減の方針と投資等</li> </ul>
4. 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全上場企業</li> <li>・約 900 事業者</li> <li>・対象となる実際の規模</li> <li>・対象となる業種</li> </ul>
5. 審査制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的セクターに対する規定の有無等</li> <li>・財務上の監査制度を適用</li> <li>・会計監査役は年次報告書に記載の年次決算および全ての情報を監査しなければならない。環境情報も監査対象となる。</li> </ul>
・義務/任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務</li> </ul>

イギリス

項目	内容
1. 法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法改正案 (2002)</li> </ul>
2. 報告媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務の年次報告書へ追加開示</li> <li>・任意 (環境問題に関する会社の方針等を記載することが必要かどうかについては、レビューの目的に沿って取締役が判断を行う)</li> </ul>
3. 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法改正案による特定の会社 営業及び財務に関するレビューの提出が法令により義務付けられるのは、 1. 下記の基準のうち少なくとも二項目を満たすパブリック・カンパニー (1)売上高が£50M を超える (2)貸借対照表残高が£25M を超える (3)従業員が 500 人を超える 2. 下記の基準のうち少なくとも二項目を満たすプライベート・カンパニー (1)売上高が£500M を超える (2)貸借対照表残高が£250M を超える (3)従業員数が 5000 人を超える</li> </ul>
4. 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる実際の規模</li> <li>・対象となる業種</li> </ul>
5. 審査制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的セクターに対する規定の有無等</li> <li>・営業及び財務に関するレビューは監査の対象であり、環境問題に関する会社の方針等を監査対象外とするような規定はない</li> <li>・対象となる組織において、監査は毎年実施される</li> <li>・義務 (営業及び財務に関するレビューは義務。環境問題に関する会社の方針等を記載することが必要かどうかについては、レビューの目的に沿って取締役が判断を行う)</li> </ul>
・義務/任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務</li> </ul>

欧州連合での取組

EU

項目	内容
1. 法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU 環境管理監査制度 (EMAS) への事業者の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会の規則 (2001 年)               <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各国での法的位置づけ</li> <li>ー イギリス：2002 年の勧告を受け、英国政府は事業者に向けて ISO 14001 並びに EMAS 参加を呼びかけている。</li> <li>ー フィンランド：参加 EMAS への参加を呼びかけているが、具体的な政策はない。</li> <li>ー ドイツ：EMAS に登録した SME への投資の転換：環境に関する外部監査の緩和などの政策を施行している。</li> </ul> </li> </ul>
2. 報告媒体 ・ 義務／任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境報告書 (環境声明書)</li> <li>・ 任意</li> </ul>
3. 記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動、製品、サービス</li> <li>・ 環境政策、環境管理システム</li> <li>・ 深刻な環境打撃を招く直接的、間接的な環境側面、及び環境側面に関する影響</li> <li>・ 重大な環境側面や環境への影響に関連する環境目的、環境目標・深刻な環境影響を考慮した環境目標に関する組織活動に関するデータ</li> <li>・ 環境パフォーマンスに関する他の事項</li> <li>・ 環境認証人の氏名、認証番号、認証日</li> <li>・ 任意参加であり制限はない</li> </ul>
4. 対象 ・ 対象となる実際の規模 ・ 対象となる業種	
5. 審査制度	
・ 義務／任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者による監査制度</li> <li>・ 環境保証人により、環境声明の信頼性、正確性が調査される。</li> <li>・ 義務 (制度への参加自体は任意)</li> </ul>

### 欧州諸国以外での取組

#### アメリカ

項目	内容
1. 法律等	企業改革法(2002)
2. 報告媒体 ・義務/任意	・年次報告書 ・SEC(米国証券取引委員会)に対して、株式を公開する全ての事業者を対象に、年次報告書において事業業績に重大な影響を及ぼす可能性のある環境問題等への対応を含む事項を記述することを定める規則の制定を義務付け ・これを受けて、SECでは、財務報告書に記載する環境情報についての要求事項を定めている
3. 記載項目	・企業改革法は事業内容の公開を義務付けている(101条)。また年次報告書提出に関する代表取締役の責任について言及している(302条)。しかし、環境計算については特別に言及していない。財務会計基準審議会の Statement of Financial Accounting Standards No.5 当該偶発事象の会計処理法について言及しており、アメリカ公認会計士の Statement of Position 96-1 は環境負債の公開に関してのガイダンスを提供している。
4. 対象 ・対象となる実際の規模 ・対象となる業種 ・公的セクターに対する規定の有無等	・株式を公開する全ての事業者 ・約1万5千社 ・なし
5. 審査制度 ・義務/任意	・第三者による財務上の監査制度を適用 ・義務

#### オーストラリア

項目	内容
1. 法律等	企業法(1998)
2. 報告媒体 ・義務/任意	・毎年発行する取締役報告書 ・義務
3. 記載項目	・環境規制の遵守状況。環境規制に反する活動を行なった場合、その内容を年次報告書に記載しなければならない。
4. 対象 ・対象となる実際の規模 ・対象となる業種 ・公的セクターに対する規定の有無等	・上場企業 ・1576企業 ・公的セクターに対する規定はない。公的セクターは Public Sector Management Act1995,Public Finance and Audit Act 1987 を遵守しなければならない。
5. 審査制度 ・義務/任意	・財務上の監査制度を適用。会計監査役は年間報告書に記載の年次決算および全ての情報を監査しなければならない。 ・義務

環境報告書に関する国際的な取組の進展

一般に、環境報告を行う理由としてあげられるのが、アカウンタビリティ（説明責任）とコミュニケーションである。企業が自立的に行う環境報告であっても、情報が受け手にとって有意義でなければ、アカウンタビリティも果たせず、またコミュニケーションも成立しない。そのため、さまざまな団体から環境報告書の記載内容等に関するガイドラインが発行されている。

また、GRIガイドラインの発表、ダウジョーンズ（DJSI）、フィッティーフォーグッド（TFSE4 Good）の出現などにより、環境報告から持続可能性報告書への移行も見られ始めている。

各種環境報告ガイドライン  
(民間レベル)

- CCC:カナダ商業会議所
- CERES：環境に責任を持つ経済のための連合
- PERI：公共環境報告イニシアティブ
- IISD：持続可能な発展のための国際研究所
- WICE：世界産業環境委員会  
(現 世界経済人会議：WBCSD)
- UN-ISAR：国連一会計・報告の国際基準に関する専門家  
による政府間作業グループ
- UNEP：国連環境計画
- EMAS：環境管理・監査要綱規則

環境報告書ガイドラインの記載項目の整理

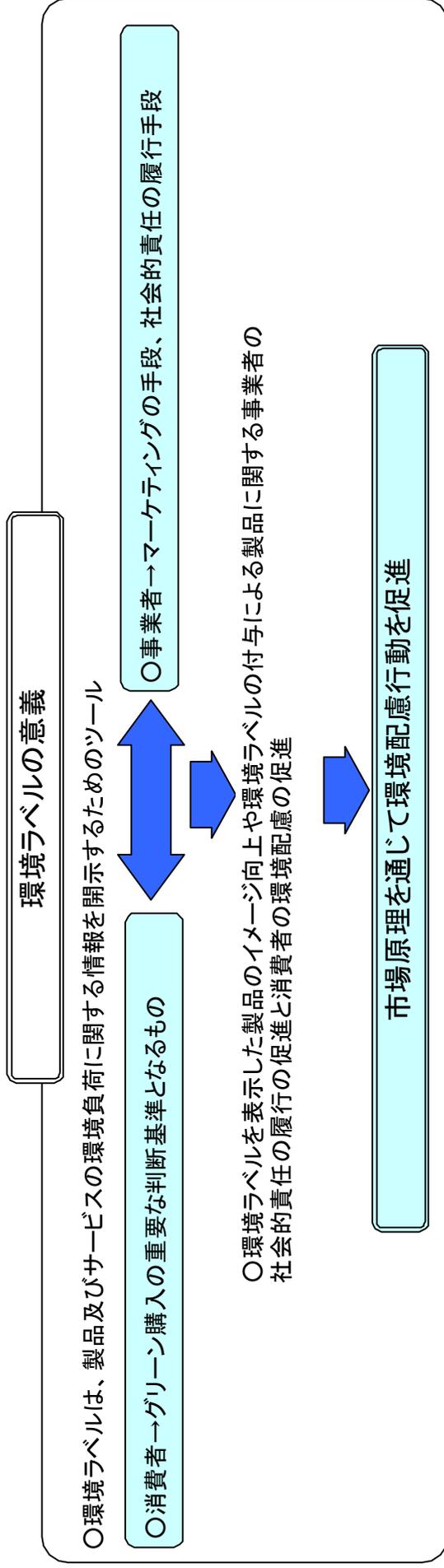
内容	CCC	CFRFS	PERI	IISD	WICE	UN-ISAR	UNEP	EMAS	GRI
上級経営者(最高経営責任者など)による序文					○				○
業務内容と環境リスクの記述			○	○	○	○		○	○
環境マネジメントシステムの記述			○	○	○	○	○	○	○
全社的な方針・目的・目標の声明	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境リスクに注意を喚起する率先的活動と結果分析	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・資源(天然資源および人工資源)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・生息圏の改変									○
・汚染(排出、放出)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・廃棄物	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・リスク(有害・危険生産物、報告可能な事故)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・操業施設(土地、地下水)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・製品インパクト(包装、リサイクル可能性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務データ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法的遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監査と報告書		○	○	○	○	○	○	○	○
安全と健康									○
ステークホルダーとの関係			○		○				○

環境パフォーマンス報告(カナダ勸許会計士協会)に加筆(2000)

持続可能性報告について

<p>GRI (グローバル・リポーティング・イニシアティブ)</p> <p>1997年に米国の非営利組織 CERES (Coalition Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画(UNEP)が合同事業として、持続可能性の報告書の質、厳密さ、利便性の向上を目的に発足した組織である。その活動と、作成されたガイドラインの内容は以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1997年 GRI 設立</li> <li>• 1999年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン-公開草案」 公表</li> <li>• 2000年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン」 発行</li> <li>• 2002年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン」 改訂</li> </ul> <p>GRIガイドラインの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ GRIガイドラインは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みとして作成されている。</li> <li>➢ ガイドラインの使い方</li> <li>➢ 報告原則 (厳密な報告を促進するための原則と取組み)</li> <li>➢ 報告書の内容 (具体的な報告内容)             <ul style="list-style-type: none"> <li>• ビジョンと戦略</li> <li>• 報告組織の概要</li> <li>• 統治構造とマネジメントシステム</li> <li>• GRIガイドライン対照表</li> <li>• パフォーマンス指標                 <ul style="list-style-type: none"> <li>統合パフォーマンス指標</li> <li>経済パフォーマンス指標</li> <li>環境パフォーマンス指標</li> <li>社会パフォーマンス指標</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 用語集と付属文書</li> </ul>	<p>WBCSD (持続可能な発展のための 世界経済人会議 : World Business Council for Sustainable Development)</p> <p>1992年にリオの地球サミットを受けて、ビジネス面での対応を強化するために、先進的な企業たちによって結成された。</p> <p>メンバーは、世界30カ国、20業種にわたる160企業。</p>
	<p>WBCSD 「Striking the Balance」 の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 持続可能性報告の標準化を目的とするのではなく、持続可能性報告書の現状について理解を深め、また持続可能性報告書の作成を検討中の企業が掲載内容についてアイデアをまとめたり、公開すべき情報を検討するための実践的なガイダンスとなるよう、基礎的なフレームワークを提示している。</li> <li>• ガイダンスとして、レポーティングプロセスに含まれる主な5段階のアプローチが示されている。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① レポートの目的を明確化する</li> <li>② レポートを計画する</li> <li>③ レポートを構成する</li> <li>④ レポートを配布する</li> <li>⑤ フィードバックを集めて分析する</li> </ol> </li> </ul>

## 5.環境ラベルによる製品情報提供の進展



<p><b>タイプⅠ (第三者機関認定型)</b></p> <p><b>概要</b></p> <p>○第三者機関が定められた要求基準を満たしている製品を認定するタイプの環境ラベル</p> <p><b>普及状況</b></p> <p>○我が国ではエコマークが該当 →平成16年12月末現在では 対象商品類型数:59 認定承認数:5,673</p>	<p><b>タイプⅡ (自己宣言型)</b></p> <p><b>概要</b></p> <p>○製品の供給者が独自に設定した基準を満たしている製品を事業者等が自ら宣言するタイプの環境ラベル</p> <p><b>普及状況</b></p> <p>○現在、企業が行っている環境ラベルはこのタイプⅡが大部分 →エコネットワーク、「エコシンボル」など</p>	<p><b>タイプⅢ (定量的環境情報表示型)</b></p> <p><b>概要</b></p> <p>○LCAを基礎に製品の環境情報を定量的に表示するタイプの環境ラベル</p> <p><b>普及状況</b></p> <p>○我が国ではエコリーフが該当 →平成16年3月現在では 実施企業数:24社 対象製品:129製品</p>

## (1) タイプ別環境ラベルの概要

市場のグリーン化を進めるには、消費者が積極的にグリーン購入を進めるとともに、事業者がグリーンな商品を開発・販売することが重要である。そのためには、消費者と事業者とのコミュニケーションを進めることが必要になる。環境ラベルは、事業者が消費者に対し環境負荷の少ない製品やサービスを販売する際に、製品及びサービスの環境負荷に関する情報を提供するためのツールである。消費者にとってはグリーン購入の重要な判断基準である。事業者にとってはマーケティングの手段であると同時に、市場原理によって環境改善を実現するための手段でもある。ISO では以下の 3 タイプの環境ラベルが定められている。

- ・ タイプ I : 第三者認証による環境ラベル (エコマーク等)
- ・ タイプ II : 事業者の自己宣言による環境ラベル (グリーンマーク等)
- ・ タイプ III : 製品の環境負荷の定量的データを表示する環境ラベル (エコリーフ等)

我が国でも、これらの規格に沿って様々な制度が運用されている。

### タイプ別 環境ラベルの概要

環境ラベルの種類	概要
タイプ I (第三者認証)	第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するタイプの環境ラベルをタイプ I という。我が国のエコマークやドイツのブルーエンジェルがこのタイプに該当する。タイプ I の規格である ISO 14024 では、基本的な運用の原則や手続きのみが定められ、ラベルの対象とする製品の決定やラベル授受の判断基準の決定方法は、国ごとに決定される。企業が自己の製品やサービスにおける環境改善を、自己主張してマーケティングの手段とするものをタイプ II といい、製品そのものに表示する以外に広告や宣伝に使用されるものがある。
タイプ II (自己宣言)	マーケティングの手段としての性格の強い環境ラベルである。ISO 14021 では、タイプ II の環境ラベルにおいて主張できる項目を定めている。
タイプ III (定量的環境情報表示)	LCA (ライフサイクルアセスメント) を基礎に製品の環境情報を、定量的に表示するラベルをいう。ISO では ISO/TR 14025 として発行している。我が国では、(社) 産業環境管理協会が「エコリーフ環境ラベル」として、運用している。

ISOの類型に当てはまらない環境物品情報（例）

データブック	<p>製品ごとの環境負荷に関する情報を第3者が一覧表にとりまとめ、提供するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載希望のあった製品で、GPNガイドラインに沿った製品であると事業者が判断したものを掲載するもの（グリーン購入ネットワーク（GPN）の環境データブック）</li> <li>・一定基準に合致するもののみを掲載するもの（率先実行計画に基づく推奨製品リスト）</li> <li>・特定の環境負荷のみに着目したもの（省エネ性能比較カタログ、低公害車ガイドブック）</li> </ul> <p>など様々なものがある。</p>
データシート	<p>第3者が定めた共通のデータシートフォーマットに各製造事業者等が必要な環境情報を記入し、当該第3者がそれをとりまとめ提供を行うもの。グリーン購入ネットワークで実施中のものなどがある。</p>

## (2) 代表的な環境ラベルの状況

タイプⅠ：第三者認証によるラベル

世界的に様々な環境ラベル制度があるが、日本のエコマーク（(財)日本環境協会）認定製品は、1,902社の59類型、5,673品目を認定している（2003年12月31日現在）。

タイプⅡ：自己宣言ラベル（公表されているラベルの特徴）

- ①環境情報の表示方法：ラベルのみを表示しているものが多いが、ラベルと環境負荷情報を表示しているものや環境負荷情報のみを表示しているものもある
- ②ISOへの準拠状況：ISO規格への準拠、一部準拠しているラベルが多いが、準拠していないラベルもある。

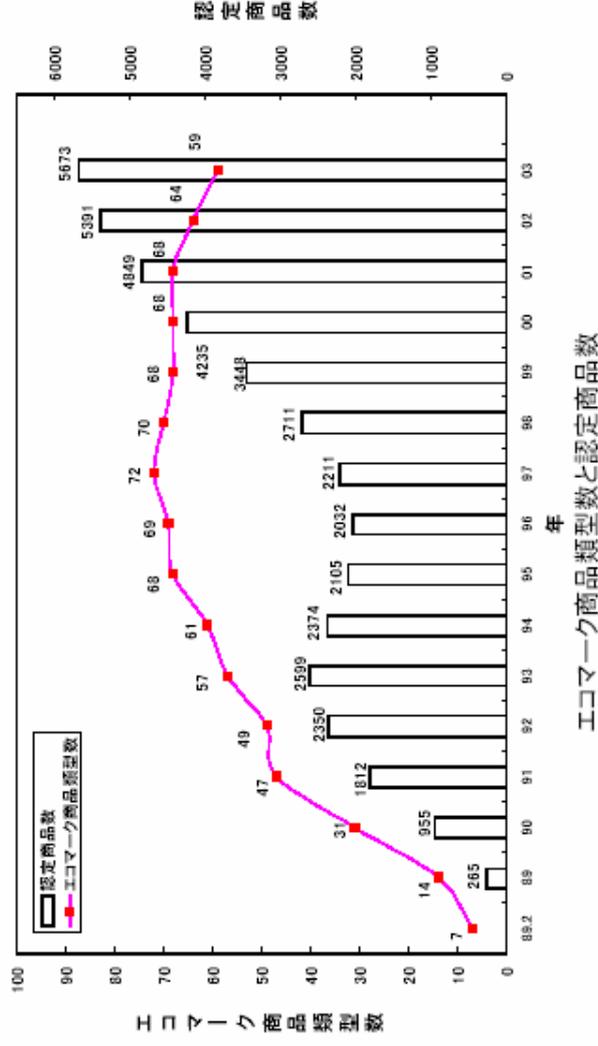
タイプⅢ：定量的環境情報表示ラベル

（社）産業環境管理協会のエコリーフ環境ラベルは、製品分類基準に沿って企業が環境レベルを作成し、外部専門家が検証する制度である。

タイプⅠ エコマーク



エコマーク商品類型数と認定商品数



(財)日本環境協会のHP

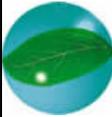
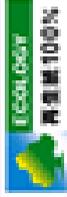
タイプ I 世界の主要な環境ラベル制度

- ・ 環境ラベルに関する国際ネットワークである GEN “Global Ecolabelling Network” 加盟の、世界の主要な環境ラベル制度。
- ・ いずれも、ISO のタイプ I 環境ラベル（第三者認証）に分類される。
- ・ 我が国は（財）日本環境協会（エコマーク）が加盟している。

オーストラリア		カナダ "環境子ヨイス プログラム"		クロアチア共和国		チェコ共和国		EU ほか		ドイツ "ブルー・エンジェル"	
香港		インド		大韓民国		ニュージーランド		"ノルディック・スワン"		台湾	
スペイン		スウェーデン		スウェーデン		タイ		"グリーン・シール"		日本 "エコマーク"	

出典：環境省のHP

タイプII 自己宣言環境ラベルの例

		制度の概要				
マーク等	制度名	着目する環境影響	情報提供手法		ISO14021への準拠	
			マーク等表示	環境負荷データ表示/提供	準拠	部分的な準拠
	ウチダ環境マーク	製品の環境保全	○		○	
	エコネットワーク	繊維製品のリサイクル推進による資源の有効活用	○			○
	「エコシンボル」	低消費電力化、CO2 排出量把握、省資源化及びリサイクル容易化、化学物質の使用抑制、回収・リサイクル等製品の様々な環境配慮項目に着目	○	○	○	
	グリーンウエーブ商品マーク	「省資源化」「再生材料の使用」「再資源化」「再利用化」「長寿命化」「安全性・環境保全」「省エネルギー」等 尚、「安全性・環境保全」に著しく外れる場合は、グリーンウエーブ製品に認定しません。	○			○
	キンギジム環境マーク (例)	・再生材使用状況 ・長寿命性 ・廃棄方法 ・リサイクルシステム 等	○			○
	シャープグリーンシール	・省エネ・省資源・安全性・リサイクル・再生材料・長期使用・解体性	○	○	○	
	SIIグリーン商品ラベル	商品のライフサイクルでの様々な環境影響に着目し、各項目に5段階評価基準を設定して点数評価する。	○		○	

マーク等		制度名	制度の概要			
    		トッパン環境配慮型製品ラベル  ニッケエコロジー企画  環境情報表示制度  環境シンボルマーク  製品環境情報 "MET-Profile"	着目する環境影響  生産と流通、使用、使用後の各ライフステージ  再生PET樹脂の利用による資源の再利用とゴミの削減に着目  減量化、長寿命化、再資源化、分解性、処理容易性、環境安全性、省エネルギー性、情報提供  省資源化、省エネルギー化、長寿命化、再資源化、化学物質使用削減、情報開示等、ライフサイクル全体の環境影響を配慮。  製品の全ライフサイクルで M、E、T (Material (資源の有効利用)E: Energy (エネルギーの効率利用)T: Toxicity (環境リスク物質の排出回避))の視点から環境影響に着目	マーク等表示	環境負荷データ表示/提供	ISO14021への準拠
				〇	〇	〇

出典：環境省 HP を基に作成

補足：ISO 14021 が定める、タイプIIの環境ラベルにおいて主張できる項目

ライフサイクルステージ	生産と物流	製品の使用	製品の処分
環境主張	①リサイクル材含有率 ②省資源 ③回収エネルギー ④廃棄物削減	⑤省エネルギー ⑥節水 ⑦長寿命化製品	⑧再使用可能及び詰替え可能 ⑨リサイクル可能 ⑩解体容易設計 ⑪分解可能 ⑫コンポスト化可能

タイプⅢ 製品の定量的な環境情報表示ラベル

(社) 産業環境管理協会のエコリーフ環境ラベルは、2004年3月18日現在、24社の129製品が登録されている。

エコリーフ環境ラベルは、製品分類別基準に沿って、次の内容で作成される。

データ名称	情報の種類	情報内容
製品環境情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品等の定量的環境側面を集約した情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品購買者あるいは一般消費者の理解の便を図るため、統一性及び視覚性に配慮しつつ、簡潔に表現されなければならない</li> </ul>
製品環境情報開示シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品環境情報の根拠を示す詳細データ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インベントリ分析結果、影響評価結果及び消費エネルギーが要約されている</li> </ul>
製品データシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品環境情報開示シートの裏付けとなる基礎的データを集約したデータシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコリーフ環境ラベル作成者が把握可能な範囲で、エネルギー資源、原材料及び環境物質の出入りについて実測値を基本に製品1単位あたりで記載したデータシート</li> </ul>

出典：(社) 産業環境管理協会

エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン

### (3) 環境ラベルを巡る国際的な議論の動向

世界各国で独自に運営されているラベリング制度に対して、基準や手続の共通化や相互認証、情報交換などを目的として、ラベル運用機関による国際的組織が設立されている。

- ・ GEN “Global Ecolabelling Network” (タイプ I 環境ラベル)
- ・ GEDnet “Global Type III Environmental Products Declaration Network” (タイプ III 環境ラベル)

環境ラベルの相互認証は、GEN “Global Ecolabelling Network” により、取組が進められている。

環境ラベルは、WTO において国際貿易上、差別につながらない限り重要な環境的政策手法と位置づけられているが、環境ラベルの貿易に与える影響については、WTO の貿易と環境委員会 (CTE) において議論され、WTO の原則、TBT 協定との整合性について継続的検討がなされている。

タイプ別 環境ラベルの概要

ISO では以下の 3 タイプの環境ラベルが定められている。

環境ラベルの種類	概要
タイプ I (第三者認証)	第三者認証による環境ラベル
タイプ II (自己宣言)	事業者の自己宣言による環境ラベル
タイプ III (定量的環境情報表示)	製品の環境負荷の定量的データを表示する環境ラベル

SC3 (ラベル)

- 2002/11 にタイプ III ラベルの規格化 (ISO 14025) が決定  
LCA 手法を活用して、製品の環境負荷を評価し、その定量的な情報を表示するラベルである。  
タイプ III 環境宣言の目的、製品分類基準、その評価方法や信頼性確保のための要求事項、検証実施者の透明性確保のスキームなどが含まれる規格である
- 2003/6 に TR 14025 の WD1 に対するコメントの審議がバリ総会で行われた。
  - 認証の有無はプログラムごとに決定
  - タイプ III の読み手は主に購入者 (ビジネス、一般消費者を問わず)
  - 企業単独のタイプ III 環境宣言も包含する方向で検討
  - LCA を基本とした環境宣言に関する最上位規格と位置づけ
- 2006/12 に ISO 化を予定

GEN

GEN “Global Ecolabelling Network” は、環境ラベルの相互認証促進、タイプ I 環境ラベル間の情報交換、制度間の調和・協力をを行うために、1994年に結成された。

グローバル・エコラベリング・ネットワーク参加組織

国	参加組織
オーストラリア Australia	オーストラリア環境ラベリング協会 The Australian Environmental Labelling Association Inc (AELA)
ブラジル Brazil	ブラジル技術企画協会 (ABNT) Associacao Brasileira de Normas Tecnicas (ABNT)
カナダ Canada	テラチョイス、環境省 Terra Choice Environmental Service Inc, Environment Canada
クオアチア Croatia	クオアチア環境理事会 Ministry of Environmental Protection and Physical Planning
チェコ Czech Republic	生活環境省 Ministry of the Environment
デンマーク Denmark	エコラベリング デンマーク Ecolabelling Denmark
ヨーロッパ共同体 EU	欧州委員会 環境総局 D3 European Commission, DG ENVIRONMENT D3
ドイツ Germany	ドイツ連邦環境公団 Federal Environmental Agency (FEA)
ギリシャ Greece	環境省 Ministry of the Environment Physical Planning
香港 Hong Kong	香港環境促進会、香港環境保護連盟 Green Council
インド India	インド標準化機構 Central Pollution Control Board (CPCB)
日本 Japan	(財)日本環境協会 (JEA) Japan Environment Association (JEA)
韓国 Korea	韓国環境ラベル協会 Korea Environmental Labelling Association (KELA)

出典：グローバル・エコラベリング・ネットワークの HP をもとに作成

GEDnet

GEDnet “Global Type III Environmental Products Declaration Network” は、タイプ III 環境ラベルの国際規格化を促進し、タイプ III 型ラベルプログラムを実施中ないし検討中の機関の間で積極的な情報交換を行い、将来の国際相互認証に関する協議を行うために、1999年に結成された。

参加国：日本、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国

出典：製品の定量的な環境データがわかるエコラベル 環境ラベル 2002年度のあゆみ 社団法人産業環境管理協会 エコライフ事務局

国	参加組織
ルクセンブルグ Luxembourg	環境省 エコラベル委員会 Ecolabel Commission, Ministry of Environment
ニュージーランド New Zealand	環境認証ニュージーランド Environmental Choice New Zealand
ノルウェー Norway	北欧エコラベリング委員会 (NMN) Norwegian Foundation for Environmental Labelling
フィリピン Philippines	クリーンアンドグリーン財団 Clean & Green Foundation, Inc.
台湾 R.O.C.(Taiwan)	環境開発財団 (EDF) Environment and Development Foundation (EDF)
シンガポール共和国 Singapore	シンガポール環境委員会 Singapore Environment Council
スペイン Spain	スペイン標準化認証協会 (AENOR) Asociacion Espanola de Normalizacion y Certificacion (AENOR)
スウェーデン Sweden (SIS)	SIS エコラベル SIS Ecolabelling AB
スウェーデン Sweden (SSNC)	スウェーデン自然保護協会 (SSNC) Swedish Society for Nature Conservation (SSNC)
スウェーデン Sweden (TCO)	スウェーデン職業別雇用組合 TCO Development
タイ Thailand	タイ環境研究所 (TEI) Thailand Environment Institute (TEI)
イギリス United Kingdom	環境・食糧・農村地域省 Department for Environment, Food and Rural Affairs(DEFRA)
アメリカ U.S.A.	グリーンシール Green Seal

相互認証

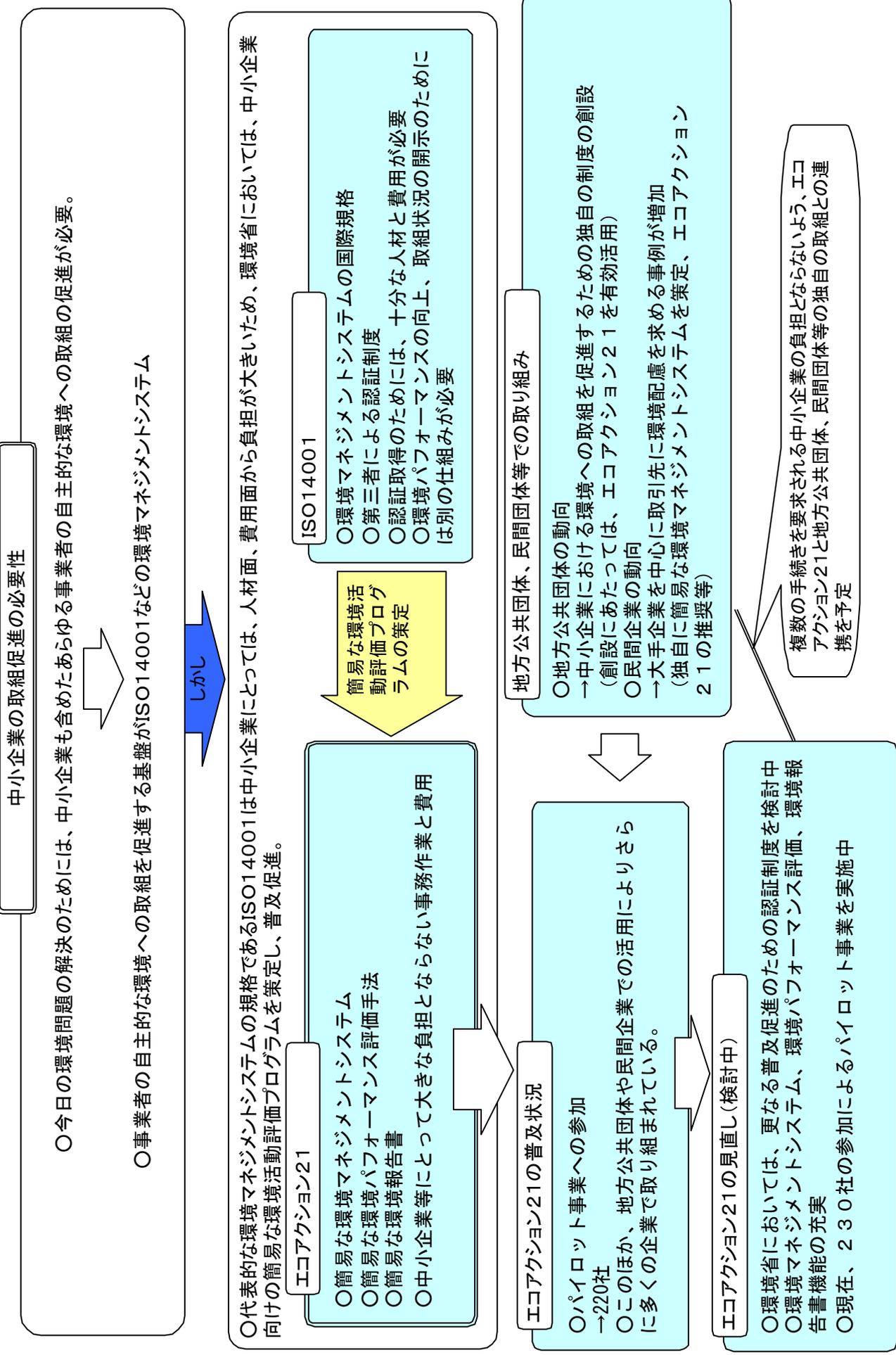
▶ 各国のタイプ I 環境ラベルの実施機関は、GEN (Global Ecolabelling Network) に参加し、相互認証を促進している

相互認証の種類

名称	特徴	GEN での例
審査、試験や証明方法に関する相互認証	A 国の申請者が、B 国の環境ラベル認証機関のラベル認証を希望する場合、B 国の環境ラベル認証機関からの要請及び指示に従い、A 国の環境ラベル認証機関は、B 国の環境ラベル認証機関の技術上の代理人として、現地監査、またはその他確認審査及び試験を行う。	カナダ「環境チョイスプログラム」 米国「グリーン・シール」 台湾「グリーン・マーク」の間で実施。
共通認証基準化に基づく相互認証	共通の商品類型において、認証のための基準のいくつかの要求事項が、実質同一である場合、一方の機関が行うそれらに関する現地監査および確認審査の結果は、他方の機関での確認審査の一部として、受け入れられる。	日本「エコマーク」 北欧「ノルディックスワン」の間で複写機について実施。 なお、現在、 日本「エコマーク」 韓国「環境ラベル」 タイ「グリーンラベル」 台湾「グリーン・マーク」の間で、トナーカートリッジ、塗料について相互認証合意書を策定中。
完全相互認証	2 機関が全く同じ認定基準で審査する。審査方法も統一され、申請者はどちらから一方の機関で認証を受ければ他方についても無審査でロゴを商品に付与できる。	カナダ「環境チョイスプログラム」 台湾「グリーン・マーク」の間でコンピュータキーボード、マウス、木製おもちゃ、テレビについて実施。

出典：環境省 平成 13 年度環境ラベルに係る国際的整合等調査事業委託業務報告書 上加筆

## 6. 中小企業の取組の進展



(1) 我が国におけるこれまでの取組

事業者の自主的な環境への取組を推進する基盤のひとつが環境マネジメントシステムであるが、代表的な環境マネジメントの規格であるISO 14001は、中小企業にとっては人材面、費用面から負担が大きいため、環境省においては、中小企業向けの簡易な環境活動評価プログラムを策定し、その普及を進めてきた。

また、地方公共団体・各種事業者団体等においては、エコアクション21又はISO 14001をベースにした、事業者の簡易な環境マネジメントシステムへの取組、あるいは、環境への取組等を認証する諸制度を整備するなど中小事業者向けの仕組みが運用されてきた。

地方公共団体等における環境マネジメントシステム」の事例

- |                                 |                            |
|---------------------------------|----------------------------|
| ・みちのく環境管理規格（みちのくEMS）            | 仙台市、宮城県                    |
| ・KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）（2001） | 京のアジェンダ21フォーラム             |
| ・神戸環境マネジメントシステム（KEMS）（2004）     | こうべ環境フォーラム<br>（社）長野県環境保全協会 |
| ・エコアクション長野                      | 岐阜県                        |
| ・岐阜県環境配慮事業所（E工場）登録制度            | 地域ぐるみ環境ISO研究会              |
| ・南信州いいむす21（2001）                | 名古屋市                       |
| ・エコ事業所認証制度                      | 大分県                        |
| ・エコおおいた推進事業所登録制度                | 交通エコロジー・モビリティ財団            |
| ・グリーン経営推進マニュアル                  | 事務局：（社）中部産業連盟              |
| ・EPOC環境宣言（環境パートナーシップ・CLUB）      | エコステージ研究会                  |
| ・エコステージ（2001）                   |                            |

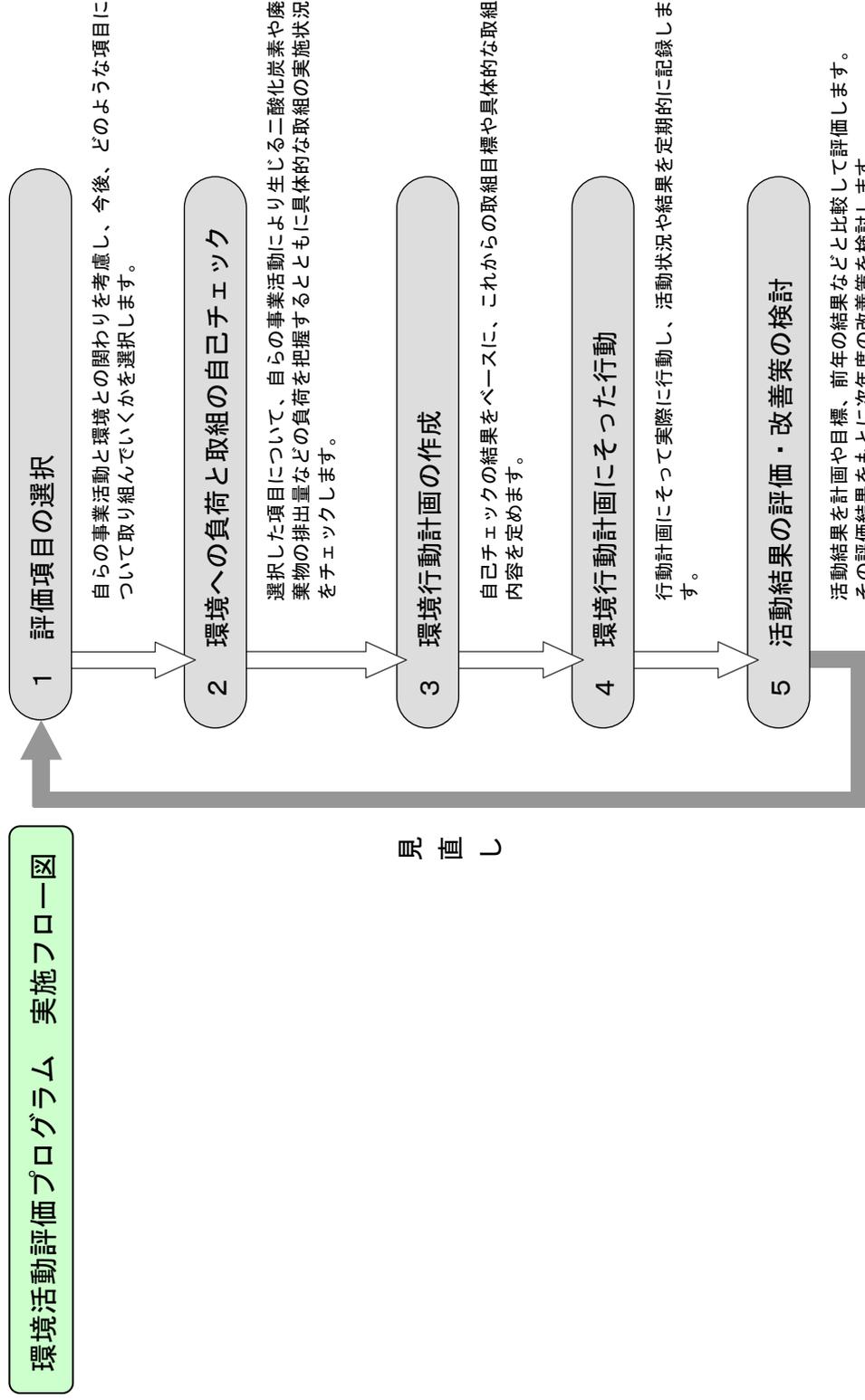
国内における各種 EMS の特徴

名称 (開始時期)	運用団体	対象組織	①システム要求事項 ②システム文書	パフォーマンスの 要求・評価	審査認証制度	構築費用 (万円)	認証事業所数
イコアクション 21 (環境活動評価プログラム) (1993)	環境省	事業者	①PDCA の枠組 ②必要又は最小限	・ 負荷量フェック ・ 活動評価フェック (自己評価) ・ 環境活動レポート	認証制度	20~30	220 社 ※ハ・イコット事業 参加事業者
みちのく環境管理規格 (みちのく EMS) (2001)	宮城県・仙台市	事業者	①JIS規格 (ISO 14001 と比べ簡易) ②必要最低限	・ 負荷量フェック ・ 活動評価フェック ・ 環境活動レポート	認証制度	22~28	0 社 (16 年 3 月)
KES (環境マネジメントシステム・システム) (2001)	京のアイランド 21 フォーラム	事業者	①ISO より平易・簡便 ②必要	なし	認証制度	20~30	312 社 (16 年 3 月)
神戸環境マネジメントシステム (KEMS) (2004)	こうべ環境フォーラム	事業者	①ISO より平易・簡便 ②必要	なし	認証制度	15~30	0 社
イコアクション長野	(社)長野県環境保全協会	事業者	①PDCA の枠組 ②必要又は最小限	・ 負荷量フェック ・ 活動評価フェック (自己評価) ・ 環境活動レポート	認証制度	20	10 (15 年 4 月)
環境配慮事業所 (E工場) 登録制度 (2002)	岐阜県	事業者	なし	必須要件と配慮要件	登録制度 (県)	無料	131 事業所 (15 年 1 月)
南信州いいむす 21 (2001)	地域ぐるみ環境 ISO 研究会	飯田下伊那地域の 小規模・個人 事業者	①環境方針・環境目標の 設定 取組宣言書の提出 ②なし	・ 環境負荷物質の把握 ・ 環境負荷低減活動の実施	審査登録：研究会 登録：南信州広域 連合 (ステッカ配布)	無料	7 社 (14 年 8 月)
エコ事業所認証制度 (2002)	名古屋市	事業者	なし	取組内容を評価 (点数化)	認定制度 (市：ステッカ配布)	無料	335 事業所 (15 年 12 月)
エコおおい推進事業所登録制度 (2000)	大分県	事業者	①取組目標 ②なし	取組目標が 3 項目以上	登録制度 (ステッカ、シボル マーク配付)	無料	716 事業所 (14 年 7 月)
グリーン経営推進マニュアル	交通エコロジー・モビリティ財団 環境パートナーシップ・CLUB (事務局：(社)中部産 業連盟)	中小規模運輸事 業者 事業者	①簡単な要素のみ ②不要 なし	活動評価フェック (自己評価) ・ 必須要素 ・ 主張要素	パフォーマンスレベルによる独 自審査 登録 (自己宣言)	15~16	58 社 125 事業 所 (16 年 2 月) 52 社 (16 年 3 月)
EPOC 環境宣言		事業者	なし	なし	登録 (自己宣言)	100	レベル1: 38 社 レベル2: 5 社 レベル3: 1 社 レベル4: 1 社 (16 年 3 月)
エコアーツ (2001)	エコアーツ 研究会	事業者	①ISO 14001 準拠 ②必要	なし	独自組織による審査		

(2) エコアクション21に関する状況

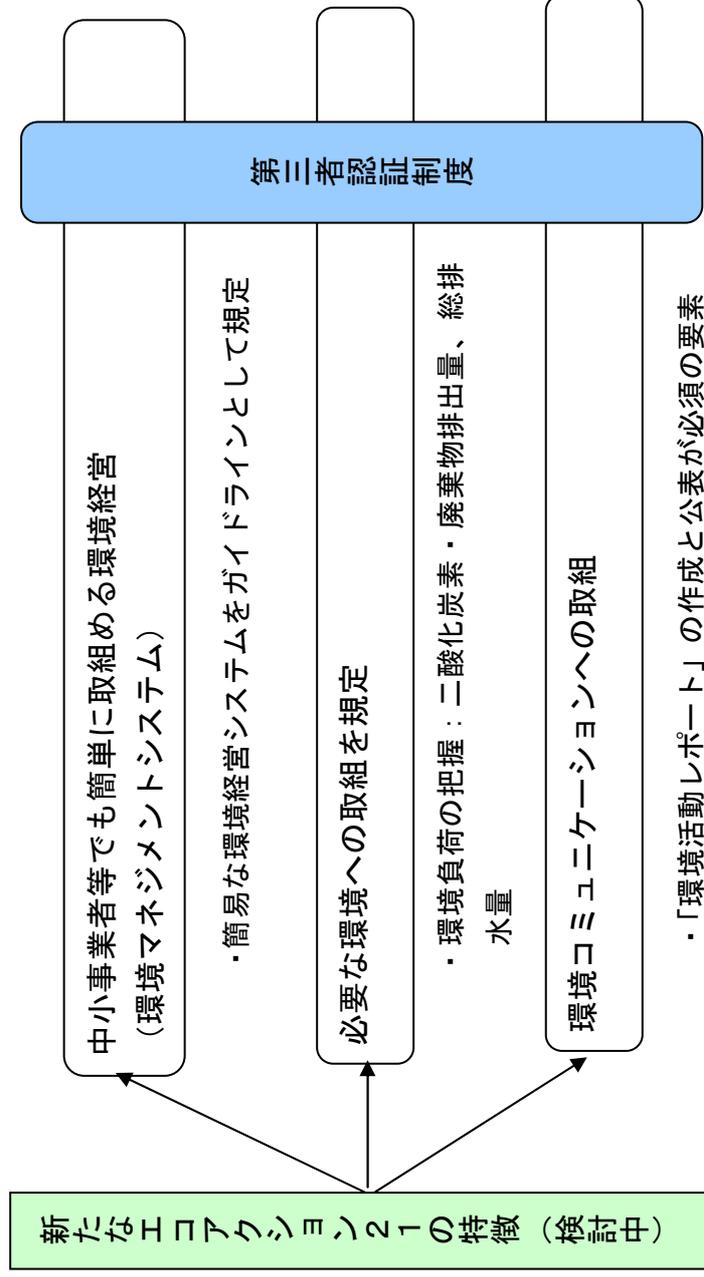
① エコアクション21の状況

エコアクション21は平成8年に策定以降、3回の改定を行い、現在に至っている。  
 この間、844事業者がエコアクション21に参加・登録し（平成15年9月末現在）、大手企業が取引先等に導入を求めるとの活用をするなど、多くの成果をあげてきている。



## ② エコアクション21の改定

近年の環境経営の急速な進展、ISO 14001認証取得の広がり等の新たな動きが拡大しつつある中で、中小事業者でも比較的容易に取り組むことができ、自主的、積極的に環境への取組を行った場合に、ISO 14001と同様に認証を受けられることのできる全国的な認証制度の仕組みを望む声が高くなってきた。このため、来年度よりの改定を目指し、現在、パイロット事業（220事業所）を実施している。



(3) 地方公共団体における取組状況

中小事業者の環境マネジメントシステムの構築等に向けて、様々な支援策が実施されている。

地方公共団体による支援策の例

支援策の内容	団体数	実施率
支援策の実施団体数	92	64.8%
補助金或いは融資制度の設立	74	73.3%
セミナー等の開催	51	63.4%
コンサルタントや認証機関等の紹介	20	19.8%

環境報告の促進策に関する検討会のアンケートの結果

調査対象：都道府県、人口20万以上の市町村、東京都23区 174団体

アンケート回収数：142団体 (81.6%)

出典：環境省 平成13年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書

事業者が環境関連の計画等を策定することを支援・誘導する制度

制度の内容	地方公共団体名	制度の名称	制度の開始日	対象事業所の種類・規模	提出の有無
審査・登録（認証）制度	熊本市	熊本市事業所グリーン宣言	1999年1月1日		提出無し
	東京都	事業活動エコ・アップ事業	1999年4月1日	全ての事業所	提出有り
	岡山市	岡山市環境パートナーシップ事業（グリーンカンパニー活動）	2001年4月1日	特定していない	提出有り
	荒川区	あらかわエコ協定	2001年6月8日	事業者全般	提出有り
	京都府	エコ京都21認証・登録制度	2001年11月21日	事業所全般	提出有り
	岡山市	岡山市環境保全協定	1973年2月1日	排水量1,000t/日、有害ガス40,000m <sup>3</sup> /時 必要に応じて県工業団地、新産業ゾーン立地企業、ゴルフ場	提出有り
	柏市	環境保全協定	1997年8月28日	全ての事業所	提出有り
	大津市	環境保全協定「環境保全協定に定める環境保全活動及び報告書作成に関する手引き」	1999年6月24日	定めていない	提出有り
	千葉市	地球環境保全協定	1999年10月19日	製造業を除く事業者	提出有り
	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例	2002年4月1日	事業場を新設し、又は増設しようとする事業者	提出無し
環境保全活動への融資等	茨城県	茨城県地球環境保全行動条例に基づく事業者支援事業	1996年1月1日	省エネ（化石燃料使用量が原油換算1,500kl又は電気使用量600万kWh以上）、省資源（産業廃棄物排出量1,000t以上）、緑化（敷地面積6,000m <sup>2</sup> 以上）特定事業場	提出無し
	徳島県	徳島県環境保全施設整備等資金貸付金	1988年4月1日	県内の中小企業・個人で、工場等を原則1年以上引き続き経営する事業者	提出有り
EMS 構築支援	愛媛県	環境保全資金融資制度	1970年4月1日	愛媛県内に工場又は事業場を有し、1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる中小企業者及び中小企業団体	提出無し
	熊本県	ISO取得支援事業	1998年1月1日	県内に本店を有し、製造業を営む中小企業者（資本金3億円以下、従業員数300人以下）	提出無し
	大阪市	国際規格認証取得事業補助制度	1998年1月1日	中小企業で、ISO14001の認証取得事業を行う事業者	提出無し
	福島県	新事業創造資金（ISO等認証取得枠）	1998年4月1日	県内中小企業者	提出無し
	尼崎市	国際標準化機構規格認証取得支援制度	1998年5月1日	市内中小企業者	提出有り
	板橋区	環境マネジメントシステム構築・維持支援事業	1999年4月1日	工場、事業場（種類、規模制限ない）	提出無し
	相模原市	ISO認証取得促進事業補助金	1999年4月1日	市内中小企業事業者、事業協同組合等	提出無し
	香川県	環境配慮型事業活動促進事業	2000年1月1日		提出無し
	福島県	専門家派遣事業	2000年4月1日	創業者、中小企業者等	提出無し
	春日井市	国際標準化機構認証取得事業助成	2000年4月1日	市内中小企業者	提出有り
	川崎市	川崎市中小企業認証等取得資金融資	2000年11月1日	中小企業（信用保証協会の保証対象企業）	未記入
	福井県	ISO14001認証取得支援補助	2001年4月1日	県内中小企業者	提出有り
	千葉市	千葉市ISO認証取得事業助成制度	2001年4月1日	市内に本社または主たる事業所等を有し、主として製造業または建設業を営む中小企業者	提出有り
	江東区	環境保全対策資金融資	2001年4月1日	中小企業	提出有り
	茨城県	環境対応促進融資		中小企業信用保険法に規定する中小企業者等	提出無し